

区政概要

平成24年版

名古屋市

目 次

1	市勢概況	
(1)	16区の概要図	1
(2)	市域拡張の変遷図	2
(3)	市域拡張の変遷図（港区詳細図）	3
(4)	区域の移りかわり	4
(5)	区の面積・世帯・人口の推移	7
(6)	区の特徴	11
2	区役所庁舎等概況	
(1)	区役所及び支所の位置	27
(2)	区役所を中心とした区内の最長距離	32
(3)	区役所及び支所庁舎建物一覧	33
3	区役所行政機構等概況	
(1)	区役所の組織	34
(2)	区役所の事務分掌	36
(3)	平成24年度区役所職員定員表	47
(4)	課係別職員現在員	48
(5)	支出費目別職員現在員	49
(6)	区長等名簿	51
(7)	区関係委員会及び各種団体代表者一覧	53
4	区関係諸統計	
(1)	各区の人口調	54
(2)	戸籍事務取扱状況	55
(3)	住民基本台帳事務取扱状況	56
(4)	印鑑登録事務取扱状況等	57
(5)	諸証明・閲覧件数	58
(6)	国籍別外国人登録人員	59
(7)	区役所文書の取扱と公示件数	60
(8)	法律相談事項別件数	61
(9)	国民年金・国民健康保険実施状況	62
(10)	被保護世帯と人員	63
(11)	介護保険実施状況	64
(12)	小・中学校学年別児童・生徒数	65
(13)	土地利用状況	66

5	区関係諸規程	
(1)	区長以下代決規程	67
(2)	区長委任規則	91
(3)	名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則	93
(4)	区における総合行政の推進に関する規則	94
(5)	区役所講堂使用規則	95
6	指定都市の市・区役所所在地	97
7	各区のシンボルマーク	101
8	区の木・区の花・区の歌等	103

名古屋市き章



明治40年、市を表象するき章を定めようとして、各方面に意匠を求めるなど検討が行われましたが、同年10月の市会で㊤印を用いることに決議されました。

この㊤印は、尾張徳川家で合印（あいじるし）として使用されていた「丸に八の字」印といわれています。

以来、㊤マークは、名古屋市が将来に向かって限りなく発展する象徴として、市旗を始め市バス、地下鉄の車両などにも図案化して使用され、幅広く市民に親しまれています。

合印 一般的には、他者と区別するための印。丸八印は尾張藩の略章（正式の家紋は葵巴紋）というべきもの。

名古屋市の木

クスノキ



昭和47年8月、7種類の候補木の中から市民による人気投票の結果、クスノキが「市の木」に選ばれました。

クスノキは名古屋の風土になじみ深い木で、熱田神宮、名古屋城などには樹齢数百年の巨木があります。また、鶴舞公園や中村公園でも主木となっており、古くから市民に親しまれてきました。

豪壮な姿、豊かな緑、つよい生長力は、まさに名古屋の都市景観にふさわしく、緑化推進の主役をになっています。

名古屋市の花

ユリ

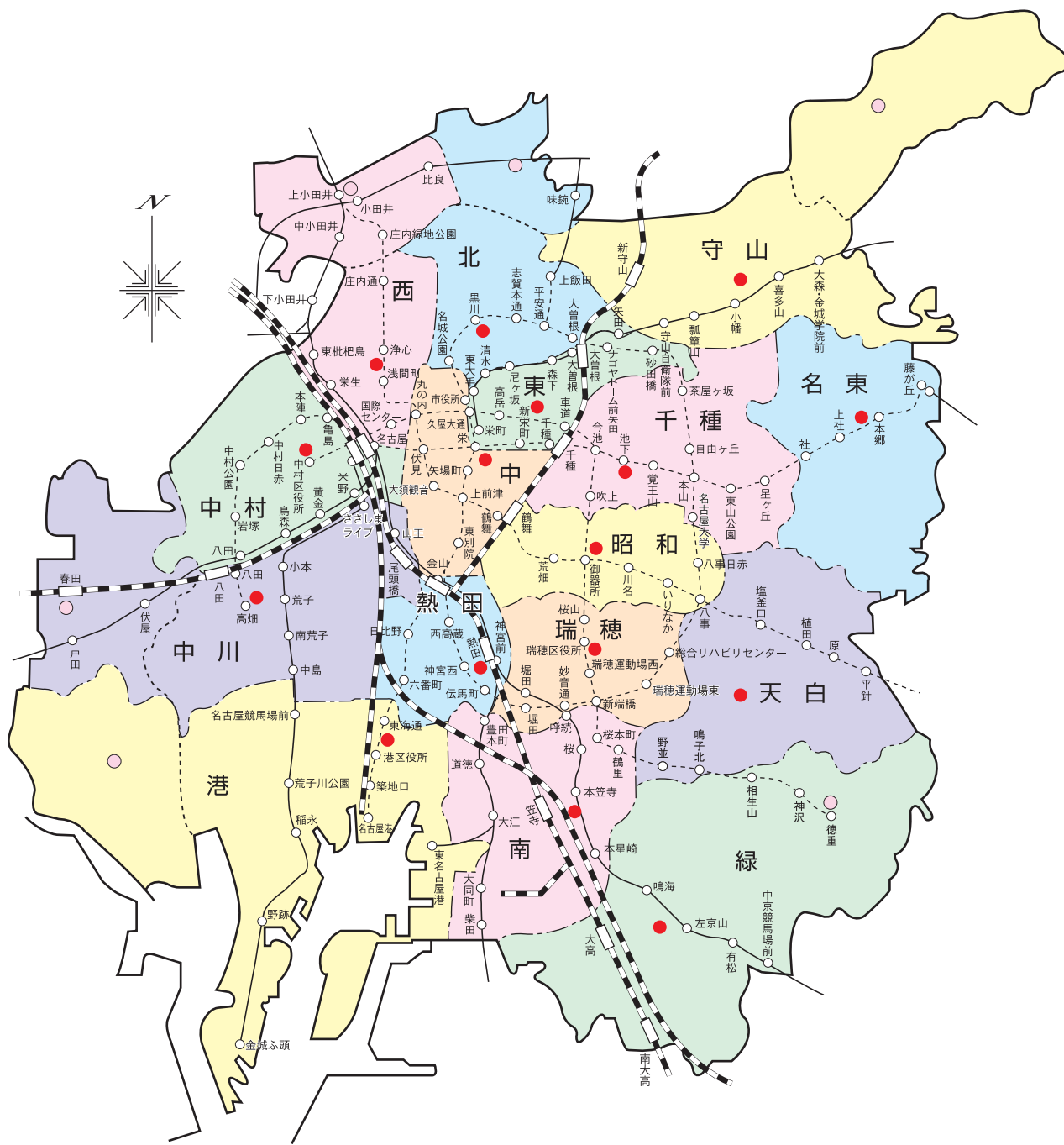







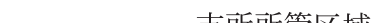


昭和25年4月の「緑の週間」にちなんで、新聞社と共催で一般公募、選定したもの。

応募の花の種類は、ユリ、バラ、サクラ、キク、カーネーションなど100種類以上にのぼりましたが、1位は「ユリ」であったのでこれを市の花として選定しました。

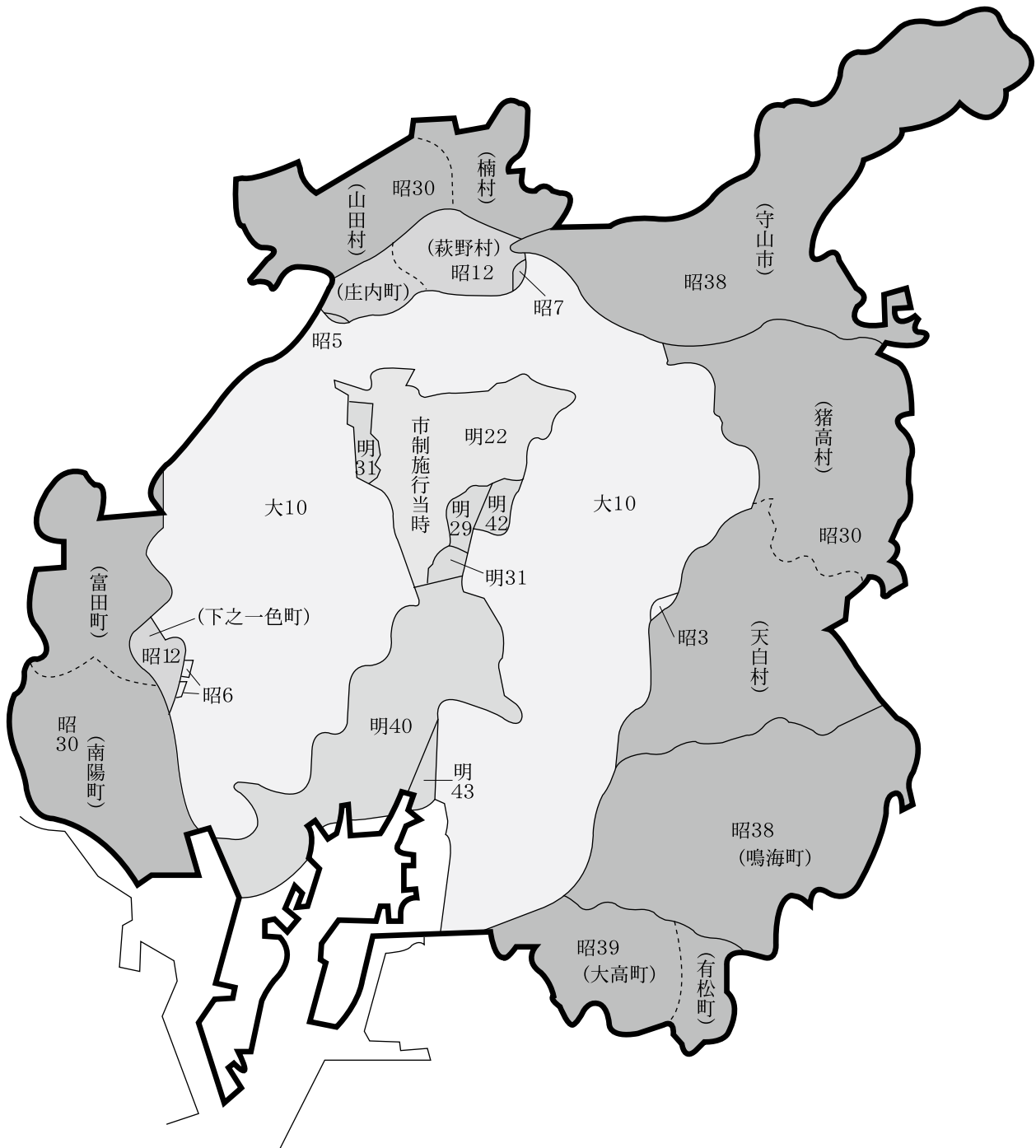
1 市勢概況

(1) 16区の概要図

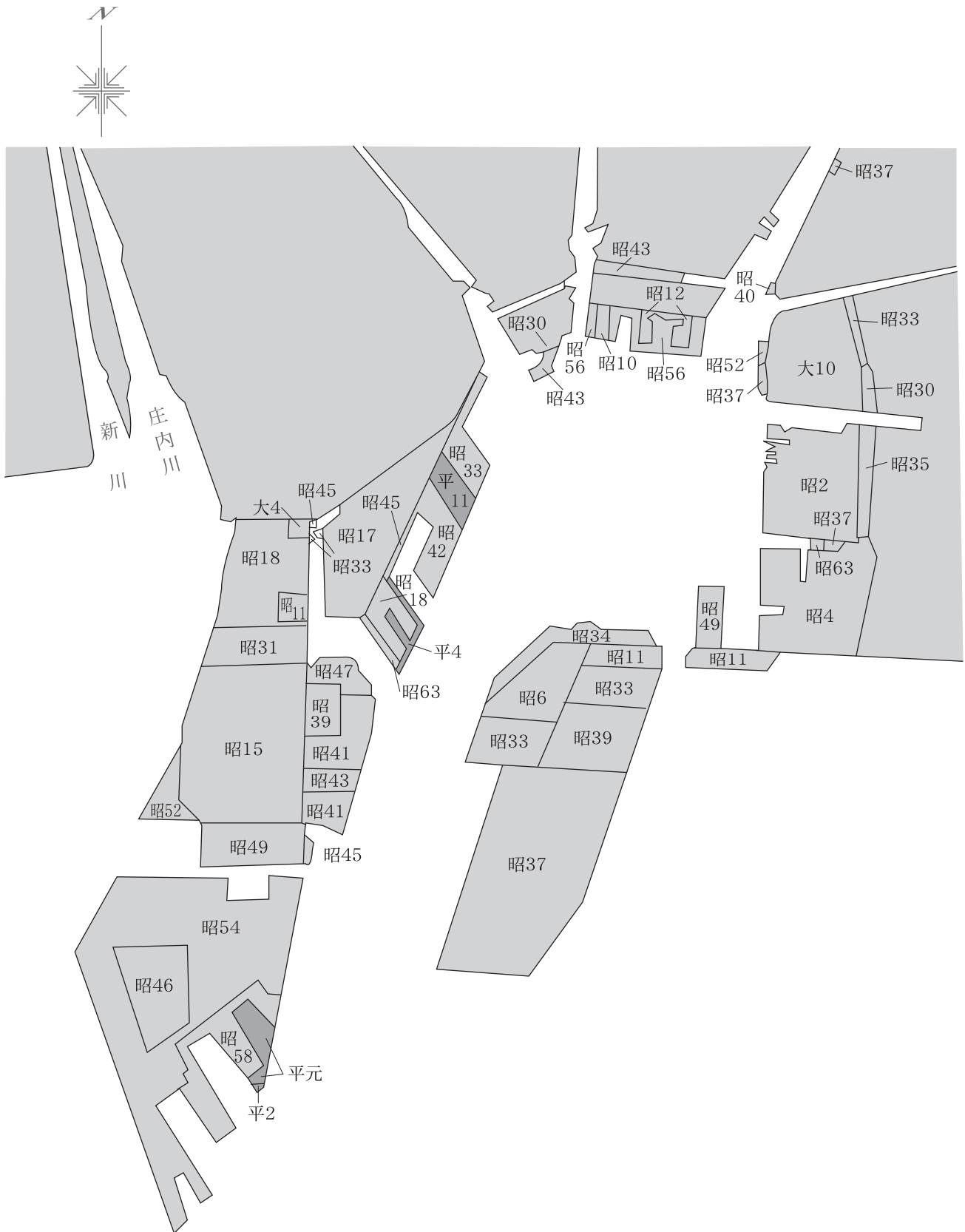


凡例	 J R	 市界
	 私鉄	 区界
	 地下鉄	 支所所管区域
	 区役所	 支所

(2) 市域拡張の変遷図



(3) 市域拡張の変遷図(港区詳細図)



(4) 区域の移りかわり

明治22年10月1日市制施行後、明治40年熱田町の編入により一躍人口、面積が増加したので、市民の利便と事務処理の便宜を図るため、翌41年4月1日全市を東、西、中、南の4区に分けて区役所を設けた。

昭和12年3月隣接3カ町村の合併を機に本市の急激な発展に伴う近代都市としての能率化を図るため、同年10月市制施行記念日を期して、従来の4区に新しく6区を増し、全市の区域を千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川、港、南の10区とした。昭和19年さらに北、栄、瑞穂の3区が増区され13区となったが、戦災により焦土と化した中区、栄区を戦後に合併、中区とし、全市を12区に減区した。昭和38年守山市および愛知郡鳴海町を編入し、それぞれ守山区および緑区とし、全市を14区とした。翌昭和39年12月緑区に隣接する知多郡有松町および大高町を編入し、これを緑区の一部に加えた。ついで昭和50年2月千種区、昭和区の区域を変更しあらたに名東区、天白区を設置し、全市を16区とした。

年 月 日	経 過
明治 11. 12. 20	名古屋区（郡区町村編制法）
22. 10. 1	市制施行
29. 3. 23	愛知郡御器所村大字前津小林を編入
31. 8. 22	愛知郡那古野村及び古沢村大字東古渡を編入
40. 6. 1	愛知郡熱田町を編入 熱田中瀬町121番戸に市役所出張所を置く
40. 7. 16	愛知郡小碓村大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稲永新田を編入
40. 11. 9	千年及び熱田前新田地先公有水面埋立地を編入（築地）
41. 4. 1	4区制の実施 東区、西区、中区、南区
42. 10. 1	愛知郡千種町の一部及び御器所村の一部を中区の区域に編入
43. 3. 5	南区千年地先公有水面埋立地を編入（東築地）
大正 4. 12. 1	南区稲永新田地先公有水面埋立地を編入（鴨浦）
10. 2. 20	愛知郡笠寺村大字笠寺及び本星崎地先公有水面埋立地を南区の区域に編入（大江）
10. 8. 22	隣接16カ町村の編入 愛知郡千種町、東山村、西春日井郡清水町、杉村、六郷村を東区、愛知郡中村、西春日井郡枇杷島町、金城村を西区、愛知郡御器所村、愛知町、常盤村を中区、愛知郡呼続町、小碓村、荒子村、八幡村、笠寺村を南区の区域に編入 各町村役場を区役所分所として存置
昭和 2. 12. 1	南区本星崎地先公有水面埋立地を編入（昭和町）
3. 3. 15	愛知郡天白村大字八事を中区広路町、南区弥富町の区域に編入
4. 7. 15	南区鳴尾町字神徳地先公有水面埋立地を編入（船見町）
5. 6. 15	西春日井郡庄内町大字堀越を西区枇杷島町の区域に編入
6. 1. 1	名古屋港東突堤端公有水面埋立地を編入（潮見町）
6. 7. 15	愛知郡下之一色町の一部を南区東起町の区域に編入
7. 12. 1	西春日井郡萩野村大字辻村を東区上飯田町、下飯田町の区域に編入
7. 12. 10	東区千種町字車田を中区に変更
10. 6. 11	南区西倉町及び海岸通地先公有水面埋立地を編入（海岸通6丁目）
11. 4. 1	名古屋港内第十号埋立地西公有水面埋立地を編入（汐止町）
11. 12. 1	南区潮見町及び船見町地先公有水面埋立地を編入（潮見町、船見町）
12. 3. 1	隣接3カ町村の編入 愛知郡下之一色町を南区、西春日井郡庄内町、萩野村を西区の区域に編入
12. 6. 15	海岸通地先公有水面埋立地を編入（海岸通3丁目）
12. 10. 1	10区制の実施 千種区、東区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区、港区、南区
12. 11. 1	海岸通地先公有水面埋立地を編入（海岸通3丁目）
15. 2. 15	名古屋港内第十号埋立地西南公有水面埋立地を編入（空見町、潮風町、汐止町）
17. 3. 26	名古屋港内第十号公有水面埋立地を編入（潮風町）

年 月 日	経	過
昭和 18. 4. 10	名古屋港内第十号公有水面埋立地を編入（潮凧町）	
18. 4. 10	名古屋港内庄内川左岸地先公有水面埋立地を編入（汐止町）	
19. 2. 11	13区制の実施 北区、栄区、瑞穂区の3区を増区	
20. 11. 3	12区制の実施 栄区を減区し、中区に編入	
21. 4. 15	千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区の一部区域変更	
22. 8. 1	中区南外堀町12、13丁目を東区に変更	
24. 6. 20	中村区野田町字経田、柳下、二反畑の一部を中川区に変更	
26. 1. 12	中区上名古屋町字北野を北区に変更（26. 5. 1より名城町、城北新町に町名変更）	
28. 10. 15	南区豊田町、元禄通、上通町、中通町、豊本通、蒲田町、太郎町の一部を瑞穂区に変更	
30. 4. 5	愛知県猪高村を千種区、天白村を昭和区の区域に編入 旧村役場に区役所支所を新設	
30. 8. 1	港区大江町東側地先公有水面埋立地を編入（築地町）	
30. 8. 1	港区築地町地先公有水面埋立地を編入（大江町）	
30. 10. 1	西春日井郡楠村を北区、山田村を西区、海部郡富田町を中川区、南陽町を港区の区域に編入 旧町村役場に区役所支所を新設	
31. 7. 13	千種区、東区、北区、西区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、港区、南区、の一部区域変更	
31. 12. 15	港区汐止町及び空見町地先公有水面埋立地を編入（汐止町）	
32. 9. 14	港区大江町地先公有水面埋立地を編入（大江町）	
33. 1. 15	中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区の一部区域変更	
33. 8. 1	港区潮見町8番地先公有水面埋立地及び31番地先公有水面埋立地を編入（潮見町）	
33. 9. 20	港区一州町地先及び潮凧町地先公有水面埋立地を編入（一州町及び潮凧町）	
33. 12. 9	港区汐止町地先及び潮凧町地先公有水面埋立地を編入（汐止町及び潮凧町）	
34. 6. 1	港区潮見町地先公有水面埋立地を編入（潮見町）	
35. 6. 1	港区昭和町地先公有水面埋立地を編入（昭和町）	
36. 11. 1	千種区、昭和区の一部区域変更（植園町）	
37. 4. 17	港区大江町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（大江町）	
37. 4. 17	港区木場町と南区豊田町に囲まれた公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（豊田町）	
37. 4. 17	港区昭和町及び船見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（船見町）	
37. 4. 17	港区潮見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮見町）	
37. 11. 1	千種区、昭和区の一部区域変更（植田山）	
38. 2. 15	守山市の区域を編入 守山区設置、旧守山市役所を区役所、旧志段味出張所を区役所支所として新設 13区制	
38. 4. 1	愛知県鳴海町の区域を編入 緑区設置、旧鳴海町役場を区役所として新設 14区制	
39. 2. 5	港区潮見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮見町）	
39. 2. 5	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	
39. 5. 1	千種区、昭和区の一部区域変更（名大敷地）	
39. 12. 1	知多郡有松町、大高町を緑区の区域に編入 旧町役場に区役所支所を新設	
40. 6. 15	港区東築地町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（東築地町）	
41. 3. 30	東区、中区の一部区域変更（久屋町）	
41. 6. 9	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	
42. 4. 1	港区潮凧町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮凧町）	
42. 12. 1	知多郡上野町と緑区との境界変更処分による一部区域変更	
43. 1. 6	港区西倉町、南倉町と北倉町にはさまれた公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（西倉町及び南倉町）	
43. 6. 13	中川区、港区の一部区域変更（富田町、南陽町）	
43. 10. 24	港区築地町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（築地町）	
43. 10. 24	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	
45. 1. 20	港区潮凧町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮凧町）	
45. 1. 20	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	

年 月 日	経 過
昭和 45. 1. 20	港区汐止町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（汐止町）
46. 10. 29	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（金城ふ頭二丁目）
47. 2. 1	愛知県東郷町と緑区、愛知県豊明町と緑区との境界変更処分による一部区域変更
47. 5. 6	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）
48. 4. 24	熱田区白鳥町、田中町及び木之免町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（田中町及び木之免町）
49. 1. 21	緑区有松支所及び大高支所を廃止
49. 7. 3	港区船見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（船見町）
49. 11. 9	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）
50. 2. 1	16区制の実施 千種区、昭和区の区域を変更し、新たに名東区、天白区を設置、新庁舎完成までの間旧猪高支所を名東区役所として、旧天白支所を天白区役所として新設
51. 2. 1	愛知県日進町と天白区との境界変更処分による一部区域変更
52. 1. 18	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）
52. 1. 18	港区大江町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（大江町）
52. 1. 23	千種区、名東区の一部区域変更（平和ヶ丘南部）
53. 9. 23	緑区、天白区の一部区域変更（野並東部）
54. 3. 29	港区金城ふ頭二丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（金城ふ頭一丁目、二丁目、三丁目）
54. 4. 10	守山区、名東区の一部区域変更（藤森西部）
54. 8. 1	南区大江川の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
55. 6. 15	緑区、天白区の一部区域変更（相生南部）
55. 9. 7	中川区、中川区の一部区域変更（八田東部）
55. 10. 26	千種区、名東区の一部区域変更（大廻間）
56. 7. 30	港区港町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（港町）
56. 9. 20	千種区、名東区の一部区域変更（平和公園）
56. 9. 20	東区、北区の一部区域変更（北三工区）
56. 10. 25	千種区、東区の一部区域変更（千代田橋）
57. 8. 29	名東区、天白区の一部区域変更（植田山）
57. 10. 9	中川区、港区の一部区域変更（富永、中島新町西部）
57. 10. 15	港区南郊運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
58. 3. 15	港区金城ふ頭三丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（金城ふ頭三丁目）
59. 1. 15	千種区、東区の一部区域変更（大幸南）
59. 1. 15	瑞穂区、南区の一部区域変更（菊住）
59. 10. 22	千種区、東区の一部区域変更（砂田橋）
61. 3. 25	港区港北運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
63. 3. 25	港区潮風町の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
63. 3. 25	港区船見町の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
63. 11. 20	千種区、東区の一部区域変更（鍋屋上野）
平成 元. 10. 27	港区金城ふ頭三丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
2. 8. 1	港区金城ふ頭三丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
4. 3. 24	港区潮風町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
7. 9. 1	日進市と天白区との境界変更処分による一部区域変更
7. 12. 2	名東区、天白区の一部区域変更（高針原）
8. 12. 25	港区南郊運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
9. 1. 18	名東区、天白区の一部区域変更（植田中央）
9. 10. 23	港区及び中川区小碓運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
11. 3. 23	港区潮風町の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認
13. 9. 15	千種区、名東区の一部区域変更（猪子石原）
15. 7. 29	尾張旭市と守山区との境界が判明でない地点の境界決定
16. 10. 9	緑区、天白区の一部区域変更（神ノ倉）
23. 10. 15	名東区、天白区の一部区域変更（高針荒田）

(5) 区の面積・世帯・人口の推移

明治22年10月市制が施行されたときの本市の面積は13.34km²、世帯は48,000世帯余、人口は157,000人余にすぎなかった。その後市勢の発展にともない10数回におよぶ市域の拡張が行われたが、このうち大正10年の隣接16カ町村の編入、昭和30年の隣接6カ町村編入と昭和38年の守山市・鳴海町の編入は特筆すべきものである。この結果、現在本市の面積は、市制施行当時の24.5倍、世帯は21.4倍、人口は14.4倍になり、今日の本市をみるにいたった。この区別の推移は次のようである。

		M22.10.1	M40.6.1	M40.7.16	M41.4.1	T10.8.22	S12.3.1	S12.10.1
全市計	面積(km ²)	13.34	17.54	31.98	37.28	149.56	160.09	160.11
	世帯数(世帯)	48,049	79,284	80,438	81,788	129,638	240,200	245,200
	人口(人)	157,496	343,468	350,046	359,680	622,781	1,165,000	1,186,900
千種区	面積(km ²)							16.43
	世帯数(世帯)							18,700
	人口(人)							90,400
東区	面積(km ²)				6.35	27.35	29.46	13.10
	世帯数(世帯)				18,074	28,605	57,100	39,400
	人口(人)				79,145	135,625	274,700	190,700
西区	面積(km ²)				4.57	18.34	26.43	17.65
	世帯数(世帯)				20,679	26,750	44,800	37,300
	人口(人)				91,057	128,915	224,100	180,700
中村区	面積(km ²)							12.52
	世帯数(世帯)							22,400
	人口(人)							108,500
中区	面積(km ²)				6.00	28.26	29.18	7.77
	世帯数(世帯)				34,303	49,052	74,000	39,600
	人口(人)				150,632	235,203	355,600	191,700
昭和区	面積(km ²)							21.73
	世帯数(世帯)							32,200
	人口(人)							155,800
熱田区	面積(km ²)							7.08
	世帯数(世帯)							18,500
	人口(人)							89,400
中川区	面積(km ²)							21.15
	世帯数(世帯)							15,100
	人口(人)							73,000
港区	面積(km ²)							24.53
	世帯数(世帯)							8,500
	人口(人)							41,300
南区	面積(km ²)				20.36	75.61	75.02	18.15
	世帯数(世帯)				8,732	25,231	64,300	13,500
	人口(人)				38,846	123,038	310,600	65,400

- M22.10.1..... 市制施行 世帯、人口は「名古屋市史政治編第3巻」による。
M40.6.1..... 愛知郡熱田町を編入
M40.7.16..... 愛知郡小碓町の一部を編入
M41.4.1..... 4区制の実施 面積、世帯、人口は写真図説「明治の名古屋」による。
T10.8.22..... 隣接16カ町村の編入
S12.3.1..... 3カ町村の編入 世帯、人口は推計 昭和12.3.1市公報
S12.10.1..... 10区制の実施 世帯、人口(昭和12.10.1内閣統計局発表)は推計

		S19.2.11	S20.11.3	S25.10.1	S30.10.1	S35.10.1	S38.4.1	S40.10.1
全市計	面積 (km ²)	161.73	161.73	164.35	250.07	250.81	312.32	325.19
	世帯数 (世帯)	287,106	153,370	226,597	284,451	371,347	451,870	495,200
	人口 (人)	1,344,100	597,941	1,030,635	1,336,780	1,591,935	1,832,044	1,935,430
千種区	面積 (km ²)	14.69	14.69	16.14	36.02	36.02	36.47	36.02
	世帯数 (世帯)	23,699	10,500	19,183	27,356	39,909	49,439	52,587
	人口 (人)	106,666	41,383	86,399	124,054	158,710	180,176	189,673
東 区	面積 (km ²)	8.36	8.36	7.92	7.68	7.68	7.68	7.68
	世帯数 (世帯)	25,219	15,257	16,456	18,585	21,940	24,060	23,564
	人口 (人)	113,588	42,079	72,614	84,273	92,923	94,552	90,131
北 区	面積 (km ²)	10.47	10.47	11.50	17.57	17.57	17.57	17.57
	世帯数 (世帯)	18,295	10,266	17,131	24,107	34,188	40,871	45,306
	人口 (人)	85,946	40,102	78,242	111,711	146,799	168,673	176,650
西 区	面積 (km ²)	8.67	8.67	8.62	17.57	17.57	17.57	17.57
	世帯数 (世帯)	27,726	16,814	22,168	25,706	31,479	36,085	39,528
	人口 (人)	125,997	67,207	103,986	128,049	144,755	151,364	162,621
中村区	面積 (km ²)	16.50	16.50	16.42	16.19	16.19	16.19	16.19
	世帯数 (世帯)	28,215	22,160	30,898	35,707	45,142	50,804	52,439
	人口 (人)	122,034	90,211	140,067	164,846	189,541	198,459	199,685
栄 区	面積 (km ²)	5.82						
	世帯数 (世帯)	20,525						
	人口 (人)	87,912						
中 区	面積 (km ²)	4.42	10.24	9.18	11.22	11.22	11.22	11.22
	世帯数 (世帯)	23,673	9,124	19,613	21,941	25,210	25,048	25,123
	人口 (人)	107,050	34,263	87,128	108,955	113,966	113,169	103,099
昭和区	面積 (km ²)	10.95	10.95	11.10	34.36	34.36	33.91	34.36
	世帯数 (世帯)	22,225	14,015	19,568	26,028	35,049	39,085	44,641
	人口 (人)	101,614	56,252	87,936	121,877	144,166	153,595	164,486
瑞穂区	面積 (km ²)	11.08	11.08	11.23	10.01	10.01	10.01	11.11
	世帯数 (世帯)	18,590	13,478	19,927	23,942	30,484	33,453	35,356
	人口 (人)	89,035	53,403	89,074	108,545	127,064	132,317	135,308
熱田区	面積 (km ²)	7.94	7.94	8.10	9.15	9.15	9.15	9.15
	世帯数 (世帯)	22,504	8,327	13,691	16,169	20,459	22,726	22,812
	人口 (人)	106,223	32,153	61,592	74,678	87,065	90,508	89,574
中川区	面積 (km ²)	19.66	19.66	19.61	32.01	32.01	32.01	32.00
	世帯数 (世帯)	22,141	14,947	17,995	22,517	28,859	33,577	41,321
	人口 (人)	105,377	63,188	86,154	111,722	133,875	152,573	171,287
港 区	面積 (km ²)	25.50	25.50	25.78	39.41	40.15	41.35	41.74
	世帯数 (世帯)	11,362	6,456	11,117	16,211	21,617	25,442	27,198
	人口 (人)	66,824	27,446	51,419	77,698	96,830	110,232	113,575
南 区	面積 (km ²)	17.67	17.67	18.75	18.88	18.88	18.88	18.88
	世帯数 (世帯)	22,932	12,026	18,850	26,182	37,011	44,924	47,603
	人口 (人)	125,834	50,254	86,024	120,372	156,241	176,653	186,755
守山区	面積 (km ²)						34.01	34.01
	世帯数 (世帯)						17,326	19,485
	人口 (人)						68,272	79,469
緑 区	面積 (km ²)						26.30	37.69
	世帯数 (世帯)						9,030	18,237
	人口 (人)						41,501	73,117

- S19. 2.11..... 13区制の実施 人口は昭和19.2.22内閣統計局の実施した人口調査による。
S20.11. 3..... 12区制の実施 世帯、人口は昭和20.11.1の人口調査による。
S25.10. 1..... 面積、世帯、人口は総理府統計局「昭和25年国勢調査報告第七巻」による。
S30.10. 1..... 世帯、人口は昭和30.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和30年国勢調査報告第五巻」による。
S35.10. 1..... 世帯、人口は昭和35.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和30年国勢調査報告第五巻」によるものにその後の編入分を加えたものである。
S38. 4. 1..... 昭和38.2.15守山市 (= 守山区)、昭和38.4.1鳴海町 (= 緑区)の編入 14区制の実施
S40.10. 1..... 世帯、人口は昭和40.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和40年国勢調査報告第四巻」による。

		S45.10.1	S50.2.1	S50.10.1	S55.10.1	S60.10.1	H2.10.1	H7.10.1
全市計	面積(km ²)	325.66	326.25	326.25	327.56	327.91	326.37	326.37
	世帯数(世帯)	575,987	621,012	634,794	705,323	730,666	792,080	841,083
	人口(人)	2,036,053	2,082,473	2,079,740	2,087,902	2,116,381	2,154,793	2,152,184
千種区	面積(km ²)	36.02	18.47	18.51	18.59	18.55	18.24	18.24
	世帯数(世帯)	65,494	57,186	57,593	63,722	63,667	64,829	65,546
	人口(人)	213,362	173,598	168,861	166,837	163,762	156,478	148,847
東区	面積(km ²)	7.68	7.68	7.68	7.68	7.70	7.72	7.72
	世帯数(世帯)	24,041	23,838	24,275	25,417	26,888	27,498	28,225
	人口(人)	82,693	75,560	74,376	70,046	71,506	69,032	66,096
北区	面積(km ²)	17.57	17.57	17.57	17.61	17.62	17.55	17.56
	世帯数(世帯)	51,717	55,700	57,017	59,848	60,674	63,267	66,983
	人口(人)	179,803	182,767	182,610	179,266	175,827	172,559	171,582
西区	面積(km ²)	17.57	17.57	17.57	18.00	18.00	17.90	17.90
	世帯数(世帯)	46,379	47,403	48,069	49,736	48,841	51,631	54,158
	人口(人)	172,677	167,665	165,179	151,348	144,032	141,384	139,106
中村区	面積(km ²)	16.19	16.19	16.19	16.31	16.31	16.32	16.32
	世帯数(世帯)	56,351	55,590	56,650	56,118	54,230	55,535	57,628
	人口(人)	193,604	180,968	179,313	163,978	153,126	146,379	140,519
中区	面積(km ²)	11.22	11.22	11.22	9.52	9.52	9.36	9.36
	世帯数(世帯)	24,564	23,075	24,188	25,471	27,354	29,513	30,719
	人口(人)	86,256	73,126	73,226	66,562	67,278	65,833	63,006
昭和区	面積(km ²)	34.36	11.53	10.87	10.92	10.92	10.93	10.93
	世帯数(世帯)	62,719	43,040	42,827	44,562	43,328	45,653	47,570
	人口(人)	200,513	122,840	122,602	112,912	108,434	106,857	104,293
瑞穂区	面積(km ²)	11.11	11.11	11.11	11.36	11.36	11.23	11.23
	世帯数(世帯)	38,648	38,706	39,442	42,410	41,338	42,577	42,979
	人口(人)	133,588	127,345	125,885	120,679	115,122	111,360	106,299
熱田区	面積(km ²)	9.15	9.15	9.15	8.13	8.13	8.16	8.16
	世帯数(世帯)	22,939	20,680	21,902	21,900	22,482	24,541	25,980
	人口(人)	82,897	73,801	72,506	65,553	65,021	65,794	65,055
中川区	面積(km ²)	32.00	32.00	32.00	32.40	32.40	32.01	32.01
	世帯数(世帯)	47,290	52,279	51,974	58,110	60,104	66,690	72,937
	人口(人)	181,342	188,509	187,396	191,450	193,004	200,111	206,678
港区	面積(km ²)	42.21	42.80	42.80	45.37	45.72	45.57	45.57
	世帯数(世帯)	32,580	32,963	36,254	41,012	44,190	48,971	52,706
	人口(人)	125,392	129,926	130,740	132,148	140,956	148,185	150,538
南区	面積(km ²)	18.88	18.88	18.88	18.56	18.56	18.47	18.47
	世帯数(世帯)	52,343	50,666	52,775	54,368	55,301	57,576	58,795
	人口(人)	190,413	181,864	179,311	163,768	162,968	159,709	154,275
守山区	面積(km ²)	34.01	34.01	34.01	33.83	33.82	34.02	34.01
	世帯数(世帯)	26,070	33,366	33,724	40,542	42,987	47,601	52,256
	人口(人)	99,295	119,874	120,694	133,953	139,824	144,897	148,919
緑区	面積(km ²)	37.69	37.69	37.69	37.94	37.92	37.86	37.86
	世帯数(世帯)	24,852	32,176	33,324	44,253	48,704	57,553	65,257
	人口(人)	94,218	115,471	119,126	145,872	159,555	178,919	190,936
名東区	面積(km ²)		18.59	19.40	19.67	19.70	19.46	19.46
	世帯数(世帯)		26,918	26,244	43,946	50,630	57,339	61,139
	人口(人)		81,228	89,088	124,087	142,146	152,519	151,763
天白区	面積(km ²)		21.79	21.60	21.67	21.68	21.57	21.57
	世帯数(世帯)		27,426	28,536	33,908	39,948	51,306	58,205
	人口(人)		87,931	88,827	99,443	113,820	134,777	144,272

S45.10.1..... 世帯、人口は昭和45.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和45年国勢調査報告第三巻」による。

S50.2.1..... 16区制の実施

S50.10.1..... 世帯、人口は昭和50.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和50年国勢調査報告第三巻」に港区の編入分を加えたものである。

S55.10.1..... 世帯、人口は昭和55.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和55年国勢調査報告第二巻」による。

S60.10.1..... 世帯、人口は昭和60.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「昭和60年全国都道府県市区町村別面積調」による。

H2.10.1..... 世帯、人口は平成2.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成2年全国都道府県市区町村別面積調」による。

H7.10.1..... 世帯、人口は平成7.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成6年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑区・名東区に境界未定があるため、2区及び全市については、「平成3年同面積調」によった。

	H12.10.1	H17.10.1	H22.10.1	H24.4.1	
全市計	面積(km ²)	326.45	326.45	326.43	326.43
	世帯数(世帯)	897,932	955,851	1,021,227	1,030,155
	人口(人)	2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,261,377
千種区	面積(km ²)	18.24	18.24	18.23	18.23
	世帯数(世帯)	69,458	74,450	80,411	81,088
	人口(人)	148,537	153,118	160,015	160,537
東区	面積(km ²)	7.72	7.72	7.70	7.70
	世帯数(世帯)	30,466	33,659	38,562	39,262
	人口(人)	65,791	68,485	73,272	74,172
北区	面積(km ²)	17.56	17.56	17.55	17.55
	世帯数(世帯)	69,101	71,782	74,641	74,627
	人口(人)	167,640	166,441	165,785	164,125
西区	面積(km ²)	17.90	17.90	17.89	17.89
	世帯数(世帯)	58,367	62,008	66,133	66,796
	人口(人)	140,364	143,104	144,995	144,620
中村区	面積(km ²)	16.32	16.32	16.31	16.31
	世帯数(世帯)	60,253	63,659	68,877	69,403
	人口(人)	134,955	134,576	136,164	135,964
中区	面積(km ²)	9.36	9.36	9.38	9.38
	世帯数(世帯)	34,428	41,558	50,000	51,211
	人口(人)	64,669	70,738	78,353	79,264
昭和区	面積(km ²)	10.93	10.93	10.94	10.94
	世帯数(世帯)	50,211	51,538	53,782	53,714
	人口(人)	105,289	105,001	105,536	104,794
瑞穂区	面積(km ²)	11.23	11.23	11.23	11.23
	世帯数(世帯)	44,484	46,490	47,826	48,097
	人口(人)	104,410	105,358	105,061	105,054
熱田区	面積(km ²)	8.16	8.16	8.13	8.13
	世帯数(世帯)	26,444	28,211	30,098	30,309
	人口(人)	62,625	63,608	64,719	64,755
中川区	面積(km ²)	32.01	32.01	32.03	32.03
	世帯数(世帯)	78,636	85,371	92,639	93,592
	人口(人)	209,982	215,809	221,521	220,788
港区	面積(km ²)	45.67	45.67	45.69	45.69
	世帯数(世帯)	56,003	58,687	59,274	59,238
	人口(人)	151,614	151,872	149,215	147,223
南区	面積(km ²)	18.47	18.47	18.46	18.46
	世帯数(世帯)	59,427	59,803	61,757	61,837
	人口(人)	147,912	143,973	141,310	139,728
守山区	面積(km ²)	33.99	33.99	33.99	33.99
	世帯数(世帯)	57,232	61,978	67,087	68,062
	人口(人)	154,460	161,345	168,551	169,343
緑区	面積(km ²)	37.86	37.85	37.84	37.84
	世帯数(世帯)	73,938	79,702	87,672	89,681
	人口(人)	206,864	216,545	229,592	232,433
名東区	面積(km ²)	19.42	19.42	19.44	19.44
	世帯数(世帯)	65,032	68,219	71,894	72,331
	人口(人)	153,103	157,125	161,012	160,652
天白区	面積(km ²)	21.61	21.62	21.62	21.62
	世帯数(世帯)	64,452	68,736	70,574	70,907
	人口(人)	153,342	157,964	158,793	157,925

H12.10.1..... 世帯、人口は平成12.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成11年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑区・名東区に境界未定があるため、2区及び全市については、「平成3年同面積調」によった。

H17.10.1..... 世帯、人口は平成17.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成16年全国都道府県市区町村別面積調」による。(注1)


H22.10.1..... 世帯、人口は平成22.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」による。(注1)

平成24年の世帯数と人口は、平成22年国勢調査の確定値を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の異動数を加減して推計したものである。面積は、国土交通省国土院「平成23年全国都道府県市区町村別面積調」による。(注1)

(注1) 面積については、直近の「全国都道府県市区町村別面積調」によっているが、緑・名東区は市外との境界未定があるため、「平成3年同面積調」を基礎とし、名東区については平成7年12月2日の天白区との区界変更及び平成19年10月1日の面積修正、緑区については平成16年10月9日の天白区との区界変更及び平成19年10月1日の面積修正について加減した。なお、全市はこれら各区の面積を合計したものである。

(6) 区 の 特 色

千 種 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時		平成 24.4.1 現 在
	面積 (km ²)	16.43	18.23
世帯数	18,700	81,088	
人口	90,400	160,537	
人口密度(人/km ²)	5,502	8,806	
学区数			15



千種区は、昭和 12 年、10 区制の施行により東区から分れて誕生した。その後、昭和 30 年に愛知郡猪高村を編入したが、同地域のほとんどが昭和 50 年 2 月、16 区制の実施に伴い名東区として独立分離し、現在の区域に至っている。

市の中心部に近い西部は、平坦な地形で、地下鉄の東山線と桜通線が結節する今池を中心に飲食店が多く、昼夜を問わず賑わっている。

中央部の池下、覚王山から東山にかけては緩やかな起伏の丘陵地であり、古くからの住宅地として閑静なたたずまいをみせている。また、タイ王国から寄贈された仏舎利を安置するために創建された日泰寺、大正から昭和初期にかけて建設された揚輝荘、寺院など多くの歴史的建造物が点在している。

東北部は、矢田川河川敷を利用した小原橋緑地、香流川自転車道、ふれあい橋、地域のふれあい交流の場としての香流橋地域センターなどが設置され、生活基盤の充実とともに人間味あふれたまちづくりがされている。


東部は、約 400ヘクタールの自然豊かな「東山の森」が広がり、「人と自然をつなぐ懸け橋」をテーマに再生をすすめている東山動植物園、墓地と公園の要素を調和させた平和公園、千種スポーツセンター、図書館がある。また、名古屋大学を始め多くの高校・大学などがあり、文教地区にふさわしい環境をつくりだしている。

区内には花の名所として、千種公園(ユリ)、茶屋ヶ坂公園(アジサイ)があるほか、区の木であるハナミズキが所々に植えられている。また、山崎川、水道みち緑道、天満緑道など憩いの散策路では四季を通して訪れる人がたえない。地域の交流の場、ふれあいの場としては、千種・田代・上野・見付・春岡・東山・大和・千石・星ヶ丘・高見・内山コミュニティセンター、富士見台会館、自由ヶ丘会館、香流橋地域センターがあり、広く区民に活用されている。

文化面においては、弥生時代の創建といわれる高牟神社、張振甫が創建し円空仏で知られる鉈薬師、眠り弁天で有名な桃巖寺、織田信秀が築城した末森城址の他、精神修養の場としての旧昭和塾堂など、貴重な文化資産が残されている。また、千種区史跡散策路も 5 コース設定され、それぞれに千種区の歴史を語るのに欠かせない史跡を見ることができる。

平成 24 年度千種区区政運営方針(あじさいプラン 2012)の基本目標に“住みよい、住みやすいと誰もが実感できるまち千種区をめざします”を掲げ、「地域で支えあうまちづくり」「千種区の魅力を活かしたまちづくり」「利用しやすい、信頼される区役所づくり」を推進するため、区民・事業者・行政が連携、協働した取り組みをすすめている。

東 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
	面積 (km ²)	6.35
世帯数	18,074	39,262
人口	79,145	74,172
人口密度(人/km ²)	12,464	9,633
学区数		9



東区役所

東区は、明治 41 年 4 月、名古屋市に初めて区制が施された際、広小路通の北側のうち御幸本町から東側を区域とし、藩政時代の武家屋敷の町に、その空地を利用した軽工業地区、街道筋の商業・住宅地区を中心に誕生した。その後、大正 10 年 8 月の隣接 5 ヶ町村の合併により、人口は 13 万人余、面積は約 4 倍となった。この頃から、矢田・大幸地区には電機工場・製陶工場などが進出し、それまでの田園風景から一変して大工業地域に変貌した。その後の商工業の発展はめざましく、昭和 11 年には人口 27 万人台に達した。

こうした中で、昭和 12 年 10 月には、従来の東半分にあたる千種・東山地域が千種区として、同 19 年 2 月には、北部の杉村・六郷地域が北区として、それぞれ独立し、その他部分的な変動はあったものの、ほぼ現在の東区に近い形ができあがった。

東区は、桜通・国道 41 号・19 号等の主要幹線道路、地下鉄東山線・桜通線、JR 東海中央線、名鉄瀬戸線、基幹バス等の交通機関を持ち、快適な居住性を誇っている。西南部は、錦通・桜通を中心として中区と共に商業ビジネス地域を形成し、経済活動の拠点としての役割を担っている。また、中心部はおおむね閑静な住宅地、東部には多数の教育施設があり、さらに矢田川に沿った地域は高層住宅が立ち並んでいる。

東区の特徴は、藩政時代の武家屋敷を中心として発展したことから、伝統ある学校、尾張藩にまつわる旧跡、尾張徳川家の菩提寺である建中寺を始め由緒ある神社・仏閣が多いことである。徳川園内には尾張徳川家ゆかりの徳川美術館・蓬左文庫がある。徳川美術館には国宝の『源氏物語絵巻』を始め絵画・刀剣・茶道具・工芸品など約 1 万点の大名道具の名品が収蔵・展示され、内外から多くの人々が訪れている。また、蓬左文庫には、藩祖義直が父家康から譲り受けた『駿河御譲本』約 3 千冊をもとに多数の古書が集められている。この徳川園は、尾張藩の江戸山屋敷跡から発掘された庭石や木曾川流域の山中から産出する巨石をダイナミックに操り平成の世の大名庭園として再現され、徳川美術館・蓬左文庫と一体で近世武家文化を世界に誇る歴史文化拠点として生まれかわった。

また、明治以降の近代的な洋風建築が集まり今も当時の面影を残す白壁・主税・榎木地区は、市の町並み保存地区に指定され、大正 11 年建造で荘厳な偉容を見せる旧名古屋高等裁判所庁舎も市政資料館として保存・公開され、都市の雑踏を忘れさせる情緒的な香りを漂わせている。この町並み保存地区に隣接する榎木町に「日本の女優第 1 号」として知られる川上貞奴の屋敷を「文化のみち二葉館」として創設時の姿に移築復元し公開している。さらに、平成 19 年には「文化のみち榎木館」(旧井元為三郎邸)も加わり、名古屋城から徳川園にいたる「文化のみち」の拠点施設となっている。

毎年初夏の筒井町・出来町天王祭には、市の有形民俗文化財になっている伝統の山車や祭囃子が街中で繰り広げられ、夜店などが軒を連ねての昔ながらの祭の風景が今も受け継がれている。

大幸南のナゴヤドームではプロ野球や各種イベントが開催され、名古屋の名所になっている。

その他、区内ではガイドウェイバス「ゆとりーとライン」、文化小劇場・図書館・スポーツセンター等の複合施設「カルポート東」、栄公園「オアシス 21」などがあり、新しい息吹と伝統が調和する活気あるまちづくりに向けて一層の努力が続けられている。

北 区 <創設 昭和 19 年 2 月 11 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面積 (km ²)	10.47	17.55
世帯数	18,295	74,627
人口	85,946	164,125
人口密度(人/km ²)	8,208	9,352
学区数		19



北区役所

名古屋市に市制が施行された明治 22 年 10 月当時、現在の北区の地域は西春日井郡に属し、金城村・杉村・清水町・六郷村・萩野村・川中村・如意村・味鋺村に分かれていた。明治 39 年には味鋺村・如意村が合併し、西春日井郡楠村となった。大正 10 年、金城村が西区に、杉村・清水町・六郷村が東区に編入された。昭和 8 年に萩野村・川中村が合併し萩野村となり、昭和 12 年に西区に編入された。

昭和 19 年 2 月、13 区制の施行により、東区と西区の各一部をあわせて北区が誕生した。

その後、東区と中区の一部を編入し、また昭和 30 年には西春日井郡楠村が名古屋市に合併、本区に編入され、現在の北区の区域が形づくられた。

本区域は庄内川・矢田川等河川に恵まれ、古くから人が住んでいた。尾張藩の時代になって、御用水沿岸に染色等が、多治見・瀬戸に近い地理的条件から大曾根地域で陶器の絵付等が起り、大正・昭和にかけて相当大規模な工場生産へと発展した。金属・機械器具等の製造業も盛んになり、市北部の工業地帯を形成するまでに至ったが、昭和 40 年代に入り、産業構造の大きな変化に伴い、多くの工場が郊外に移転し、現在では小規模な軽工業が主体となっている。産業の中心として発展してきた繊維業は衰微したが、その土壌から生まれた「名古屋友禅」が国の伝統工芸品の指定を受け、伝統の灯を守る努力が関係者によって続けられている。

昭和 30 年以降、楠地区に市営住宅が建設され、昭和 31 年には市内最大の公団住宅として志賀・鳩岡団地が誕生した。昭和 40 年代に入り、工場移転跡地に市営・県営・公団の住宅団地が次々と建設された。近年になり初期の住宅団地の建替が始まり、高層化・集合化等拡大の様相を強めている。


区内には、国道 41 号・19 号・302 号など幹線道路の他 JR 中央線、名鉄瀬戸線・小牧線、地下鉄名城線・上飯田線等公共交通機関が通じ、交通結接点である大曾根・黒川などはその利用者でにぎわい、商業・サービス業が盛んである。特に大曾根地区は都市改造事業の進展とともに、都市核に準ずる機能をもつ副次拠点域として、今後の発展が大いに期待されている。

花と彫刻の名城公園、友愛広場のある志賀公園はともに史跡公園であり、区民のふれあいとスポーツ体力づくりの場として親しまれている。また、楠公園、飯田公園、矢田川・水分橋緑地、御用水跡街園の桜並木等は健康増進・憩いの場として活用されている。

区制施行 40 周年を機に、“北区区民まつり”が区民をあげてのふれあいの場として継続開催されている。また史跡等をルート化した史跡散策路、如意会館・楠西・清水・西味鋺・六郷北・城北・辻・東志賀・金城・味鋺・大杉・名北・六郷・飯田・宮前・楠コミュニティセンター、楠地区会館等を拠点に、区民の活発な交流が期待されている。

区のシンボルマークの決定、区の木(さくら)・区の花(コスモス)の決定等、区民の和と協調・雄飛発展をはかるとともに、庄内川・矢田川をはさんで広がる住宅のまち、中央部の住宅と工業が共存するまち、南部の住宅と商業施設が複合したまちなど、地域特性に応じた良好な居住環境の形成をはかりつつ、大曾根、上飯田、黒川等の商業拠点の持つ魅力、庄内川・矢田川・名城公園などの水・緑に恵まれた環境を生かし、「快適で住み続けたいまち」をめざして一層の努力が続けられている。

西 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
	面積 (km ²)	4.57
世帯数	20,679	66,796
人口	91,057	144,620
人口密度(人/km ²)	19,925	8,084
学区数		19



西区役所

西区は、名古屋市に初めて4区制が施行された明治41年4月に誕生した。その後、隣接町村の編入や増区による区域の変更などがあり、昭和30年10月の山田村合併により、現在の区域となった。

区の中央部を庄内川が流れ、その南部は、慶長の名古屋城築城とともに発展し、住民はもとより寺社、橋、さらには町名に至るまで名古屋の地に移した「清須越」^{きよすごし}は、西区の町づくりの基礎となった。築城とほぼ同時に堀川も開削され、川沿いには当時の町名も多くあったが、住居表示の実施等により消えていった。しかし、数多くの史跡や往時をしのぶ町並みは残されており、特に堀川西岸の「四間道」地区と庄内川右岸の「中小田井」地区は市の町並み保存地区に指定されている。西区の6つの史跡散策路のうち、美濃路散策コースにある八坂神社では長寿延命と豊作祈願の祭が行われ、胴回り10m高さ5mの大提灯と、高さ20mの山竿に提灯が揺れる様子は、まことに壮観である。また、城下町散策コースの円頓寺商店街では、各商店が手作りで趣向を凝らした「七夕まつり」が盛大に行われている。また、古い民家の屋根や軒下にあげられている小さな社、「屋根神さま」は全国的にも珍しいものである。

伝統産業として、駄菓子・扇子・靴・友禅染め・和風などが発達してきたが、近年、住居区域の広がりや産業活動の変化等により、区外へ移転したり消えてゆくものもある。しかし、すぐれた職人技術は今もなお生きており、後世に伝えていく活動が進められている。

西区では、こうした伝統産業の職人や商店街、トヨタテクノミュージアム産業技術記念館、ノリタケの森、四間道地区などを結ぶ『ものづくり文化の道』を展開し、地域の魅力を再発見するとともに人とモノのネットワークを再構築することにより、地域の活性化を図る取り組みを行っている。

町の景観では、水と緑に親しみながら散策できる城北緑道、堀川緑道、庄内用水緑道などがあり、沿線の公園や寺社の緑を結び、緑のネットワークによる快適空間が市民生活に潤いを与えている。

文化・スポーツ面では、西生涯学習センターや山田地区会館において、様々な講座が開かれる他、19学区中18学区にコミュニティセンターが整備され、レクリエーション活動やサークル活動などに気軽に利用されている。枇杷島スポーツセンター・山田西プールは1年を通して利用され、区民のスポーツ交流の場となっている。また、市民の身近な文化活動の拠点施設として西図書館との複合施設である西文化小劇場があり、多くの市民に利用されている。

庄内川以北では、地下鉄3号線（鶴舞線）と名鉄犬山線が相互乗り入れしている上小田井駅を中心に、住宅や店舗の建設などが進められ、名古屋北西部の「交流拠点」としてめざましく発展している。

また、庄内川沿いの「水と緑と太陽」をテーマに整備された庄内緑地には、ポート池やサイクリングコース・大噴水などがあり、四季を通じて市民が訪れ、憩いの場として賑わっている。

平成17年5月には、平塚公園の敷地に山田支所が改築され、山田図書館、講堂、ヘリコプター緊急離着陸場、防災倉庫を備えた、文化拠点・防災拠点としての役割を併せ持った施設として業務を開始している。また、平成22年1月に図書館・文化小劇場の南に完成した西区役所等複合施設には、区役所、保健所に加え在宅サービスセンターが併設され、福祉・教育・文化の拠点として市民に利用されている。

平成21年度より、西区はみんなで持ち合う、分け合うという意味の名古屋ことば、「も～やっこ」を合言葉として、区民の皆さまとともに、安心・安全で快適な魅力あるまちづくり、健康でいきいきと暮らし、支えあい、ふれあう地域づくりを進めている。

中 村 区 < 創設 昭和 12 年 10 月 1 日 >

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面 積 (k m ²)	12.52	16.31
世 帯 数	22,400	69,403
人 口	108,500	135,964
人口密度(人 / k m ²)	8,666	8,336
学 区 数		18



中村区役所

中村区は、昭和 12 年 10 月の 10 区制の実施に伴い、中区と西区の一部を分離して創設された。区名は、愛知郡に属していた当時の旧中村の地が、その区域の大部分を占めていたことから命名された。

「中村」という地名がいつ頃から使われていたのかは定かではないが、平安時代半ば頃に撰進された『和名類聚抄』には、現在の中村公園付近一帯の総称としてすでに「中村」の名が見受けられる。

中村区は市の西部に位置しており、西は庄内川をはさんで海部郡大治町に接している。また、東は堀川を境に中区と、南は J R 関西線・近鉄線を境に中川区と、北は J R 東海道線・名鉄線を境に西区と、それぞれ接している。

区内は、地理的特徴から、東部の都心地域、中央部の商業・住宅地域、西部の農業・住宅地域の三つに大きく分けることができる。

東部は、「陸の玄関」名古屋駅を中心としたビジネス街・商店街・地下街や青果水産物の卸売市場などとなり、名古屋の経済活動の中心的役割を担っている。国際交流のための施設として「名古屋国際センター」もあり、国際都市名古屋のシンボリック存在となっている。

近年では、J R セントラルタワーズやミッドランドスクエアをはじめとした高層ビルの建設により、名古屋の中心として個性的な都市景観が形成されており、今後も商業施設やオフィスビルなどの建設が計画されるなど、活気に満ちたまちづくりが進んでいる。また、ささしまライブ 24 地区では、平成 24 年 4 月の愛知大学名古屋キャンパス開校に続き、「国際歓迎・交流拠点」の形成を目指し、道路・公園、ホテルなどの整備が進められている。

中央部は、中村公園などがあり、それらを取りまいて住宅地が形成されている。同地域には文化遺跡も多く、特に中村公園一帯は豊太閤ゆかりの地として名高い。戦国時代に天下統一の偉業を成し遂げた豊臣秀吉を祭った豊国神社、秀吉生誕にまつわる碑や竹林、その家臣で名古屋城築城の名将加藤清正の出生地といわれる妙行寺など、二公にちなんだ史跡が多く残されている。

西部は農地の宅地化がかなり進んでおり、住宅地の所々に農地が残る地域となったが、庄内川堤防沿いには、稲葉地公園や横井山緑地などの公園に加え、枇杷島橋から横井大橋にかけての河川敷を利用した緑地が連なり、広範囲な緑地帯が見られる。

このように、特徴ある 3 地域からなる中村区であるが、区内には神社・仏閣が多く、伝統的な祭も各地で開催される。代表的なものとして、豊国神社「太閤祭」、七所社の「きねこさ祭」、広井神明社の山車ぞろえ、素盞男神社の「西の市」などがあり、これらの祭が醸し出す情緒ある下町の香りが人々の心の中にうるおいと安らぎを与えている。

また、人口は昭和 40 年をピークに減少傾向にあり、65 歳以上の高齢者の割合が市内で 2 番目に高いが、高齢者向けの名楽福祉会館や中村在宅サービスセンターをはじめ、中村公園文化プラザ・中村スポーツセンター・名古屋市演劇練習館・生涯学習センターなど、区民が気軽に楽しめるふれあいの場が充実している。

平成 20 年度から「中村区区政運営方針～住んで安心、暮らして楽しいまちづくり～」を策定し、人々のふれあいを深め、多世代交流を促進しつつ、都市機能と文化・歴史ロマンが調和するまちづくりを進めている。

中 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時		平成 24.4.1
			現 在
面 積 (km ²)	6.00		9.38
世 帯 数	34,303		51,211
人 口	150,632		79,264
人口密度(人/ km ²)	25,105		8,450
学 区 数			11



中区役所

中区は、明治 41 年 4 月 1 日の東・西・中・南の 4 区制実施により誕生した。慶長年間のいわゆる“清洲越し”による城下町のほとんどは、現在の中区内に所在しており、城と碁盤割を中心に発達した名古屋 400 年の歴史は、同時に中区の歴史であるといえる。時代の変遷とともに城下町以来の由緒を誇る町名のほとんどが姿を消してしまった。

「尾張名古屋は城でもつ」とうたわれた名古屋城は、区の北境において変わらぬ偉容を誇っている。名古屋市では、金鯱を頂く天守閣とあいまって近世武家文化を体感できる屈指の名城として再生するため、市民の皆様と力を合わせながら、世界的な文化遺産であった本丸御殿の復元を進めている。また、名古屋城築城と同時に開削され、現在では区の西境をなしている堀川は、かつては名古屋経済の動脈として、また、いこいの場として市民生活を支えてきた。現在は都心の貴重な水辺空間の復活を願う市民の声の高まりを背景に、納屋橋地区において、昭和初期の建築物である旧加藤商会ビルが登録有形文化財に指定され、その活用が図られているほか、親水広場や遊歩道の整備が進められている。

名古屋城の掘割内には全国でも有数の大規模な官庁街があり、また、桜通、錦通、広小路通、大津通などの主要幹線道路の沿線は、金融機関や商社などが立ち並ぶ一大オフィス街が形成され、区の北中部地域は、名古屋の政治・経済の中核機能が集積している。

区の中央部の栄・伏見地区から大須地区にかけては、商業娯楽施設や文化施設などが集中して名古屋きっての繁華街を形成し、国内外からの来訪客で絶えずにぎわっている。大須地区は、下町的情緒とパソコン街、古着に B 級ファッションと、懐かしさと新しさの溶け合った魅力あるまちとして、人通りが絶えないにぎわいをみせている。栄地区は、ナディアパーク、デパート、ブランド店群を通して、新しいライフスタイルの情報を発信するハイセンスなストリートに変わりつつある。

平成 16 年 10 月の地下鉄名城線環状化に続き、平成 17 年の中部国際空港開港により交通結節点として重要性が増した区南部の金山地区も、「名古屋都市センター」や「名古屋ボストン美術館」などの複合施設である金山南ビルに続き、金山総合駅北側には人々が集う交流の場として「アスナル金山」が誕生した。広域交通結節点としての機能だけでなく、都心に近接した副次拠点域にふさわしいにぎわいの創出の場として、今後ますますの発展が期待されている。

産業面では、丸の内、錦一帯の繊維雑貨卸売業、大須観音周辺の家具、既製服の卸・小売業、東別院から門前町一帯にかけての仏壇、仏具の卸・小売業、堀川、新堀川沿岸の木材商などが歴史的背景にささえられた中区の伝統産業として健在である。

このように中区は、名古屋大都市圏の中心地にふさわしい商業・業務、文化、行政機能などの都市機能の高度集積が図られるとともに、名古屋城下町の歴史や文化が薫るまちとして発展を続けている。

昭 和 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面 積 (km ²)	21.73	10.94
世 帯 数	32,200	53,714
人 口	155,800	104,794
人口密度(人/km ²)	7,169	9,579
学 区 数		11



昭和区役所

昭和区は、昭和 12 年の 10 区制の実施により、中区の区域であった御器所村を中心に、南区の一部区域を包含して誕生した。昭和区誕生以後の区域については、昭和 19 年の瑞穂区誕生の際の変更をはじめ、幾多の変遷があったが、特筆すべきことは、昭和 30 年に天白村を編入合併し、昭和 50 年の天白区の独立分離にともない現在の区域になっていることである。

昭和区は、市の中央部に位置し、地形は概ね平たんで、山崎川をはさみ、東部にかけてゆるやかな丘陵地帯となっている。区域は、全体的にみて良好な住宅地域で、人口密度は高く、建築物の住宅としての利用率は、全市的にみて高い数値を示している。とくに、東部の滝川、八事地区は、隣接する千種区東部、瑞穂区東部とも連なる市内でも有数の高級住宅地域を形成している。

産業面では、西部の新堀川沿いが市南部臨海工業地帯に連なる工業地帯で、自動車関連の金属製品・機械器具製造業をはじめ木材・家具製造業が営まれているが、近年は工場数が減少傾向にあり、住宅・商業地区に変貌しつつある。商業地としては、桜山・滝子・石川橋などに商店街があり、八事を中心とする山手通界限には、新しいセンスのファッションブルな商店街が形成され、若者の街として賑わいをみせている。

区内には、名古屋大学医学部・名古屋工業大学・南山大学・中京大学・柳城短期大学のほか、高校が数多くあり、とくに、東部丘陵地帯は、市内でも有数の文教地区になっている。また、児童福祉センター、軽費老人ホーム安田荘、高齢者就業支援センター、鶴舞中央図書館、公会堂、緑化センターなどの市民を対象とした施設が設置されている。

区民の憩いの場としては、鶴舞公園・吹上公園・興正寺公園・隼人池公園などを有している。中でも区の北西部にある鶴舞公園には、公会堂・図書館・グラウンドなどもあり、四季を通じて市民に親しまれている。また、東部の八事山興正寺には、昭和 57 年に国の重要文化財に指定された五重の塔があり、樹木の茂る興正寺公園には、「八事山を歩こう会」の散策コースが設定されている。川名公園においては、国の防災緑地緊急整備事業が終了し、引き続き都市公園事業により、防災公園としての整備が進められている。さらに、特色のある憩いの施設として、鶴舞・八事緑道があり、都会のオアシスとなっている。

区内の交通機関として、西部の区境に JR 中央線が走り、東郊通には市内初の基幹バスが通っている。また、区の中央部を東西に地下鉄 3 号線（鶴舞線）、南北に地下鉄 6 号線（桜通線）が貫き、さらに、東部の山手通には、全国で最初の環状運転を行う地下鉄 4 号線（名城線）も走っており、区内と都心のみならず、郊外をも結ぶ大動脈としての役割を担っている。

このように、昭和区は、これまでに築かれてきたまちづくりを活かし、豊かな緑と住宅と文教施設が調和した区として、住み続けたくなるまちをめざし、躍進を続けている。



鶴舞公園奏楽堂 明治 43 年ルネッサンス様式で創建、同年に開催の第 10 回関西府県連合共進会で各種の演奏会が催された。昭和 12 年にいったん別様式で建て替えられたが、平成 9 年 4 月、創建当時の姿に復元された。貴婦人のような、優雅な姿を誇っている。

瑞穂区 <創設 昭和19年2月11日>

	創設当時	平成24.4.1 現在
面積 (km ²)	11.08	11.23
世帯数	18,590	48,097
人口	89,035	105,054
人口密度(人/km ²)	8,036	9,355
学区数		11



瑞穂区役所

名古屋市に市制が施行された明治22年10月当時瑞穂区は、愛知郡の瑞穂村・弥富村・古沢村の三村に分かれていた。その後、市町村合併などの過程を経て、昭和19年2月11日の13区制施行により、昭和区と熱田区の区域の一部を併せて瑞穂区が誕生し、その後着実な発展を遂げてきた。

当地区には、古くから人間が住み、どのような生活を展開していたかは、国の指定史跡の大曲輪貝塚をはじめ、区内で発見された先史時代の多くの遺跡や出土品が豊かにこれを物語っている。

地形は、西部や南部の天白川沿い方面は平坦で、東部に行くにしたがい丘陵地帯が多くなっている。区境や区内を新堀川・山崎川・天白川の三川が流れ、かつては「瑞穂」の地名にふさわしい穀倉地帯を多く擁していたが、現在では都市化に伴い畑もごくわずかとなって、都心に近い住宅区的性格が強くなっている。

区内西部には古くからの工場や事務所などが多く、新堀川沿いや名鉄線以南には精密工業・近代窯業・金属加工業等を中心とした日本の代表的な企業や堅実な中小企業が多く立地している。

堀田通と瑞穂通に囲まれた中間地帯は、古くからの住宅が多く、商店、中小工場の混在地帯となっている。瑞穂通以東の丘陵地帯は、緑豊かで閑静な住宅地が続いている。

区内の中央には、第1種公認陸上競技場をはじめ、野球場、ラグビー場、テニスコート、室内プールなどを備えた瑞穂公園瑞穂運動場があり、各種スポーツ施設として幅広く市民に利用され、また、「Jリーグ名古屋グランパスエイト」の公式戦も行われている。一方、公園内にはさくら名所100選の地として名高い山崎川が流れ、その河畔には自然環境を生かした親水広場や四季の道が設けられ、市民の憩いの場となっている。

区内には、医・薬・看護の医療系3学部をはじめ6学部1センターを擁する公立大学法人名古屋市立大学をはじめ多くの教育施設が所在している。また、歴史教育や文化遺産の保存・公開の場として重要な役割を担っている名古屋市博物館も有しており、市内有数の文教区を誇っている。さらに、高度先進医療機能・救急医療体制の充実した公立大学法人名古屋市立大学病院や、名古屋市総合リハビリテーションセンターなどの医療・福祉施設も充実している。

区内のほぼ中央を南北に通る地下鉄桜通線や、平成16年に延伸環状化した地下鉄名城線により、市内中心部や周辺区への公共交通アクセスは利便性が高く、交通網の整備された住みやすくバランスのとれた区となっている。

高田・堀田学区には、交番の統合によって空き家となった跡地に「高田学区防犯・防災センター」や「堀田学区安心・安全まちづくりセンター」が開設され、地域における防犯・防災活動の拠点となっているをはじめ、区内全域で様々な安心・安全で快適なまちづくり活動が展開されている。

平成24年度区政運営方針では「みんなで未来につなげるまちづくり～何世代も住み続けたいくなる瑞穂区をめざして～」を基本方針として掲げ、方針の実現に向けた取り組みをすすめている。

熱 田 区 < 創設 昭和 12 年 10 月 1 日 >

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面積 (km ²)	7.08	8.13
世帯数	18,500	30,309
人口	89,400	64,755
人口密度(人/km ²)	12,627	7,965
学区数		7



熱田区役所

熱田区は市の中央南部に位置し、昭和 12 年 10 月、10 区制の施行により誕生した。

「熱田」という地名の由来については諸説あるが、日本書紀に記述のある吾湯市（あゆち）村が語源になっている、との説が有力となっている。

熱田区は、中川、港、南区とともに、南部工業地帯に含まれており、ガス、自動車、精密機械、鉄道車両などの大規模事業所のほか、中小規模の事業所が数多く存在する。製造業では、堀川、新堀川沿いに製材工場や機械器具工場など、特色ある工場が建ち並んでいた。さらに、かつては魚市場があったことから食料品製造業者も多くあったが、近年、移転や経営の合理化などによって、区内の工場や従業員数は減少している。一方、生産技術向上への支援・研究開発などを行っている名古屋市工業研究所やファインセラミックスセンター、市民の台所をあずかる中央卸売市場本場など、工業・商業を支える大切な施設も存在する。

当区の象徴ともいえる熱田神宮は「あつたさん」と親しまれ、神話や伝説にあふれ、年間 670 万人を超える参拝客が訪れる。6 月 5 日に熱田神宮で行われる「熱田まつり（尚武祭）」は、「まきわら船」が取りやめになってからも、「献灯まきわら」が神宮の南・東・西の鳥居前に組み立てられ、夕刻からともる幻想的な明かりが祭りのムードを一層盛り上げている。

区内には熱田神宮のほか、断夫山古墳、白鳥古墳、高蔵貝塚などの遺跡や、江戸時代の面影を残す宮の渡し跡の常夜灯、中世の東西交通の要衝であったことをしのばせる道標、源頼朝の誕生の地といわれる誓願寺を始めとする由緒ある神社仏閣など、数多くの歴史的・文化的遺産が点在している。

また、区の中心部を貫き名古屋城に達する堀川は、400 年程前に開削され城下町名古屋の発展を支えてきたが、昭和 30 年代になると汚れが目立つようになり、市は、昭和 63 年 6 月に国から「マイタウン・マイリバー整備河川」の指定を受け、堀川総合整備事業を実施してきた。現在、白鳥地区では、兩岸の遊歩道や親水施設の整備がなされ、隣接の名古屋国際会議場、白鳥公園、白鳥庭園と一体となった快適ゾーンを創りあげている。

平成 22 年 10 月には、名古屋国際会議場をメイン会場として C O P 1 0（生物多様性条約第 10 回締約国会議）が開催され、国際交流の推進に大きく貢献した。

区北部にあたる金山地区は、平成元年に金山総合駅の完成、16 年 10 月の地下鉄名城線の環状化、17 年 2 月の中部国際空港の開港等により、広域交通の結節点としての重要性がますます高まるとともに、11 年に完成した金山南ビルに入居したボストン美術館などとともに「歴史と文化のまち」熱田区の玄関口として発展してきている。また、日比野地区においては、平成 19 年 4 月に名古屋学院大学が移転開学するなど市街地再開発事業や、平成 22 年 9 月には名古屋高速道路東海線六番出入口が先行開通し整備が進むなど、大きく変貌しつつある。

平成 13 年 10 月に J R 熱田駅南に完成した熱田区役所等複合施設には、区役所、保健所と図書館が移転入居し、在宅サービスセンターと文化小劇場が新設されており、利便性の良さもあって、暮らしと文化の拠点として多くの市民に利用されている。

恵まれた歴史的資産、文化的風土を生かした、落ち着きと潤いのあるまち・熱田区は、区民、企業、行政が連携、協働し、良き伝統と新しい息吹を融合させた安心、安全、快適であったかなまちづくりをこれからも進めていく。

中川区 <創設 昭和12年10月1日>

	創設当時	平成24.4.1 現在
面積 (km ²)	21.15	32.03
世帯数	15,100	93,592
人口	73,000	220,788
人口密度(人/km ²)	3,451	6,893
学区数		24



中川区役所

中川区は名古屋市西南部に位置し、昭和12年10月の10区制実施によって中区と南区の一部をあわせて誕生した。その後、昭和30年には富田町を編入して現在の区域となった。東西に長く面積は、市域の約10%を占め、平成24年4月1日現在、世帯数は市内第1位、人口は緑区に次いで市内第2位である。

区内には区名の由来である中川運河や堀川、庄内川、新川など多くの河川と庄内用水、宮田用水が流れ、地勢は平坦である。

中川区は、東部の商業・住宅地域および中川運河を中心とする工業地域と、中部・西部にかけての住宅・農業地域とに大別することができる。

区の東部は、早くから市街化がすすみ尾頭橋、西日置の商店街を中心に栄え、中川運河沿いには鉄鋼、機械器具、金属製品、木製品などの製造業が発展してきた。中部は、地下鉄などの公共交通機関の整備に伴い、区役所はじめ官公署も集中し、優良な住宅地、商業地として発展している。また、あおなみ線(平成16年10月開業)が縦断し、周辺地域の再開発事業がすすんでいる。

西部は、市内屈指の農業生産高を誇る豊かで広大な農地がひらけていたが、近年は区画整理事業による宅地化がすすみ、さらに高層住宅の建設も盛んになっている。その一方で、昔ながらの田園風景も残り、立地条件を十分に生かした野菜栽培などが行われている。

区内の史跡としては尾張四観音の一つ荒子観音寺があり、国の重要文化財で市内最古の木造建築物「多宝塔」のほか1200余体の円空仏が収蔵されている。この多宝塔の解体修理は平成11年2月から始まり、同13年6月に完成した。近くには戦国の武将前田利家の居城跡(荒子城址)、また富田町の正明寺には、今日の七宝焼の元祖といわれている梶常吉の碑があり、初期の作品(香炉、念珠)が収蔵されている。

伝統あるまつりとしては、夏に下之一色町で川まつり(浅間社)が行われる。以前は巻わら船3艘を新川に浮かべたが、現在は365個の提灯を飾り巻わら屋台3台を広場に設置して行っている。また、牛立町では牛頭天王車と呼ばれる山車が引かれる天王まつりが行われる。秋には戸田で郷土色豊かな戸田まつりが行われる。戸田は五つの割から成り立ち、まつりでは各割の神社が保存する山車が飾りつけられ、からくり人形の芸が披露される。一方、大規模な商業まつりとして夏に尾頭橋公園一帯で金魚まつりが長く行われている。

スポーツ施設としては、柔剣道場・温水プールなどを備えた露橋スポーツセンターのほか、卓球等が利用可能な体育室を備えた富田北プールなどがあり、市民のスポーツレクリエーション活動に大いに利用されている。

現在は、道路や橋などの整備、平成20年8月末豪雨の際の被害を教訓とし、治水・浸水対策の強化などがすすめられる一方、戸田川緑地の整備など親水性の高い空間の形成につとめ、住みやすく・人にやさしい・魅力あふれるまちをめざしている。



富田支所

港 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面積 (km ²)	24.53	45.69
世帯数	8,500	59,238
人口	41,300	147,223
人口密度(人/km ²)	1,683	3,222
学区数		20



港区役所

港区は市の南西部に位置し、昭和 12 年 10 月の 10 区制の実施により、旧南区から分区独立し誕生した。

区名の由来について「名古屋南部史」によれば、「旧南区の中、臨港地帯と大正 10 年に編入せる旧小碓村の地域を以ってし、港に臨んでいるので港区と称す。」と記されている。

分区独立後、昭和 30 年 10 月に旧海部郡南陽町が編入されたこと、港湾開発等により公有水面の埋立てが推進されたことなどで、現在では本市において最大の面積を有する行政区となっている。

港区は、名古屋市で唯一伊勢湾に面しており、国際都市名古屋の海の玄関としての名古屋港を擁し、臨海部一帯は重化学工業を中心とする工業地帯を形成している。一方、区西南部には、本市最大の米穀生産地帯である農業振興地域があり、大都市の中にものどかな田園風景を見ることができる。

名古屋港は、明治 40 年 11 月 10 日の開港以来中部圏を支える港として着実に発展し、今日では世界の約 160 の国・地域と結ばれ、「ものづくり中部」の経済を支え、総貨物取扱量、貿易黒字額は全国の港の中で第 1 位（平成 22 年）と世界有数の貿易港となっている。また、市民の憩いの広場として、子どもたちの夢をはぐくむ文化・情報溢れる明るい港として大きく発展している。

金城ふ頭には、国際展示場（ポートメッセなごや）があり、各種の催し物が開催されている。また、「モノづくり」や「産業技術」をテーマに海や港を活用し、国や関係機関、企業等の協力を得ながら賑わいのある人々の交流拠点を創出する「モノづくり文化交流拠点」としての整備も進められ、平成 23 年 3 月にはリニア・鉄道館が開館しました。

ガーデンふ頭は、海洋博物館を備えたポートビルや南極観測船ふじ、世界最大級のメインプールでイルカのダイナミックなパフォーマンスが楽しめる名古屋港水族館があり、海洋文化・レクリエーションの拠点となっている。

毎年 7 月には、名古屋港の発展を祈念して「名古屋みなと祭」が開催され、花火大会・区民総おどり・神楽揃え・パレードなどの華やかな行事により、毎年多くの人々でにぎわう夏の一大風物詩として広く市民に親しまれている。

区西部の南陽地区は、名古屋市全体の農地面積 1,453ha の 32% を占め、市全体の米の生産量 2,450t のうち 60% にあたる 1,480t を南陽地区で生産している。そのうち一部は環境保全型農業の取組みとして、農薬や化学肥料を減らしたブランド米「陽娘（ひなたむすめ）」を栽培している。

また、市民・企業・行政の協働により豊かな森を育てる「なごや西の森づくり」が行われている戸田川緑地には、四季折々の花が楽しめる農業文化園や、親子で楽しめるとだがわこどもランドがあり、多くの市民に利用されている。また、庄内川・新川・日光川河口に位置する伊勢湾奥部で唯一残った藤前干潟は、日本有数の渡り鳥渡来地として国際的にも重要な湿地であり、そこに生息、生育する動植物の保全を目的とした「ラムサール条約」に登録されている。

現在、南陽地区の 150ha の区域で区画整理事業が行われており、将来の発展が期待されている。

港区は、国際色豊かな気風を備えながら、産業活動と住民生活との調和のとれた環境の中で、繁栄する希望に満ちあふれた街へと一層発展を続けている。

南 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面積 (km ²)	20.36	18.46
世帯数	8,732	61,837
人口	38,846	139,728
人口密度(人/km ²)	1,908	7,569
学区数		18



南区役所

南区は、名古屋市に初めて区制が施行された明治 41 年 4 月に誕生した。呼続町・笠寺村などの編入や数次にわたる区域変更を経て現在に至っているが、その区域の大半は、その昔、年魚市潟や鳴海潟と呼ばれる干潟地であった。中世には製塩が盛んで、前浜塩と呼ばれる良質の塩を産し、遠く信州方面まで運ばれていたが、新田開発が進み、塩田は消滅した。当時の源兵衛・戸部下などの新田の名称は、現在、地名としてその名残をとどめている。

かつては農村としての色彩が強かったが、現在は J R 東海道本線、名鉄名古屋本線・常滑線、地下鉄桜通線、国道 1 号線・23 号線、名古屋環状線、名古屋都市高速道路などの交通網が区内を縦横に走り、区の中心部を縦断する国道 1 号線を境に、東側の丘陵地帯には閑静な住宅地域が広がり、西側は鉄鋼、金属、機械、化学を中心とする工業地域となり、港区とともに南部臨海工業地帯を形成している。商店街は区内各地に点在し、最近ではマンションなど高層住宅の建設も数多く進むなど住宅、工業、商店街の混在したまちとして、産業都市・名古屋の一翼を担い、「産業の区」として発展を遂げている。

産業の発展の一方で、尾張四観音の一つである笠寺観音や、見晴台遺跡、粕畑貝塚、下新田遺跡といった縄文・弥生時代の遺跡、市内に 9 か所あった一里塚のうち、唯一残存する笠寺の東海道一里塚があり、文化的・歴史的に由緒ある場所も多い。こうした文化や歴史の再発見、区民のふれあい・出会いの場として、南区史跡散策路が 5 コース設定されている。

南区には、呼続公園・道徳公園などの公園も多く、大江川緑地・中井用水緑道とともに区民の憩いの場となっている。スポーツ施設では、J R 笠寺駅西に、わが国有数の屋内スポーツ拠点となる日本ガイシスポーツプラザがあり、日本ガイシホール・日本ガイシアリーナなどの施設では、国際競技大会や市民のスポーツ大会、コンサートなど各種イベントが開催されており、スポーツ情報・資料を収集・提供するスポーツ振興会館と合わせ、市内屈指のスポーツ基地となっている。また、千竈通二丁目に文化活動の拠点となる文化小劇場と図書館があり、教育・文化・スポーツの振興に取り組んでいる。

この地域は、伊勢湾台風により大きな被害を受けたため、風水害等の発生時における助け合いの仕組みづくりに多くの町内会で取り組んでいただけるよう支援して、災害に強いまちづくりをすすめている。また、公募で集まった子ども達を中心になって区内の子ども達から募集した夢の実現に取り組み、未来を担う子ども達にとって夢と希望あふれるまちづくりもすすめている。

福祉の面では、特別養護老人ホームを始め身体障害者や知的障害者の授産施設、在宅障害者や高齢者のデイサービス施設が整備されており、また、区役所には在宅サービスセンター・南部いきいき支援センターが併設され、福祉の拠点となっている。

南区では、これまで幾多の災害を乗り越える中で、地域が大切に育ててきた人情深い心のあたたかさを生かし、今後も区民と協働して「心のかよう、あたたかいまち南区」をめざしていく。

守 山 区 <創設 昭和 38 年 2 月 15 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面 積 (km ²)	34.01	33.99
世 帯 数	17,227	68,062
人 口	67,786	169,343
人口密度(人/km ²)	1,993	4,982
学 区 数		20



守山区役所

守山区は、昭和 38 年 2 月 15 日、守山市が名古屋市と合併し、その区域をもって本市 13 番目の区として誕生した。『守山』の地名の由来については、中世末期の古文書に見られる。文献によっては『森山』・『モリ山』という記述が見られ、森深い山『森山』が転じて『守山』になったという説が有力と思われる。

位置は、名古屋市北東部にあたり、南に矢田川、北に庄内川を配する地形で、区の東北端の東谷山（標高 198.3m・名古屋市で一番標高が高い）から西南に向かって連なる洪積層台地の丘陵地域が区の相当部分を占めている。また、二つの河川に沿った地域には、数多くの遺跡が見られるように、肥よくな農地が育てられ、古くからこの地域の発展を促してきた。

このような地形・環境は、清新な空気と豊かな緑をはぐくみ、住宅地としての好条件となっており、区の人口が平成 21 年 7 月には市内第 3 位となるなど、名古屋市有数のベッドタウンとして目覚ましい発展をみせているとともに、社会福祉施設の立地条件に適し、また文教地区としても生かされている。

区の西北部一帯は、名古屋北部の内陸型工業地帯の一部を構成し、また、矢田川、庄内川に沿った準工業地帯には、軽工業を主とした工場などが点在している。

中心部は、近隣商業地帯を配して住宅地を形成している。小幡駅前地区においては市街地再開発事業が完了し、再開発ビル『アクロス小幡』に併設される在宅サービスセンターは、デイサービス事業・介護保険事業・訪問看護ステーション等を行う福祉の拠点となっており、また、守山文化小劇場は文化・芸術の発信地となっている。

北東部には、市民の憩いの場であるスポーツ・レクリエーション施設が集まっている。東谷山フルーツパークでは熱帯果樹温室で世界の珍しい熱帯果樹が展示されているほか、園内に植えられている色々な果樹を見ることができる。特に春は、1 千本のしだれ桜が満開となり、市民のほか周辺地域からもたくさんの方が花見に訪れ賑わっている。庄内川を見下ろす丘陵地には、尾張四観音の一つである龍泉寺があり、その仁王門は国の重要文化財に指定されている。この龍泉寺の麓から約 227 ヘクタールにおよぶ小幡緑地公園があり、園内にはたくさんの野鳥が生息するなど豊かな自然を楽しむことができる。また、公園に隣接して平成 22 年 12 月に守山スポーツセンターが開館し、志段味スポーツランドと併せて区内のスポーツ拠点施設として多くの市民に利用され、活気を生み出している。

一方、21 世紀の都市基盤づくりとして、特定土地区画整理事業により良好な宅地開発を進めるとともに「ひと、自然、科学がとけあう環境の創造」を目指して、志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備事業が進められている。特に、なごやサイエンスパークでは先端技術連携リサーチセンターなどの研究施設や独立行政法人産業技術総合研究所中部センターなどの公的研究機関が集積し、テクノヒル名古屋においては研究開発型企業の立地が進んでいる。さらに、循環型社会に向けたモデル住宅が建設され、環境に配慮した住宅の取り組みの普及促進が期待されている。また、平成 13 年 3 月に全国初の新交通システムとしてガイドウェイバスシステムを導入したゆとりーとラインが開通し、大曽根への交通アクセスが改善された。ゆとりーとラインは、宅地化が進みつつある志段味地区住民の通勤通学の経路や、東谷山フルーツパーク、志段味スポーツランド、なごやサイエンスパーク等への交通手段として、多くの市民の利用に供されている。

平成 25 年 2 月に区制 50 周年を迎える守山区では、こうした区内各地域の特色や魅力を活かしながら「住みよいまち 緑豊かなまち守山」をめざした様々な取り組みが進められている。

緑 区 <創設 昭和 38 年 4 月 1 日>

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面積 (km ²)	26.30	37.84
世帯数	9,030	89,681
人口	41,501	232,433
人口密度(人/km ²)	1,578	6,143
学区数		28



緑区役所

緑区は、昭和 38 年に愛知郡鳴海町が本市と合併し、その区域をもって市内 14 番目の行政区として誕生し、翌年 12 月に、知多郡有松町と大高町を加え面積では本市で 2 番目の区域を有する大きな区となった。

その後、区画整理事業の進行により住宅地としての開発がめざましく、それに伴って人口も急速に伸び、平成 10 年 4 月には 20 万人を突破した。さらに、大高有松地区の区画整理事業の進展、JR 南大高駅の開業など、都市基盤の整備が着実に進んできた。

平成 22 年 5 月には緑区民の待望久しい徳重支所がオープンした。徳重支所のある“ユメリア徳重”(緑区役所徳重支所等共同ビル)には、保健所分室、徳重図書館、徳重地区会館、区民プラザなどが併設され、さらに、近隣には交通広場のような憩いの場所や民間商業施設も整備されている。地下鉄桜通線の延伸や名古屋環状 2 号線の開通も相まって、徳重地区は現在大変な賑わいを見せている。

年々都市化が進み、住宅地として姿を変えつつある緑区ではあるが、古い時代をしのぶ遺跡、史跡にも恵まれている。特に五十三次の面影を残す旧東海道の白壁、格子造りの有松の古いまち並みは、市の町並み保存地区の第 1 号として指定され、市の保存事業として修理、修景が進んでいる。歴史的建造物「中舩(なかます)竹田家」の再生保存については、費用の一部として「有松まちなみ保存ファンド募金」が充てられた。平成 20 年 2 月に有松は開村 400 年を迎えた。また、織田信長が今川義元を打ち破ったことで有名な桶狭間では、平成 22 年に、戦いから 450 年を記念して古戦場公園がリニューアルされた。「近世の曙」と名付けられた両雄の銅像が園内に建てられるなど、新たな観光名所となっている。

緑区の伝統的産業として「しぼり」があげられる。この「しぼり」は慶長年間に五十三次の宿場町であった鳴海と、茶屋集落であった有松とに興り、その後長年にわたる技術改良により、国内はもとより広く海外にもその名を知られるようになった。「しぼり」の資料等を展示した有松・鳴海絞会館が開館され、たえず見学者が訪れ大変賑わっている。特に恒例となった「絞りまつり」には、数多くの人々が見学に訪れ盛況である。その他、この地は古くから良質の水に恵まれ酒造業が栄え、現在も営々として続けられている。このような伝統産業の他に、露地栽培の野菜が栽培され、市街化区域農地を緑のオープンスペースとして利用しつつ、地産地消をめざし、市内各市場に供給している。

こうした貴重な資産を発掘、活用し、緑区をおもてなしの心にあふれ、魅力ある観光地域として発展させることを目的として、平成 22 年 5 月に「緑区観光推進協議会」が発足した。

このように緑区では、急速な都市開発の中にも、恵まれた自然、先人たちの残した史跡、文化、そして古いまち並みに代表される伝統をうまく調和させたまちづくりが進められている。

<みどりっちと区制 50 周年>

平成 23 年、全国公募により誕生した緑区マスコットキャラクター「みどりっち」は、デザイン随所に緑区の特徴が散りばめられており、まちづくり隊長・観光大使として活躍している。また、平成 25 年 4 月に迎える区制 50 周年を緑区全体でお祝いし盛り上げるため、平成 24 年 4 月～25 年 12 月にかけて多種多彩な記念イベント等を実施する。この大きな節目を、緑区の新たな成長・発展へつなげていきたい。



マスコットキャラクター
「みどりっち」

<区名の由来>

緑豊かな丘陵地帯であり住宅地として注目されているなどの理由で、「緑区」と命名された。江戸時代に緑区を 4 度訪れた松尾芭蕉が詠んだ句「はつ秋や海も青田のひとみどり」にちなんだとも言われている。

名 東 区 < 創設 昭和 50 年 2 月 1 日 >

	創設当時	平成 24.4.1 現 在
面 積 (km ²)	18.59	19.44
世 帯 数	26,918	72,331
人 口	81,228	160,652
人口密度(人/ km ²)	4,369	8,264
学 区 数		19



名東区役所

名東区は、昭和 50 年 2 月 1 日に千種区から分区独立して誕生した。市の東部に位置し、地形は南北に長く、整然と区画整理されたなだらかな丘陵地帯で、静かな環境に恵まれた市内屈指の良好な住宅地となっている。その区域の大部分は、昭和 30 年 4 月に本市と合併し、千種区に編入された旧愛知郡猪高村を母体としている。

区の名称は、「名古屋市の東部に位置し、区内に東名高速道路名古屋インターチェンジを有し、名古屋の東玄関にふさわしい名称」ということから『名東区』と名付けられた。

かつては、緑豊かな丘陵地帯に数多くのかんがい用ため池が点在し、畑、稲作に加えて養蚕や葉煙草も栽培され、のどかな田園地帯であった。昭和 30 年代後半から宅地造成が区内各地で進み、現在では区域の 80% 余に及ぶ土地区画整理事業が終了した。開発に伴って自然が失われつつある中でも、昔のままの自然林を残す牧野ヶ池緑地、猪高緑地といった広大な緑地があるほか、区画整理事業により生み出された都市公園等が 100 ヶ所余設置され、緑に恵まれた魅力的な住環境をつくりだしている。また、区内には社宅・マンションなどが多く、毎年区民の約 8% が入れ替わっている。

交通面では、区の中央部を東西に横断する地下鉄東山線が区内の重要な公共交通機関として利用されている。また、東名阪自動車道が平成 8 年 5 月には東名高速道路、平成 15 年 3 月には名古屋都市高速道路 2 号東山線とそれぞれ直結し、国道 302 号線などの幹線道路も整備され、平成 23 年 3 月には名古屋第二環状自動車道（名古屋南 JCT ~ 高針 JCT 間）が開通するなど、さらに交通の利便性が高まっている。特に地下鉄東山線終点の地下鉄藤が丘駅周辺は、郊外の落ち着いたとファッショナブルな都心の機能をあわせ持ったまちづくりが進められ、平成 17 年には、本格的な実用路線としては、日本初の磁気浮上式リニアモーターカーを使用した東部丘陵線（愛称＝リニモ）が開通し、近隣の自治体との交通結節点として、商業施設が集積し、区内で最もにぎわいのある地域となっている。

市民利用施設は、名東スポーツセンター、上社レクリエーションルーム、テニスコート等のスポーツ施設や、文化小劇場、コミュニティセンターなどがあり、これらの施設では、若者から高齢者まで各層の区民により、さまざまなスポーツ・文化活動が活発に行われている。

また、古くから史跡・文化財も区内に点在しており、民族資料として豊年を祝う氏神祭礼「馬の塔（おまんこ）」に使われる「大鳥毛・馬標と馬具」、織田信長に仕えた戦国武将柴田勝家の誕生の地「明徳寺」に祀られる「十王像十四体」、猪子石地区には地名の由来となった猪の子に似た自然石「猪子石」、などが保存されている。また、無形民俗文化財として東一社・高針地区の「鷹羽検藤流棒の手」「高針棒の手」が伝承されている。

平成 8 年 3 月には、名東区の文化活動の振興のため「名東区文化協会」が設立され、総合芸術・芸能祭や美術展の開催など区内の文化事業の推進を積極的に行っている。また、設立 10 周年を記念して公募により「名東のうた」の制作に取り組み、平成 19 年 5 月に「わがまち名東」が発表された。

さらに平成 8 年から 5 月（英語でメイ）10 日（数字でトオ）にちなんで、5 月 10 日を「名東の日」と定め、平成 11 年からは、5 月 7 日から 13 日の 1 週間を「名東ウィーク」として、区内各所で多彩なイベントが開催されている。

平成 23 年度からは、「つながるまち、ひろがるまち名東」を区政運営方針のビジョンに掲げ、「人と人とのつながり」を起点とした、魅力と活気あふれるまちづくりを進めている。

天 白 区 < 創設 昭和 50 年 2 月 1 日 >

	創設当時	平 24.4.1 現 在
面 積 (km ²)	21.79	21.62
世 帯 数	27,426	70,907
人 口	87,931	157,925
人口密度(人/ km ²)	4,035	7,305
学 区 数		17



天白区役所

天白区は、昭和 50 年 2 月に昭和区から分区独立して誕生した。名古屋市東部丘陵地帯に位置しており、その区域は昭和 30 年 4 月に本市と合併し昭和区に編入された愛知郡天白村のほぼ全域を母体としている。天白村は明治 39 年（1906 年）5 月 10 日にそれまであった島野・弥富・植田・平針の 4 村を廃し成立した。

区名の由来は、天白村内を北東から南西へ流れる天白川にちなんで名付けられたといわれ、天白川の名は、その下流に天白社が祀られていたことによるといわれている。

現在の天白区は、昭和 53 年 10 月の地下鉄鶴舞線、平成 6 年 3 月の地下鉄桜通線の開通に伴って中高層住宅が急増するとともに、平針・原・植田の地下鉄各駅のターミナルを拠点に多くの店舗や大型店が立ち並び、住宅地域・商業地域の両面で発展してきた。さらに平成 23 年 3 月より地下鉄桜通線が延伸され、交通アクセスが大きく向上し、区南部におけるさらなる発展が多方面で期待されている。

天白区の農業は市街化が進んだが、区内には市内有数の農地があり、あいちの伝統野菜に指定されている八事五寸にんじんをはじめ、くりあじかぼちゃ・たまねぎ・ばれいしょ・梅などが出荷されている。

区内には多くの伝統や史跡が残っており、名古屋市の無形文化財に指定されている「平針木遣り音頭」もその一つである。遠く慶長の昔、徳川家康が名古屋城を築城するにあたって、平針の農民が材木や岩石などの運搬に活躍し、その時に歌われた木遣り音頭がその始まりと伝えられている。

区の東部には農業技術の研究・指導を行っている農業センターがあり、そのなかに設けられた市民菜園は土に触れる機会の少ない市民に親しまれているほか、早春には「しだれ梅まつり」が開催され市内外から多くの観光客が訪れている。また、おいしい「かしわ肉」名古屋コーチンを名古屋の名物に育てるため名古屋コーチン種鶏の確保・飼育研究・消費宣伝等の事業も行われている。東南部には、愛知県運転免許試験場があり、運転免許の取得・更新のため多くのドライバーが利用している。

区のほぼ中央には、区役所をはじめ、環境事業所・土木事務所・上下水道営業所などの行政機関があり、区行政の中心的役割を担っている。また、公共施設としても、福祉会館・児童館・文化小劇場・生涯学習センター・図書館・スポーツセンターが設置されており、多くの市民に活用されている。また、現在 17 学区中 15 学区にコミュニティセンターが整備されており、これらの施設も地域のふれあいの場として利用されている。

このように、都市型の景観が広く見られる反面、区内にはまだ多くの緑が残されており自然との調和のとれた生活環境があふれている。天白川河川敷を利用した「天白川緑地」や、ホテルの見られる相生山緑地の「オアシスの森」には、多くの区民が散歩に訪れ、「天白公園」は休日多くの区民で賑わっている。

また、東南部には農業センターを含む約 60 ヘクタールの豊かな自然が残る荒池緑地が広がっており、現在「荒池なごやかファーム構想」により、市民の皆さんと協力して里山の風景を大切にしたい整備を進めている。

天白区は恵まれた自然環境を背景に「太陽とみどりのまち」として着実に発展・成長を続け、今後も「いつまでも住み続けたいまち天白区」としてさらなる飛躍が期待されている。

2 区役所庁舎等概況

(1) 区役所及び支所の位置

<p>区役所・支所名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号（時間外）</p> <p>最寄りの交通機関</p>	<p>区役所・支所付近の略図</p>
<p>千種区役所</p> <p>〒464-8644 千種区覚王山通 8 丁目 37 番地</p> <p>TEL 7 6 2 - 3 1 1 1</p> <p>地下鉄 池下駅下車 徒歩 3 分</p> <p>市バス 池下下車 徒歩すぐ</p> <p>地下鉄池下駅 2 番出口 南 50m</p>	
<p>東区役所</p> <p>〒461-8640 東区筒井一丁目 7 番 74 号</p> <p>TEL 9 3 5 - 2 2 7 1</p> <p>市バス { 東区役所下車 徒歩 1 分 山口町下車 徒歩 5 分</p> <p>山口町交差点 南 400m</p>	
<p>北区役所</p> <p>〒462-8511 北区清水四丁目 17 番 1 号</p> <p>TEL 9 1 1 - 3 1 3 1</p> <p>地下鉄 黒川駅下車 徒歩 5 分</p> <p>市バス { 北区役所下車 徒歩すぐ 黒川下車 徒歩 5 分</p> <p>黒川交差点 南 300m</p>	

楠支所

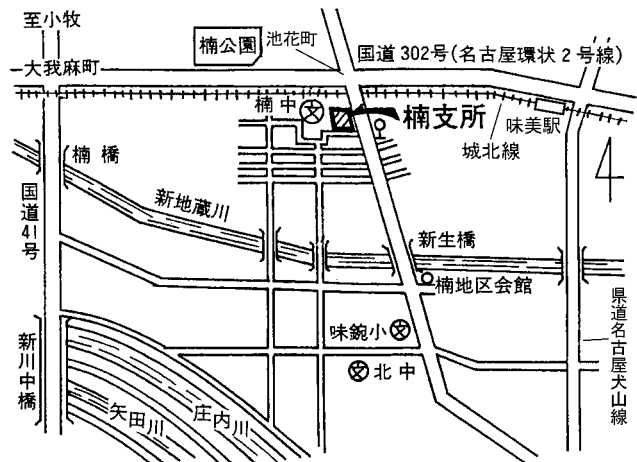
〒462-0012 北区楠二丁目 974 番地

TEL 901-2261

市バス 楠支所下車 徒歩すぐ

東海交通事業 城北線 味美駅
西へ徒歩 10分

国道 302 号線池花町交差点 南 150m



西区役所

〒451-8508 西区花の木二丁目 18 番 1 号

TEL 521-5311

市バス 西区役所下車 徒歩 2分
浄心町下車 徒歩 4分

地下鉄浄心駅 4 番出口 徒歩 3分



山田支所

〒452-0815 西区八筋町 358 番地の 2

TEL 501-1311

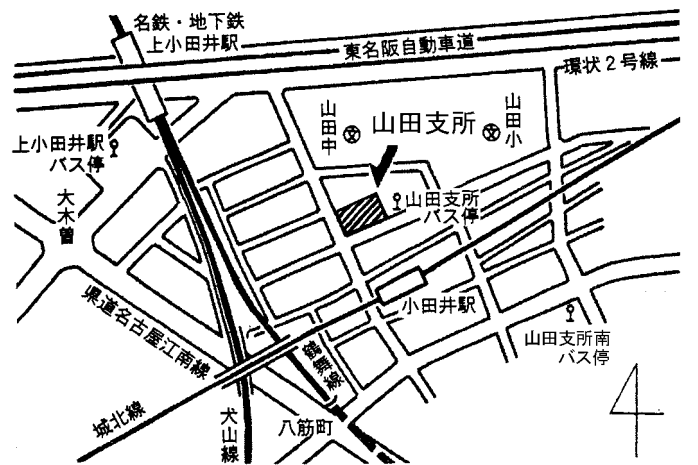
市バス 山田支所南下車 徒歩 5分

地域巡回市バス 山田支所下車 徒歩 1分

地下鉄 } 上小田井駅下車 徒歩 5分
名鉄 }

城北線 小田井駅下車 徒歩 3分

地下鉄・名鉄上小田井駅 南東 500m



中村区役所

〒453-8501 中村区竹橋町 36 番 31 号

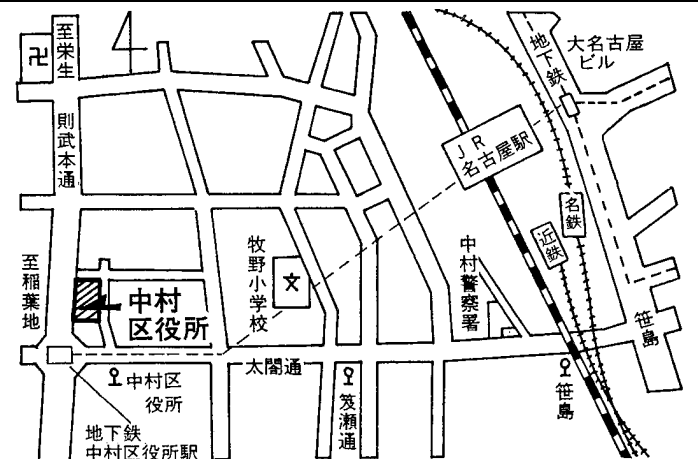
TEL 451-1241

地下鉄 中村区役所駅下車 徒歩すぐ

市バス 中村区役所下車 徒歩 2分

地下鉄中村区役所駅 2 番出口 北 70m

市バス中村区役所 北西 200m



中区役所

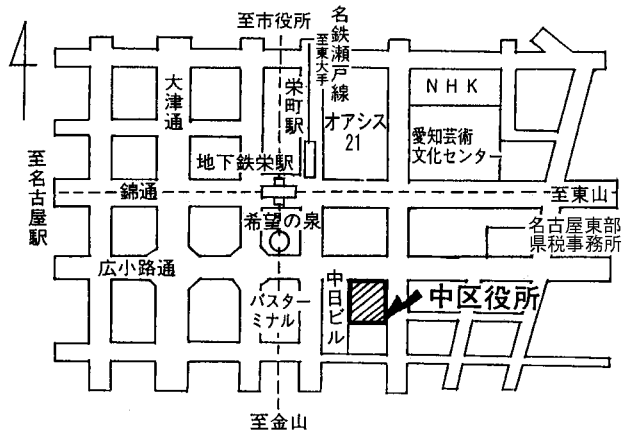
〒460-8447 中区栄四丁目1番8号

TEL 241-3601

市バス 栄下車 徒歩3分

地下鉄 栄駅下車 徒歩3分

地下鉄栄駅12番出口 東50m



昭和区役所

〒466-8585 昭和区阿由知通3丁目19番地

TEL 731-1511

地下鉄 御器所駅下車 徒歩すぐ

地下鉄連絡通路(8番出口)

市バス 御器所通下車 徒歩1分



瑞穂区役所

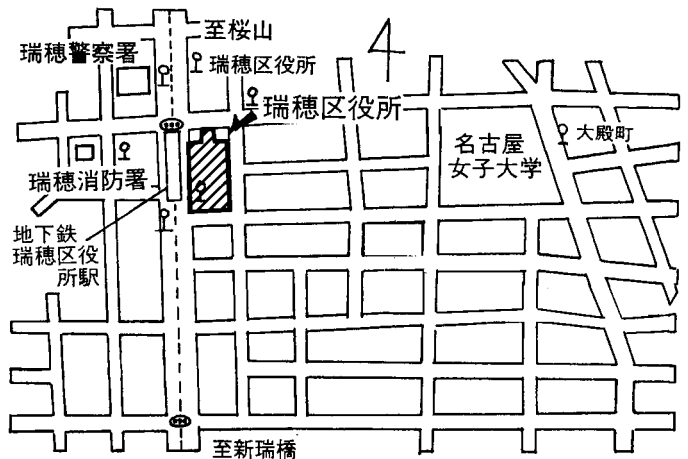
〒467-8531 瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

TEL 841-1521

地下鉄 瑞穂区役所駅下車 徒歩すぐ

地下鉄連絡通路(2番出口)

市バス 瑞穂区役所下車 徒歩すぐ



熱田区役所

〒456-8501 熱田区神宮三丁目1番15号

TEL 681-1431

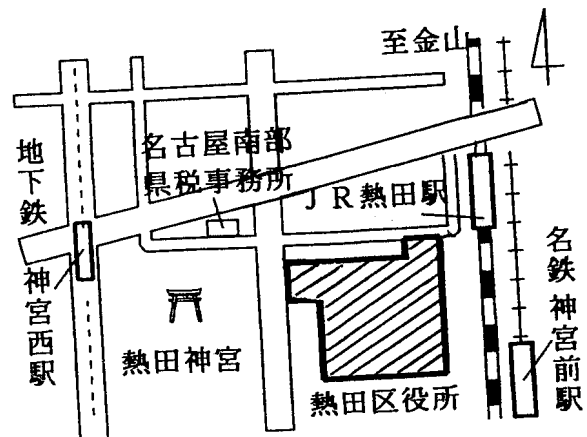
地下鉄 神宮西駅下車 徒歩5分

地下鉄連絡通路2番出口 東300m

市バス 熱田区役所 徒歩2分

J R 熱田駅下車 徒歩2分

名鉄 神宮前駅下車 徒歩8分



中川区役所

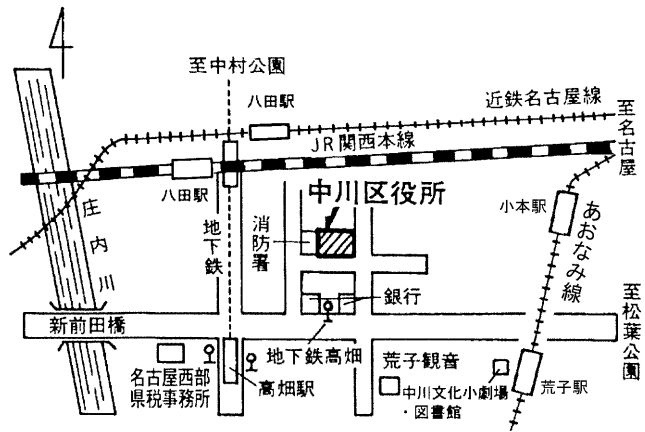
〒454-8501 中川区高畑一丁目 223 番地

TEL 3 6 2 - 1 1 1 1

地下鉄 高畑駅下車 徒歩 3 分

市バス 地下鉄高畑下車 徒歩 3 分

地下鉄高畑駅 3 番出口 北東 200m



富田支所

〒454-0985 中川区春田三丁目 215 番地

TEL 3 0 1 - 8 1 4 1

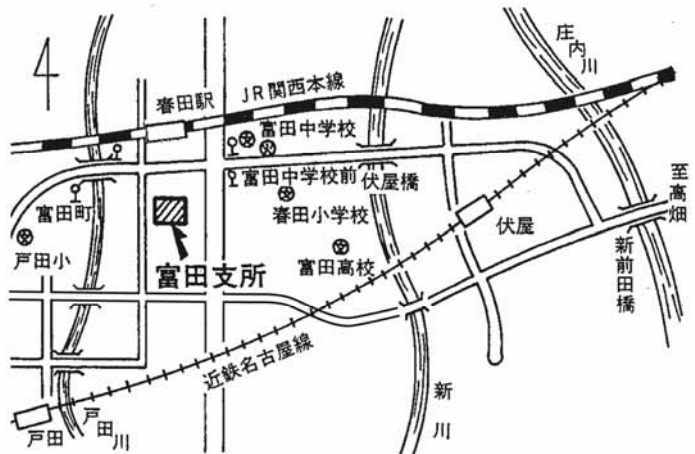
市バス 富田町下車 徒歩 5 分

J R 春田駅下車 徒歩 5 分

近鉄 戸田駅下車 徒歩 15 分

J R 春田駅 南 300m

近鉄 戸田駅 北東 1000m



港区役所

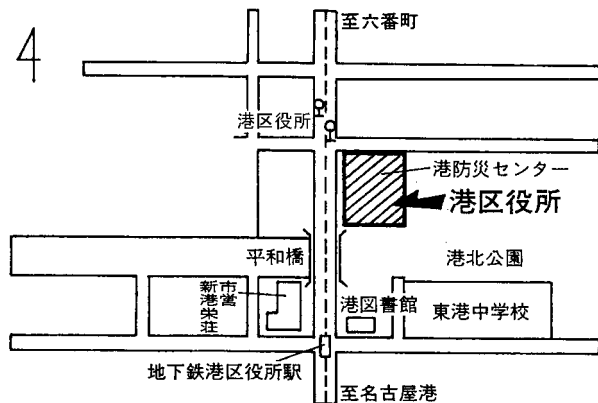
〒455-8520 港区港明一丁目 12 番 20 号

TEL 6 5 1 - 3 2 5 1

地下鉄 港区役所下車 徒歩 2 分

市バス 港区役所下車 徒歩 2 分

地下鉄港区役所 1 番出口 北 100m



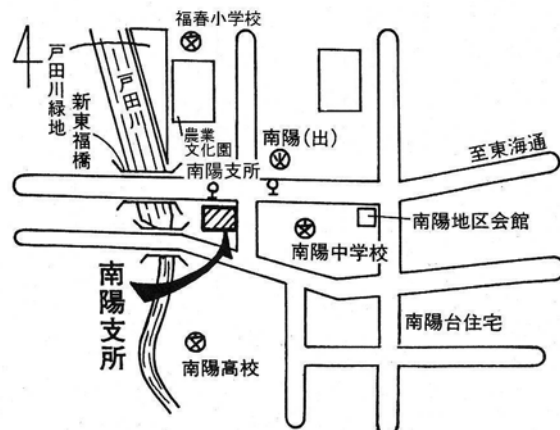
南陽支所

〒455-0873 港区春田野三丁目 1801 番地

TEL 3 0 1 - 8 1 1 8

市バス 南陽支所下車 徒歩 1 分

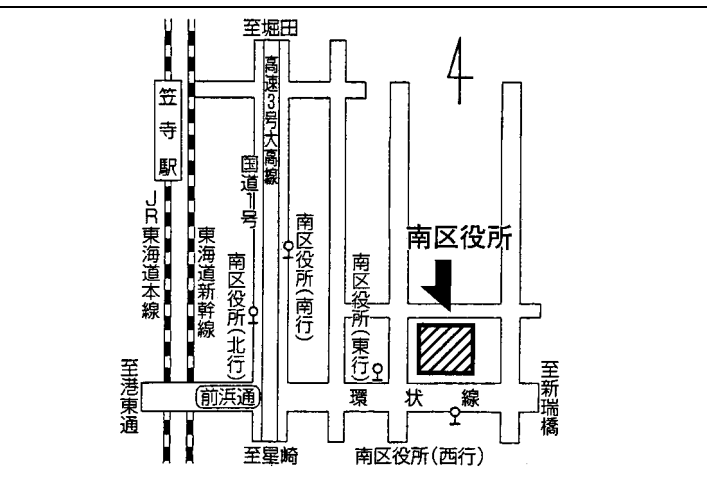
南陽中学校前交差点 西 500m



南区役所
 〒457-8508 南区前浜通3丁目10番地
 TEL 811-5161

市バス { 南区役所下車 徒歩すぐ
 本城中学前下車 徒歩2分

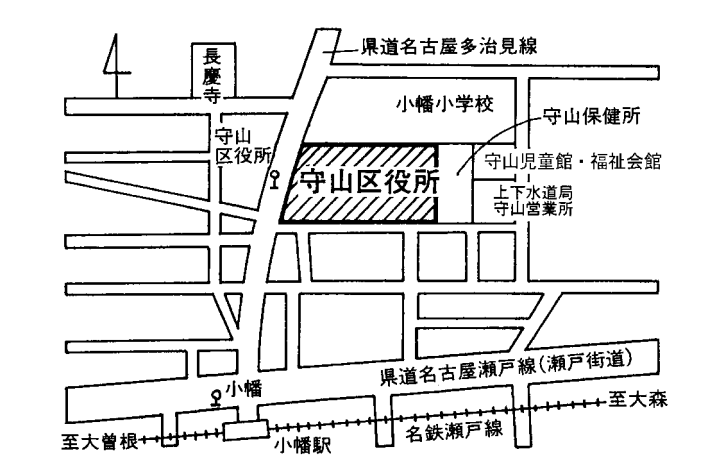
JR東海笠寺駅 南東500m
 名鉄本笠寺駅 南西600m
 前浜通交差点 東150m



守山区役所
 〒463-8510 守山区小幡一丁目3番1号
 TEL 793-3434

市バス { 守山区役所下車 徒歩2分
 守山区役所南下車 徒歩3分

名鉄 小幡駅下車 徒歩4分
 名鉄小幡駅 北200m



志段味支所
 〒463-0003 守山区大字下志段味字横堤
 1390番地の1
 TEL 736-2000

市バス 志段味支所下車 徒歩1分
 雨池下車 徒歩6分

ガイドバス「ゆとりーとライン」 } 志段味支所北下車 徒歩4分

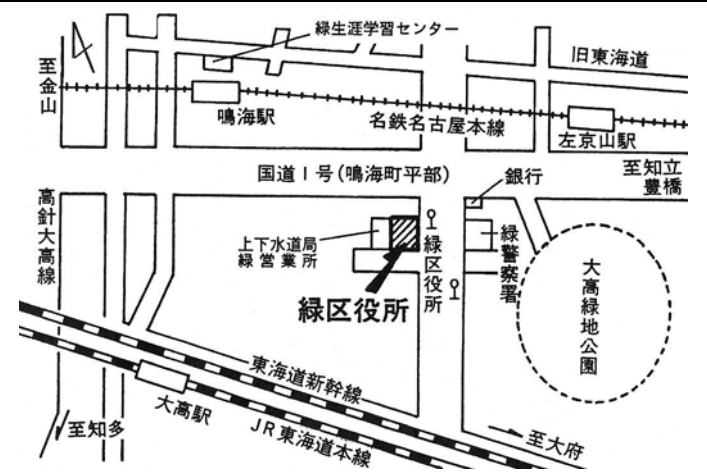


緑区役所
 〒458-8585 緑区青山二丁目15番地
 TEL 621-2111

名鉄 { 鳴海駅より市バス6分
 左京山駅より市バス2分

JR東海 { 大高駅より市バス5分
 南大高駅より市バス5分

緑区役所下車 徒歩すぐ



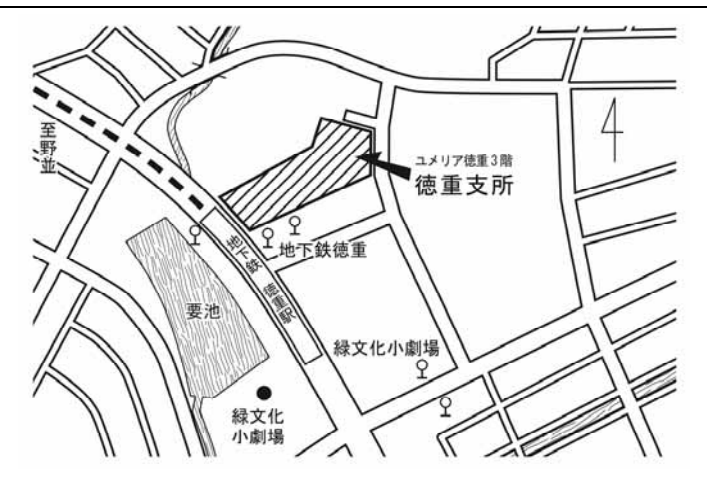
徳重支所

〒458-0801 緑区鳴海町字徳重
18番地の41

TEL 875-2202

地下鉄 徳重駅下車 徒歩1分
地下鉄徳重駅1番出口

市バス 地下鉄徳重 徒歩1分
名鉄バス 地下鉄徳重 徒歩1分

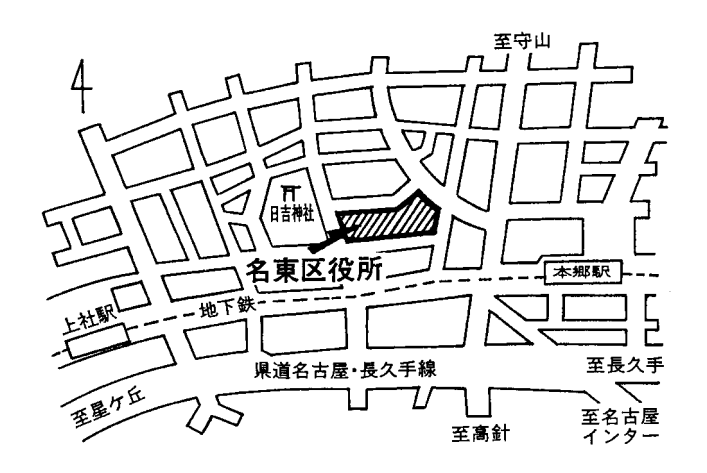


名東区役所

〒465-8508 名東区上社二丁目50番地

TEL 773-1111

地下鉄 本郷駅下車 徒歩3分
地下鉄本郷駅1番出口 西 300m



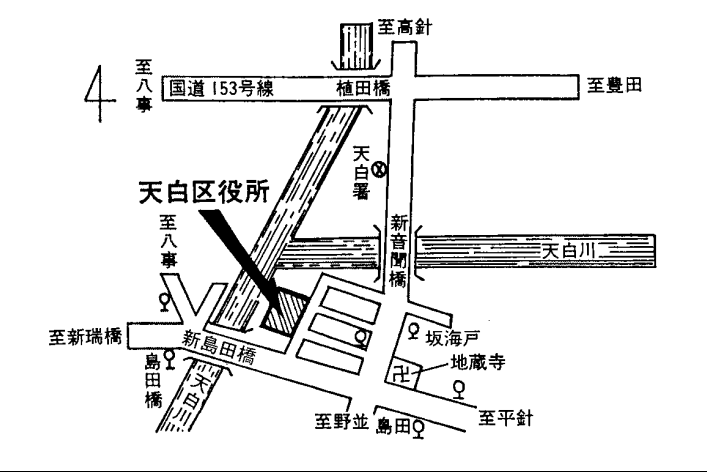
天白区役所

〒468-8510 天白区島田二丁目201番地

TEL 803-1111

市バス { 島田下車 徒歩5分
坂海戸下車 徒歩3分

島田交差点 北西 200m



(2) 区役所を中心とした区内の最長距離

区別	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白
区内の最長距離	4.7 km	4.3	5.5	5.7	4.8	3.3	3.7	3.3	2.7	5.5	8.9	4.9	9.3	7.6	4.3	4.2

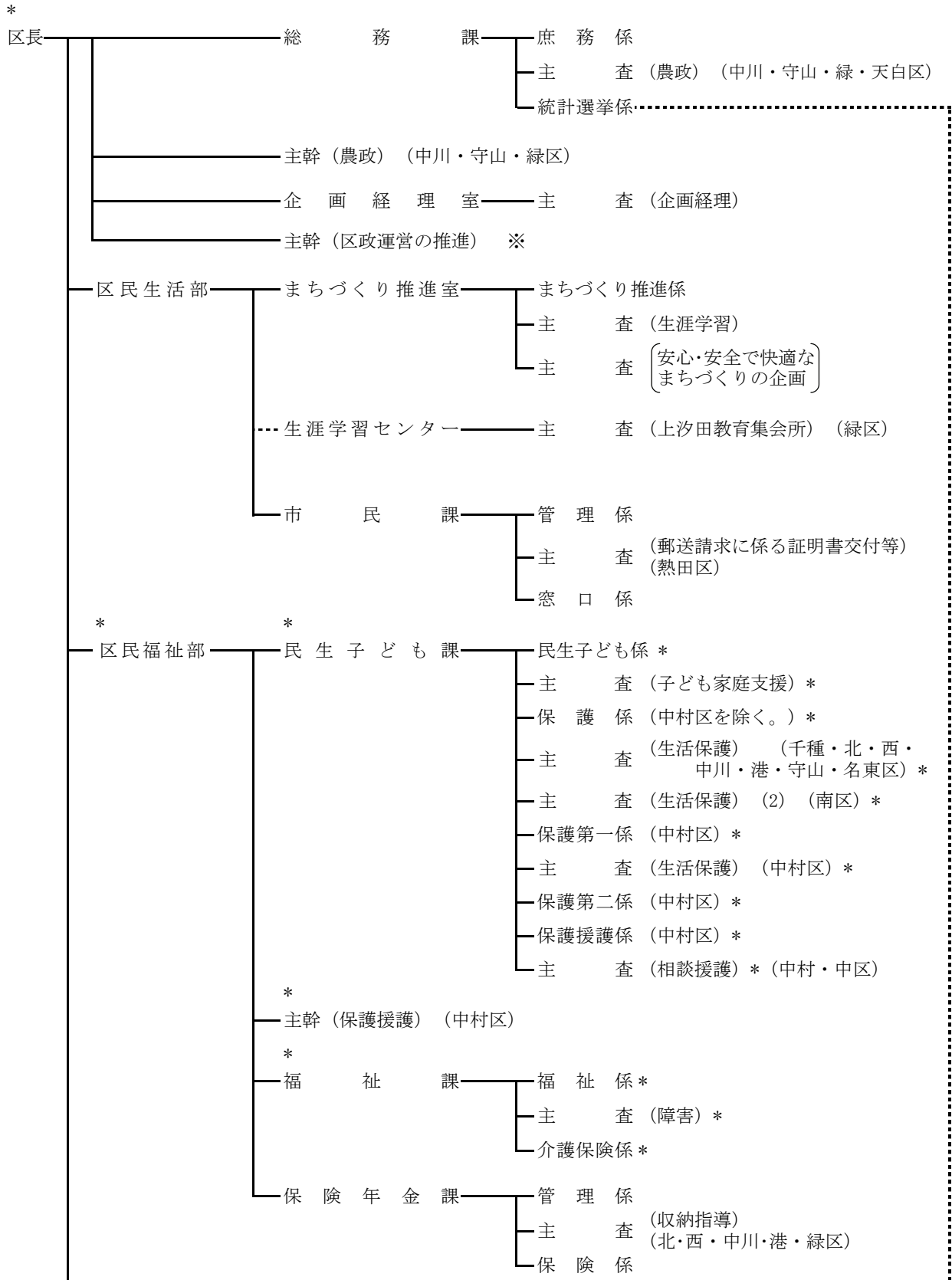
(3) 区役所及び支所庁舎建物一覽

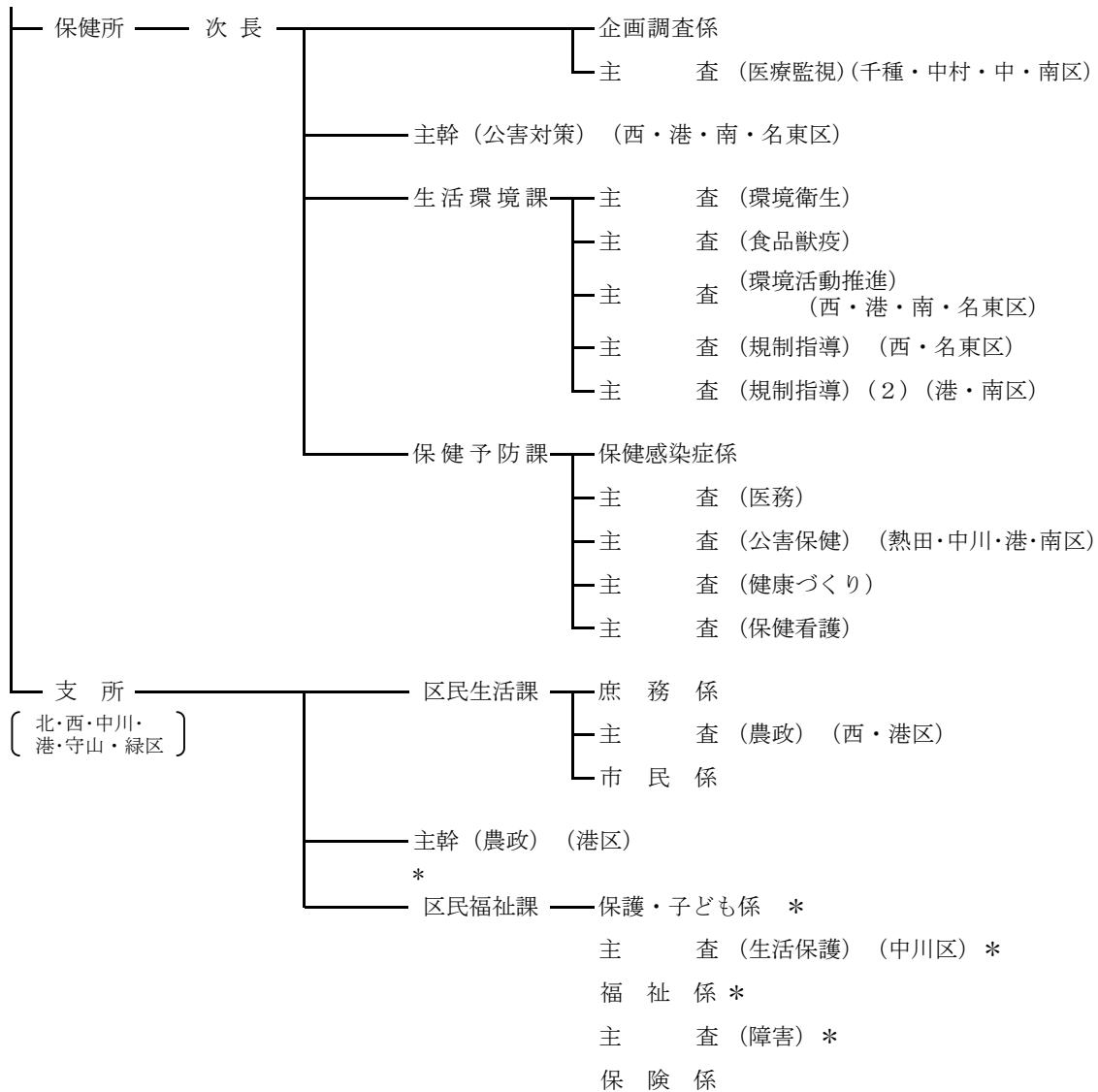
種別 区別	構 造 ・ 規 模	竣 工 年 月	敷地面積	建築面積	建物延 床面積	収 容 公 所			備 考
						区役所・支所	保 健 所	そ の 他	
千種区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下3階、地上3階建(4階~12階 公団住宅)	昭和45年 3月	3,513.2	1,757.0	8,648.8	7,108.2	1,540.6	-	
東区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階一部3階建	昭和45年10月	3,306.4	1,525.8	7,451.3	6,087.0	1,364.3	-	-
北区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階一部2階建	昭和57年10月	8,167.6	2,503.6	12,193.6	6,136.6	1,544.3	4,512.7	総合社会福祉会館 在宅サービスセンター
楠支所	鉄筋コンクリート造、2階建	昭和50年 3月	4,392.2	415.2	767.6	767.6	-	-	-
西区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階	平成22年 1月	6,911.4	2,716.3	11,761.6	8,199.6	2,823.5	738.5	在宅サービスセンター
山田支所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、5階建	平成17年 5月	3,576.0	936.9	3,200.5	2,381.6	-	818.9	図書館
中村区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階一部2階建 (4階~10階公団住宅)	昭和39年12月	2,940.4	2,009.7	6,975.9	6,975.9	-	-	-
中区役所	地下部鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上部鉄骨造、地下4階、地上18階建	平成 3年 8月	3,426.5	1,969.0	39,221.2	12,508.8	-	5,099.7	市民ギャラリー
昭和区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上7階建	平成 5年 8月	3,643.8	2,223.1	13,327.7	9,101.6	3,428.1	798.0	名古屋市社会福祉研修 センター
瑞穂区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上5階建	平成 8年 1月	3,249.6	2,316.1	10,134.6	10,134.6	-	-	-
熱田区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上7階建	平成13年10月	8,500.0	3,933.1	19,131.7	9,330.2	3,282.9	6,518.6	文化小劇場 図書館 在宅サービスセンター
中川区役所	鉄筋コンクリート造、3階一部2階建	昭和50年 1月	9,984.1	3,944.9	8,391.5	6,631.4	1,760.1	-	-
富田支所	鉄筋コンクリート造、2階建	平成 3年 1月	6,847.2	761.8	1,457.3	1,457.3	-	-	-
港区役所	鉄筋コンクリート一部鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階一部2階建	昭和56年12月	6,319.6	2,672.0	9,057.7	6,328.8	-	2,728.9	防災センター
南陽支所	鉄筋コンクリート造、2階建	昭和50年 3月	5,810.2	651.3	1,085.3	1,085.3	-	-	-
南区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上5階建	平成12年 2月	4,664.4	2,575.9	12,956.1	11,008.8	-	1,947.3	在宅サービスセンター
守山区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階一部3階建	昭和46年10月	8,425.6	1,979.8	7,189.3	5,309.0	1,880.3	-	-
志段味支所	鉄筋コンクリート造、2階建	昭和60年 3月	11,039.9	1,447.0	1,880.8	667.8	-	1,213.0	地区会館
緑区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階一部2階建	昭和49年 1月	9,110.5	2,204.4	5,990.7	5,990.7	-	-	-
徳重支所	鉄骨造、4階建	平成22年5月	10,201.1	5,802.5	12,954.2	2,945.9	791.4	9,216.9	地区会館 図書館
名東区役所	(本庁舎)鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階一部3階建 (東庁舎)鉄骨造、平屋建	昭和51年 1月	7,777.8	1,966.9	7,867.3	6,403.7	1,463.6	-	-
天白区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階一部2階建	昭和51年 3月	8,436.8	2,709.3	7,181.6	5,691.1	1,490.5	-	-

- (備考)
- 1 建物延床面積、収容公所の面積は、建物台帳からの数値である。
 - 2 建物台帳に自転車置場の面積が含まれている区・支所はその面積を差し引いた数値である。
 - 3 中区役所については、敷地面積・建築面積・建物延床面積に朝日生命分を含む。
 - 4 徳重支所については、ユメリア徳重全体の面積とし、交番用地・民間商業施設を含む。

3 区役所行政機構等概況

(1) 区役所の組織





区選挙管理委員会

- ※
- <兼>環境局環境事業所長
 - <兼>緑政土木局土木事務所長
 - <併>消防局消防署副署長

(注) *印は社会福祉事務所の組織を示す。

(2) 区役所の事務分掌

総務課(注1)

庶務係

- 1 公印(住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの裏面追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印及び保健所長印を除く。)の管守に関する事。
- 2 職員の進退、服務、賞罰、給与その他身分に関する事。
- 3 文書に関する事(保健所に係るものを除く。)
- 4 庁舎(保健所に係るものを除く。)の管理及び取締に関する事。
- 5 区役所支所に関する事。
- 6 道路運送車両法による自動車の臨時運行の許可に関する事。
- 7 住居表示に関する事。
- 8 市営住宅入居申込みの相談に関する事。
- 9 災害対策及び災害救助の連絡に関する事。
- 10 防災行政用無線に関する事。
- 11 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事。
- 12 被災者生活再建支援金の支給に関する事。
- 13 区内各種機関及び団体との連絡調整に関する事。
- 14 通達員に関する事。
- 15 現金及び有価証券並びに物品の出納保管並びに記録管理に関する事。
- 16 支出負担行為の事前合議に関する事。
- 17 支出命令の審査に関する事。
- 18 振替命令、更正命令及び還付命令の審査並びに戻入通知の受理に関する事。
- 19 歳入歳出外現金等の還付通知の審査に関する事。
- 20 指定金融機関の派出所に関する事。
- 21 決算に係る出納の整理に関する事。
- 22 会計事務の連絡調整に関する事。
- 23 農業委員会に関する事。
- 24 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
- 25 他部保健所課室系の主管に属しない事。

主 査(農政)(注1、注2)
(中川区、守山区、緑区及び天白区に限る。)

- 1 農業委員会に関する事。
- 2 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。

統計選挙係

- 1 人口統計に関する事。
- 2 商工業統計に関する事。
- 3 農林統計に関する事。
- 4 その他統計に関する事。
- 5 選挙管理委員会に関する事。
- 6 選挙に関する学校施設の使用及び公営の実施に関する事。
- 7 地域委員会の委員の選任に関する事。

主 幹(農政)(注1、注2)
(中川区、守山区及び緑区に限る。)

- 1 農業委員会に関する事。
- 2 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
- 3 前各号に掲げる事項に係る経理に関する事。

企画経理室

主 査(企画経理)

- 1 区政運営の企画及び総合調整に関する事。
- 2 区政推進会議に関する事。
- 3 予算の執行に関する事。
- 4 物品の購入、委託等の総合調整に関する事。
- 5 区所管財産の管理の調整に関する事。
- 6 地域委員会に係る予算の連絡調整に関する事。

主 幹(区政運営の推進)

- 1 区政運営の推進に係る企画、調査及び連絡調整に関する事。

区民生活部

まちづくり推進室

まちづくり推進係

- 1 区のまちづくりの推進及び連絡調整に関する事。
- 2 地域活動の振興並びに地域活動に係る地域組織の援助及び育成に関する事。
- 3 地域委員会の設置及び運営支援に関する事。
- 4 区安心・安全で快適なまちづくり協議会及び安心・安全・快適まちづくり活動補助金に関する事。
- 5 区政協力委員に関する事。
- 6 都市美化、交通安全対策及び生活安全対策に関する事。
- 7 広報、広聴及び市民相談に関する事。
- 8 犯罪被害者等の支援に係る情報の提供等及び連絡調整に関する事。
- 9 市政情報の提供に関する事。
- 10 地縁による団体の認可並びに印鑑の登録及び証明に関する事。
- 11 自衛官の募集に関する事。

- 12 社会教育に関する事。
- 13 市民文化及び体育の向上に関する事。
- 14 青少年の保護育成の推進に関する事。
- 15 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関する事。
- 16 貯蓄増強に関する事。
- 17 コミュニティセンター等に関する事。
- 18 生涯学習センターに関する事。
- 19 部内他課係の主管に属しない事。

主 査（生涯学習）

- 1 社会教育に関する事。
- 2 市民文化及び体育の向上に関する事。
- 3 青少年の保護育成の推進に関する事。
- 4 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関する事。
- 5 貯蓄増強に関する事。
- 6 生涯学習センターに関する事。

主 査

(安心・安全で快適なまちづくりの企画)

- 1 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関する事。
- 2 区安心・安全で快適なまちづくり協議会及び安心・安全・快適まちづくり活動補助金に係る企画調整に関する事。
- 3 安心・安全で快適なまちづくりに関する相談、要望等の処理に係る連絡調整に関する事。
- 4 区長の指定する区のまちづくりの推進及び連絡調整に係る事務に関する事。
- 5 男女平等参画推進事業に関する事。
- 6 人権尊重のまちづくり事業に関する事。
- 7 広報及び広聴集会に関する事。

生涯学習センター

- 1 講座、講演会等を開催する事。
- 2 市民の学習活動等を支援する事。
- 3 図書、記録、資料等を利用させる事。
- 4 生涯学習に関する情報を提供する事。
- 5 生涯学習のための相談を行う事。
- 6 生涯学習センターの施設を使用させる事。
- 7 その他教育委員会が必要と認める事業を行うこと。

市 民 課（注3）

管 理 係

- 1 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの裏面追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印及び出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長

印の管守に関する事。

- 2 戸籍及び戸籍の附票の記録並びにこれらに伴う通知に関する事。
- 3 前号の台帳等及びこれらに係る帳票の整理に関する事。
- 4 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出、特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関する事。
- 5 外国人住民に係る住民票の記載等に係る通知に関する事。
- 6 既決犯罪通知その他身分に関する通知の処理に関する事。
- 7 人口動態統計その他統計の資料の作成及び報告に関する事。
- 8 郵送請求に係る証明書交付センターに関する事（熱田区に限る。）。
- 9 他係の主管に属しない事。

主 査（郵送請求に係る証明書交付等） （熱田区に限る。）

- 1 郵送請求に係る証明書交付センターに関する事。

窓 口 係

- 1 戸籍法、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律及び死産の届出に関する規程に基づく届出及び申請の受付に関する事。
- 2 前号の申請に基づく謄抄本、写し、証明書、許可証及び住民基本台帳カードの作成及び交付に関する事。
- 3 身分に係る証明その他課所管事務に係る諸証明の申請の受付並びに証明書の作成及び交付に関する事。
- 4 印鑑の登録及び証明に関する事。
- 5 窓口相談及び記載指導に関する事。
- 6 住民基本台帳及び学齢簿の記録並びにこれらに伴う通知に関する事（管理係の主管に属するものを除く。）。
- 7 前号の台帳等及びこれらに係る帳票の整理に関する事。
- 8 住民基本台帳法に基づく実態調査に関する事。
- 9 住民としての地位に係る情報の連絡及び収集に関する事。
- 10 住民記録情報の管理に関する事。
- 11 公簿の閲覧に関する事。
- 12 児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事。
- 13 栄サービスセンターに関する事（中区に限る。）。

区 民 福 祉 部

民生子ども課

民生子ども係

- 1 社会福祉事務所長印の管守に関する事。
- 2 統計及び諸報告に関する事。
- 3 民生委員及び児童委員に関する事。
- 4 災害援護資金の貸付け及び償還（財政局の主管に属するものを除く。）に関する事。
- 5 児童及びひとり親家庭等の福祉に関する事（福祉課及び保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- 6 児童福祉法による助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所の承諾又は解除に関する事。
- 7 児童虐待防止に関する事（児童福祉センター及び西部児童相談所の主管に属することを除く。）。
- 8 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導に関する事。
- 9 地域の子育て支援ネットワークに関する事。
- 10 児童手当及び子ども手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理（名古屋市職員に係るものを除く。）に関する事。
- 11 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- 12 子ども会、留守家庭児童健全育成事業、児童遊園地等に関する事。
- 13 母子福祉資金及び寡婦福祉資金等の貸付け及び償還（財政局の主管に属するものを除く。）に関する事。
- 14 ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- 15 部内他課係の主管に属しない事。

主 査（子ども家庭支援）

- 1 児童虐待防止に関する事（児童福祉センター及び西部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域の子育て支援ネットワークに関する事。
- 3 その他区長の指定する子ども及び家庭に係る支援に関する事。

保 護 係 （中村区を除く。）

- 1 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- 2 要保護者の更生指導に関する事。
- 3 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関する事。

主 査（生活保護） （千種区、北区、西区、中川区、港区、守山区及び名東区に限る。）

- 1 区長の指定する区域（以下民生子ども課の項において「指定区域」という。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- 2 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。

主 査（生活保護）(2)

（南区に限る。）

- 1 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- 2 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。

保 護 第 一 係 （中村区に限る。）

- 1 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止（住居のない者に係るものを除く。）に関する事。
- 2 指定区域内の要保護者の更生指導（住居のない者に係るものを除く。）に関する事。
- 3 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関する事。

主 査（生活保護） （中村区に限る。）

- 1 指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- 2 指定区域内の要保護者の更生指導に関する事。

保 護 第 二 係 （中村区に限る。）

- 1 係所管区域（中村区のうち、保護第一係の所管区域以外の区域をいう。以下保護第二係の項において同じ。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止（住居のない者に係るものを除く。）に関する事。
- 2 係所管区域内の要保護者の更生指導に関する事（住居のない者に係るものを除く。）。

主 幹（保護援護） （中村区に限る。）

- 1 中村区内の住居のない者に係る生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- 2 中村区内の要保護者（住居のない者に限る。）の更生指導に関する事。
- 3 中村区内の住居のない者に係る相談及び援護に関する事。

保 護 援 護 係 （中村区に限る。）

- 1 中村区内の住居のない者に係る生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。
- 2 中村区内の要保護者（住居のない者に限る。）の更生指導に関する事。
- 3 中村区内の住居のない者に係る相談及び援護に関する事。

主 査（相談援護） （中村区及び中区に限る。）

- 1 区内の住居のない者に係る相談及び援護に関する事

ること。

- 2 区内の関係機関との連絡調整に関すること。

福 祉 課

福 祉 係

- 1 障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
- 2 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- 3 敬老事業その他高齢者の福祉に関すること。
- 4 介護保険の保険給付(介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- 5 住宅改修支援事業費の支給に関すること。
- 6 介護保険の不正不当利得金の徴収に関すること。
- 7 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。
- 8 成年後見制度の利用支援に関すること。
- 9 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定に関すること(保健所に係るものを除く。)
- 10 障害程度区分認定等審査会の審査部会に関すること。
- 11 障害者自立支援法による自立支援給付(指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること(保健所に係るものを除く。)
- 12 その他障害者自立支援法に係る事務に関すること(保健所に係るものを除く。)
- 13 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定(保健所に係るものを除く。)及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
- 14 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること(保健所に係るものを除く。)
- 15 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条による福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
- 16 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理及びこれらについての事実審査並びに証書に関すること。
- 17 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関するこ

と。

- 18 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 19 引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。
- 20 他係の主管に属しないこと。

主 査 (障 害)

- 1 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。
- 2 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定に関すること。
- 3 障害程度区分認定等審査会の審査部会に関すること。
- 4 障害者自立支援法による自立支援給付(指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- 5 その他障害者自立支援法に係る事務に関すること。
- 6 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
- 7 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- 8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条による福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
- 9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理及びこれらについての事実審査並びに証書に関すること。
- 10 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。

介 護 保 険 係

- 1 要介護認定等に関すること。
- 2 介護認定審査会の審査部会に関すること。
- 3 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
- 4 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。
- 5 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
- 6 介護保険料の賦課に関すること。
- 7 介護保険料の徴収に関すること(財政局の主管に属するものを除く。)

- 8 介護保険料の督促及び滞納処分に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）
- 9 受託に係る介護保険料の徴収に関すること。
- 10 その他介護保険実施のための事務に関すること（福祉系の主管に属するものを除く。）。

保険年金課（注4）

管 理 係

- 1 国民健康保険料の徴収に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）
- 2 国民健康保険一部負担金及び不正不当利得金の徴収（減免及び猶予を除く。）に関すること。
- 3 国民健康保険料の督促及び滞納処分に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）
- 4 受託に係る国民健康保険料及び国民健康保険一部負担金の徴収に関すること。
- 5 国民年金及び特別障害給付金の申請、請求及び諸届出の受付及び審査に関すること。
- 6 他係の主管に属しないこと。

主 査（収納指導）

（北区、西区、中川区、港区及び緑区に限る。）

- 1 国民健康保険料の徴収に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）
- 2 国民健康保険料の督促及び滞納処分に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）

保 険 係

- 1 国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関すること。
- 2 国民健康保険の被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の交付及び回収に関すること。
- 3 国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関すること。
- 4 国民健康保険料の賦課に関すること。
- 5 その他国民健康保険の実施のための事務（管理系の主管に属するものを除く。）に関すること。
- 6 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）
- 7 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分に関すること（財政局の主管に属するものを除く。）
- 8 後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関すること。
- 9 後期高齢者医療の被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の引渡し及び返還の受付に関すること。
- 10 その他後期高齢者医療の実施のための事務に関すること。
- 11 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下保険系の項において「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関すること。

- 12 障害者医療費等の医療証の交付及び回収に関すること。
- 13 障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関すること。
- 14 老人保健の医療費の支給申請の受付及び支給に関すること。

（注1）次表の左欄に掲げる職には、名古屋市農業委員会事務局において同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

中川区主幹（農政）	中川農政課長
中川区総務課主査（農政）	中川農政課 中川農政係長
守山区主幹（農政）	西部・守山 農政課長
守山区総務課主査（農政）	西部・守山農政課 守山農政係長
緑区主幹（農政）	東部・緑農政課長
緑区総務課主査（農政）	東部・緑農政課 緑農政係長
天白区総務課主査（農政）	東部・緑農政課 東部農政係長

（注2）次表の左欄に掲げる区の総務課の職員（区長の権限に属する農政事務のうち庶務系の分掌事務中第24号に掲げる事務（以下「区長の農政事務」という。）を処理する者（総務課長を除く。）に限る。）は、同表の右欄に掲げる区の区長の農政事務を補助執行するものとする。

中川区	熱田区
緑区	南区
天白区	千種区、昭和区、瑞穂区及び名東区

（2）次表の左欄に掲げる区の主幹（農政）は、同表の右欄に掲げる区の区長の農政事務を補助執行するものとする。

中川区	熱田区
守山区	東区、北区、西区、中村区及び中区
緑区	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、名東区及び天白区

（3）（2）により緑区の主幹（農政）が、千種区、昭和区、瑞穂区、名東区及び天白区の区長の農政事務を補助執行する場合には、（1）の天白区の総務課の職員は緑区の主幹（農政）の指揮監督を受けるものとする。

（注3）市民課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、第1号から第5号まで、第8号及び第9号にあっては当該市民課に申請のあったもの、第6号にあっては当該市民課に転入の届出

をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第7号にあっては当該市民課において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。

- 1 戸籍(除かれた戸籍を含む。)の全部事項証明書、個人事項証明書及び謄抄本の作成及び交付に関すること。
- 2 戸籍の附票の写しの作成及び交付に関すること。
- 3 独身証明書の作成及び交付に関すること。
- 4 婚姻要件具備証明書の作成及び交付に関すること。
- 5 住民票の写し及び住民票記載事項証明書(消除されたものを含む。)の作成及び交付に関すること。
- 6 転出届及び世帯主の転出に伴う世帯変更届の受理、これらに伴う住民票の消除等並びに転出証明書の作成及び交付(再交付を含む。)に関すること。
- 7 印鑑票及び除印鑑票(磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製したものを除く。)の保存に関すること。
- 8 印鑑登録証明書の作成及び交付に関すること。
- 9 身元証明書の作成及び交付に関すること。

(注4) 保険年金課の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、当該保険年金課に区間異動(転入)に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の変更の届出をしようとする被保険者の従前の住所地の区長の権限に属するものに限る。

- 1 区間異動(転出)に係る国民健康保険の変更届の受理並びにこれに伴う被保険者証の回収又は記載事項の変更及び保険料の賦課(当該世帯に属する被保険者全員が区間異動(転出)した場合に限る。)に関すること。
- 2 区間異動(転出)に係る後期高齢者医療の変更届の受付及びこれに伴う被保険者証の返還の受付に関すること。

保 健 所

企 画 調 査 係(注5)

- 1 地域保健に係る企画調査及び調整に関すること。
- 2 保健所に係る文書及び公印の管守に関すること。
- 3 保健所に係る庁舎及び物品等の管理に関すること。
- 4 保健所分室の管理に関すること(北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に限る。)
- 5 保健所運営協議会に関すること。
- 6 保健委員及び区保健委員会に関すること。
- 7 衛生諸団体に関すること。
- 8 地域保健に関する情報の運用及び管理に関すること。
- 9 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

- 10 地域保健に関する広報活動に関すること。
- 11 人口動態統計、保健統計及び地域分析に関すること。
- 12 病院の検査指導に関すること。
- 13 診療所及び助産所に関すること。
- 14 衛生検査所に関すること。
- 15 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
- 16 歯科技工所に関すること。
- 17 感染症診査協議会結核部会に関すること(千種区、中村区、中区及び南区に限る。)
- 18 母子健康手帳の交付に関すること。
- 19 成人保健に係る健康手帳の交付及び健康教育に関すること。
- 20 他課の主管に属しないこと。

主 査(医療監視)(注5)
(千種区、中村区、中区及び南区に限る。)

- 1 病院の検査指導に関すること。
- 2 診療所及び助産所に関すること。
- 3 衛生検査所に関すること。
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の施術所に関すること。
- 5 歯科技工所に関すること。
- 6 感染症診査協議会結核部会に関すること。

生 活 環 境 課(注6)

主 幹(公害対策)
(西区、港区、南区及び名東区に限る。)

- 1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止に関すること。
- 2 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- 3 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- 4 公害の苦情処理等に関すること。
- 5 地域環境審議会の運営に関すること。
- 6 調査請求の処理に関すること。
- 7 地域における環境教育の推進に関すること。

主 査(環境衛生)

- 1 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
- 2 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 3 温泉の利用に関すること。
- 4 薬局及び医薬品の販売業に関すること。
- 5 医療機器の販売業及び賃貸業に関すること。
- 6 毒物及び劇物の販売業及び業務上取扱者に関すること。
- 7 献血の推進に関すること。
- 8 ねずみ及び昆虫等の防除に関すること。
- 9 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に関すること。
- 10 消毒に関すること。

- 11 浄化槽に関すること。
- 12 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- 13 墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。

主 査（食品獣疫）

- 1 食品衛生営業の許可その他食品衛生に関すること。
- 2 食鳥肉等の衛生に関すること。
- 3 狂犬病予防に関すること。
- 4 化製場等の衛生に関すること。
- 5 獣疫衛生に関すること。
- 6 動物の愛護及び管理に関すること。

主 査（環境活動推進）

（西区、港区、南区及び名東区に限る。）

- 1 地域環境審議会の運営に関すること。
- 2 調査請求の処理に関すること。
- 3 地域における環境教育の推進に関すること。
- 4 保健所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

主 査（規制指導）

（西区及び名東区に限る。）

- 1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止に関すること。
- 2 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- 3 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- 4 保健所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

主 査（規制指導）(2)

（港区及び南区に限る。）

- 1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止に関すること。
- 2 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- 3 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- 4 保健所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。

保健予防課

保健感染症係

- 1 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- 2 障害者自立支援法に係る事務(精神障害者に係るものに限る。)に関すること。
- 3 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定に関すること(精神障害児に係るものに限る。)
- 4 児童福祉法による障害児通所給付費等及びこれに関連する給付費の支給(指定障害児通所支援事

業者及び指定障害児相談支援事業者への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること(精神障害児に係るものに限る。)

- 5 母子保健に関すること。
- 6 歯科保健に関すること。
- 7 栄養の改善指導に関すること。
- 8 感染症の予防に関すること。
- 9 結核患者等の医療費公費負担及び自立支援医療(育成医療に限る。)、療育等の医療給付に関すること。
- 10 予防接種に関すること。
- 11 医療社会事業に関すること。
- 12 難病対策に関すること。
- 13 公害保健に関すること。
- 14 成人保健及び健康づくり事業に関すること(保健所内他課係の主管に属するものを除く。)
- 15 衛生上の試験及び検査並びにレントゲン撮影に関すること。
- 16 介護予防に関すること。
- 17 保健師、助産師及び看護師の業務に関すること。
- 18 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体にすること。
- 19 衛生教育に関すること。
- 20 子育て総合相談窓口に関すること。

主 査（医務）

- 1 医務に関すること。

主 査（公害保健）

（熱田区、中川区、港区及び南区に限る。）

- 1 公害保健に関すること。

主 査（健康づくり）

- 1 感染症の予防に関すること。
- 2 予防接種に関すること。
- 3 成人保健及び健康づくり事業に関すること(保健所内他課係の主管に属するものを除く。)
- 4 衛生上の試験及び検査並びにレントゲン撮影に関すること。
- 5 介護予防に関すること。
- 6 結核患者の医療費公費負担に関すること。

主 査（保健看護）

- 1 保健師、助産師及び看護師の業務に関すること。
- 2 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体にすること。
- 3 衛生教育に関すること。
- 4 子育て総合相談窓口に関すること。

(注5) 次表の左欄に掲げる区の保健所の主査(医療監視)及び企画調査係の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行する

ものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
千種区	昭和区、瑞穂区及び名東区	企画調査係の分掌事務第 12 号から第 16 号までに規定する事務に関する事務のこと。
中村区	西区、熱田区及び中川区	
中 区	東区、北区及び守山区	
南 区	港区、緑区及び天白区	

(注 6) 次表の左欄に掲げる区の保健所の生活環境課の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
西 区	千種区、東区、北区、中村区、中川区、守山区及び名東区	主査(環境衛生)の分掌事務第 9 号及び第 12 号に規定するもののうち広域的又は高度で専門的であるとして市長が指定した事務に関する事務のこと。
南 区	中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、港区、緑区及び天白区	
東 区	千種区、北区、西区、中村区、中区、中川区及び守山区	主査(食品獣疫)の分掌事務第 1 号に規定するもののうち広域的又は高度で専門的であるとして市長が指定した事務に関する事務のこと。
熱田区	昭和区、瑞穂区、港区、南区、緑区、名東区及び天白区	

支 所 区 民 生 活 課

庶 務 係(注 7、注 8)

- 1 公印(住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの裏面追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印を除く。)の管守に関する事務のこと。
- 2 職員の給与及び服務に関する事務のこと。
- 3 文書の收受及び発送に関する事務のこと。
- 4 経理に関する事務のこと。

- 5 統計に関する事務のこと。
- 6 庁舎の管理及び取締りに関する事務のこと。
- 7 広報、広聴及び市民相談に関する事務のこと。
- 8 地区会館に関する事務のこと。
- 9 農業委員会に関する事務(北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。)
- 10 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事務(北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。)
- 11 農政事務の連絡に関する事務(中川区役所富田支所、守山区役所志段味支所及び緑区役所徳重支所に限る。)
- 12 他課係の主管に属しない事務のこと。

主 査(農政)
(西区役所山田支所及び港区役所南陽支所に限る。)

- 1 農業委員会に関する事務のこと。
- 2 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事務のこと。

市 民 係(注 9)

- 1 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの裏面追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印及び出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関する事務のこと。
- 2 戸籍に関する事務(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関する事務を含む。)
- 3 住民基本台帳に関する事務(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務を除く。))を含む。)
- 4 電子証明書に関する事務(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関する事務を含む。)
- 5 印鑑の登録及び証明に関する事務(支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関する事務を含む。)
- 6 死体(胎)埋火葬許可及び死産届に関する事務のこと。
- 7 身分に関する事務(支所に通知又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る身分に関する事務を含む。)
- 8 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関する事務(支所に届出のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関する事務を含む。)
- 9 特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関

すること（支所に申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関するを含む。）。

10 児童及び生徒の就学に関すること。

主 幹（農政）

（港区役所南陽支所に限る。）

- 1 農業委員会に関すること。
- 2 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。
- 3 前各号に掲げる事項に係る経理に関すること。

区 民 福 祉 課（注10）

保護・子ども係

- 1 社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
- 2 統計及び諸報告に関すること。
- 3 児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。
- 4 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関すること。
- 5 児童福祉法による保育所への入所の申込みの受付に関すること。
- 6 児童虐待防止に関すること（児童福祉センター及び西部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 7 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導に関すること。
- 8 児童手当及び子ども手当の請求及び届出の受付（名古屋市職員に係るものを除く。）に関すること。
- 9 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
- 10 母子福祉資金及び寡婦福祉資金等の貸付及び償還（財政局の主管に属するものを除く。）に関すること。
- 11 ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
- 12 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- 13 要保護者の更生指導に関すること。
- 14 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
- 15 他係の主管に属しないこと。

主 査（生活保護）

（中川区役所富田支所に限る。）

- 1 区長の指定する区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- 2 区長の指定する区域内の要保護者の更生指導に関すること。

福 祉 係

- 1 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。

2 敬老事業その他高齢者の福祉（後期高齢者医療の実施に係るものを除く。）に関すること。

3 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関すること。

4 成年後見制度の利用支援に関すること（審判請求の実施に係るものに限る。）。

5 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害程度区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健所に係るものを除く。）に関すること。

6 障害者自立支援法による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健所に係るものを除く。）。

7 その他障害者自立支援法に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること（保健所に係るものを除く。）。

8 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健所に係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。

9 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健所に係るものを除く。）。

10 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。

11 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理に関すること。

12 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の得喪に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。

13 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。

14 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。

15 介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関すること。

16 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書に関すること。

17 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。

18 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の申請（介護保険施設への支払に係るものを除く。）の受付及び支払に関すること。

19 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、

介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費の申請の受付及び支払に関する事

- 20 介護保険の負担限度額に係る申請の受理、認定及び負担限度額認定証の交付に関する事
- 21 介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関する事
- 22 その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関する事

主 査（障害）

- 1 身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉に関する事
- 2 障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害程度区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健所に係るものを除く。）に関する事
- 3 障害者自立支援法による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事（保健所に係るものを除く。）
- 4 その他障害者自立支援法に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関する事（保健所に係るものを除く。）
- 5 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健所に係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関する事
- 6 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関する事（保健所に係るものを除く。）
- 7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関する事
- 8 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の認定の請求、届出等の受理に関する事
- 9 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の得喪に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関する事

保 険 係

- 1 国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関する事
- 2 国民健康保険の被保険者証の交付及び回収に関する事
- 3 国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関する事
- 4 国民健康保険料の減額賦課及び減免の申請の受

付並びに決定に関する事

- 5 国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事
- 6 国民年金及び特別障害給付金の申請、請求及び届出の受付に関する事
- 7 その他国民健康保険事務及び国民年金事務のうち区長の指定する事項に関する事
- 8 後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関する事
- 9 後期高齢者医療の被保険者証の引渡し及び返還の受付に関する事
- 10 その他後期高齢者医療の実施のための事務のうち区長の指定する事項に関する事
- 11 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関する事
- 12 障害者医療費等医療証の交付及び回収に関する事
- 13 障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関する事
- 14 老人保健の医療費の支給申請の受付及び支給に関する事

（注7）次表の左欄に掲げる職には、名古屋市農業委員会事務局において同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

西区役所山田支所 区民生活課主査（農政）	西部・守山農政課 西部農政係長
港区役所南陽支所 主幹（農政）	港農政課長
港区役所南陽支所 区民生活課主査（農政）	港農政課 港農政係長

（注8）西区役所山田支所の職員（区長の権限に属する農政事務のうち庶務係の分掌事務中第10号に掲げる事務（以下「区長の農政事務」という。）を処理する者（区民生活課長を除く。）に限る。）は、東区、北区、中村区及び中区の農政事務を補助執行するものとする。この場合において、西区役所山田支所区民生活課主査（農政）は守山区役所主幹（農政）の指揮監督を、守山区役所主幹（農政）は西区役所山田支所長の指揮監督をそれぞれ受けるものとする。

（注9） 所長、区民生活課長及び市民係の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、第1号から第5号まで、第8号及び第9号にあっては当該支所に申請のあったもの、第6号にあっては当該支所に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第7号にあっては当該支所において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。

- 1 戸籍（除かれた戸籍を含む。）の全部事項証明書、

個人事項証明書及び謄抄本の作成及び交付に関すること。

- 2 戸籍の附票の写しの作成及び交付に関すること。
- 3 独身証明書の作成及び交付に関すること。
- 4 婚姻要件具備証明書の作成及び交付に関すること。
- 5 住民票の写し及び住民票記載事項証明書(消除されたものを含む。)の作成及び交付に関すること。
- 6 転出届及び世帯主の転出に伴う世帯変更届の受理、これらに伴う住民票の消除等並びに転出証明書の作成及び交付(再交付を含む。)に関すること。
- 7 印鑑票及び除印鑑票(磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調製したものを除く。)の保存に関すること。
- 8 印鑑登録証明書の作成及び交付に関すること。
- 9 身元証明書の作成及び交付に関すること。

(注 10) 所長、区民福祉課長及び保険係の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、当該支所に区間異動(転入)に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の変更の届出をしようとする被保険者の従前の住所地の区長の権限に属するものに限る。

- 1 区間異動(転出)に係る国民健康保険の変更届の受理並びにこれに伴う被保険者証の回収又は記載事項の変更及び保険料の賦課(当該世帯に属する被保険者全員が区間異動(転出)した場合に限る。)に関すること。
- 2 区間異動(転出)に係る後期高齢者医療の変更届の受付及びこれに伴う被保険者証の返還の受付に関すること。

(3) 平成24年度区役所職員定員表

(単位：人)

補職名		区名		千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	合計	
		区名	区名																		
事務職員	区長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	部長			2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	31
	支所長					1	1						1	1		1	1				6
	保健所次長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	課長			5	6	6	6	5	5	5	5	5	7	6	6	6	6	5	6	6	90
	室長			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	主幹							1								1					2
	生涯学習センター館長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	係長			12	13	18	18	14	13	13	13	13	13	18	18	13	18	16	13	13	236
	主査			7	6	7	7	8	6	5	4	7	9	8	9	8	7	7	6	5	109
	主事			127	76	150	137	154	94	94	92	80	177	140	147	130	153	109	107	107	1,967
小計			158	107	189	176	189	125	124	121	112	219	180	183	170	190	140	138	138	2,521	
技術職員	部長				1																1
	保健所長			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	課長			2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	28
	主幹						1							1					1		3
	係長			1				1												2	4
	主査			4	3	4	6	4	5	4	5	4	4	7	7	3	4	6	4	4	74
	技師			7	9	6	21	14	18	4	4	8	8	17	19	5	7	14	6	6	167
	医師								1												1
	保健師			13	8	15	15	14	9	10	10	8	20	18	16	16	20	13	12	12	217
	看護師			1		1	1	1	2	1			1	1	1	1	1	1	1	1	14
	歯科衛生士			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	17
	栄養士			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	33
	診療放射線技師			1		1		1	2	1			1	1	1						9
	臨床検査技師			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
交換士							1	2	2	1	1	1	2	2						12	
運転士							1						1	1	1		1	1		6	
業務士			2	2	3	2	1	3	2	2	1	2	4	2	2	3	1	2	2	34	
技術主事			3	2	4	1	4	1	3	3	1	2	3	4	1	2	4	4	3	41	
小計			39	31	41	54	49	50	34	32	30	46	62	59	35	49	48	34	34	693	
合計			197	138	230	230	238	175	158	153	142	265	242	242	205	239	188	172	172	3,214	

注1) 本庁定員である生涯学習センターの社会教育主事、選挙管理委員会事務室の書記は含まない。

(4) 課 係 別 職 員 現 在 員

(平成24年6月1日現在、単位：人)

課 係 等		区 名															合 計		
		千種区	東 区	北 区	西 区	中村区	中 区	昭 和 区	瑞穂区	熱田区	中川区	港 区	南 区	守山区	緑 区	名東区		天白区	
区 長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
総 務 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	庶務係	9	9	9	10	11	13	10	9	10	16	13	12	12	13	10	12	178	
	主査(農政)									1			1	1			4		
	統計選挙係	6	5	6	6	6	5	5	5	5	6	5	6	6	6	5	89		
	主幹(農政)									1			1	1			3		
企 画 経 理 室	室 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	主査(経理・企画)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	企 画 経 理 室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	
区 民 生 活 部	区 民 生 活 部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	まちづくり推進室	室 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		まちづくり推進係	13	10	13	13	12	11	11	11	10	14	13	12	12	15	13	13	196
		主査(生涯学習)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		主査(安心・安全で快適なまちづくりの企画)																	
	生涯学習センター	館 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		事業係	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
		主 査																1	
	市 民 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		管理係	8	4	9	5	8	9	7	7	9	8	8	9	7	6	7	7	118
	窓 口 係	18	12	13	12	18	16	13	12	8	15	12	16	13	13	17	15	223	
	主査(郵送請求に係る証明書交付)																		
	主 査																	1	
区 民 福 祉 部	区 民 福 祉 部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	民生子ども課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		民生子ども係	9	6	9	6	11	6	7	7	6	11	10	11	10	9	11	10	139
		主査(子ども家庭支援)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		保 護 係	18	9	19	15		16	11	11	11	20	21	36	15	12	15	12	241
		保 護 第 一 係																	24
		保 護 第 二 係																	13
		保 護 援 護 係																	14
	主査(生活保護)	1		1	1	1					1	1	2	1		1		10	
	主査(相談援助)						1											2	
	主 幹 (保 護 援 護)																	1	
福 祉 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	福 祉 係	11	6	12	10	13	6	10	9	6	12	10	12	11	12	10	10	160	
	主査(障害)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	介 護 保 険 係	13	7	13	10	13	7	9	10	7	13	11	14	12	11	9	10	169	
保 険 年 金 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	管理係	11	7	12	10	11	9	8	8	7	12	10	11	9	11	9	9	154	
	保 険 係	13	7	14	13	13	8	9	9	7	15	12	13	12	13	11	10	179	
保 健 所	保 健 所 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	保健所次長	企 画 調 査 係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		主 査 (医 療 監 視)	6	4	4	4	6	7	4	5	4	4	5	7	4	5	4	4	77
		主 幹 (公 害 対 策)	1				1							1	1				4
	生活環境課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		生活環境係	7	9	6	21	9	11	4	4	8	8	17	19	5	7	14	5	154
		主査(環境衛生)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		主査(食品獣疫)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
		主査(環境活動)				1							1	1					4
	主査(規制指導)				1							2	2			1		6	
保 健 予 防 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	保健感染症係	26	16	27	24	27	22	21	18	16	36	30	29	26	33	23	22	396	
	主査(公害保健)										1	1	1					4	
	主査(健康づくり)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	主 査 (保 健 看 護)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
支 所	支 所 長				1	1					1	1			1	1		6	
	区 民 生 活 課	庶 務 係			5	8						6	11		4	6		40	
		主 査 (農 政)				1							1					2	
		市 民 係			8	9						9	5		4	13		48	
		主 幹 (農 政)										1						1	
	区 民 福 祉 課	課 長			1	1						1	1		1	1		6	
		主 査 (生 活 保 護)										1	1					1	
主 査 (障 害)				1	1						1	1		1	1		6		
保 護 ・ 子 ども 係				9	11						16	5		5	10		56		
	福 祉 係			5	6					7	4		4	7			33		
	保 険 係			5	5					7	4		4	7			32		
合 計		198	139	230	234	241	176	157	153	144	271	245	243	209	243	191	173	3,247	

- 注 1) 総務課庶務係及び支所庶務係には農業委員会事務局主事を含む。
 2) 総務課統計選挙係には選挙管理委員会事務局書記を含む。
 3) 主幹(農政)は農業委員会事務局農政課長である。
 4) 主査(農政)は農業委員会事務局農政課農政係長である。
 5) 生涯学習センター事業係には社会教育主事を含まない。

(5) 支出費目別職員現在員

(平成24年6月1日現在、単位：人)

支出費目	区名 補職名	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	合計	
区役所費	区長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	部長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	支所長			1	1						1	1		1	1				6
	課長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	室長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	係長	5	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7	5	7	7	5	5	92
	主査	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	49
	主事	49	34	55	54	47	45	39	38	35	64	54	47	48	61	45	46		761
	技師						1												1
	交換士				1	1	2	1	1	1	1	2	2						12
	運転士					1						1	1	1		1	1		6
	業務士	1	2	2	2	1	2	2	1	2	3	3	1	2	2	2	2	1	29
	技術主事					1									1		1		3
小計		64	50	74	74	65	64	56	54	53	86	77	65	68	81	63	61	1,055	
養成所費	医師					1												1	
国民年金費	課長	1	1	1	1	1												5	
	係長			1	1						1	1		1	1			6	
	主事	5	3	7	5	5	4	4	4	3	7	5	5	5	8	5	5	80	
	技術主事				1													1	
	小計	6	4	9	8	6	4	4	4	3	8	6	5	6	9	5	5	92	
国民健康保険費	課長						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
	係長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	
	主事	12	6	15	12	12	8	7	7	6	17	12	12	12	14	8	8	168	
	小計	14	8	17	14	14	11	10	10	9	20	15	15	15	17	11	11	211	
社会福祉費	部長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	課長	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1	1	22	
	主幹					1												1	
	係長	2	2	4	4	4	2	2	2	2	4	4	2	4	4	2	2	46	
	主査	2	1	3	3	3	2	1	1	1	4	3	3	3	2	2	1	35	
	主事	31	16	40	37	66	23	22	21	18	50	39	49	36	32	29	23	532	
	技術主事	1	1	1			1		1	1		1	3		1		2	13	
小計	38	22	51	47	76	30	27	27	24	61	50	59	46	42	35	30	665		
老人福祉施設費	医師										1							1	
子ども費	係長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	主査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	主事	5	3	8	6	5	3	4	4	3	10	8	5	7	10	7	6	94	
	技術主事												1					1	
	小計	7	5	10	8	7	5	6	6	5	12	10	8	9	12	9	8	127	
介護保険費	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	係長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	主事	13	5	15	14	12	6	9	8	6	16	12	14	12	15	7	9	173	
	保健師	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	技術主事	1	1	2		3		1	2		2		1	0	1	2	1	17	
小計	17	9	20	17	18	9	13	13	9	21	15	18	15	19	12	13	238		
衛生研究所費	医師						1											1	
生涯学習推進費	生涯学習センター館長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	主査														1			1	
	主事	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	
	小計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	49	

(平成24年6月1日現在、単位：人)

支出 費目	区名 補職名	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	合計	
		保健所費	保健所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	保健所次長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	課長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	係長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	主査	3	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	36
	主事	11	7	9	7	11	8	6	7	7	10	7	11	9	10	8	8	8	136
	技師	1	1		1	1	4		2		1	1	1		1	2	1	1	17
	保健師	12	7	14	14	12	8	9	8	6	18	15	13	15	19	12	11	11	193
	看護師	1		1	1	1	2	1			1	1	1	1	1	1	1	1	14
	歯科衛生士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	17
	栄養士	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	3	2	2	2	32
	診療放射線技師	1		1		1	2	1			1	1	1						9
	臨床検査技師	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	業務士						1		1				1	1		1			5
	技術主事							1											2
	小計	39	27	37	35	39	38	30	30	25	43	39	41	36	46	35	33	573	
環境衛生 総務費	主査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	17
	技師	1		1	5		1	2			1	1	5	2	1		1	1	21
	小計	2	1	2	6	1	2	3	1	1	2	2	6	4	2	1	2	2	38
監視検査費	主査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	15
	技師	4	7	4	4	7	6	2	2	7	5	5	4	2	4	3	2	2	68
	小計	5	8	5	5	8	7	3	3	8	6	6	5	2	5	4	3	83	
動物指導費	技師	1	1	1	1	1				1	1			1	1		1	1	10
衛生研究所費	技師	1																	1
環境保 全 総務費	主幹				1							1	1			1			4
	主査				2					1	1	4	4			2			14
	主事						1	1			1	1	1		1				6
	技師				10							10	9			9			38
	保健師					1			1	1	1	2	2						8
	小計	0	0	0	13	1	1	1	1	2	3	18	17	0	1	12	0	70	
公衆衛生総務費	歯科衛生士										1								1
農業委 員費	主幹										1	1		1	1				4
	主査				1						1	1		1	1		1		6
	主事				1						1	1		1	1		1		6
	小計	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	3	0	3	3	0	2	16	
選挙管理委員会費	書記	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	15
合計		198	139	230	234	241	176	157	153	144	271	245	243	209	243	191	173	3,247	

注1) 生涯学習推進費には社会教育主事を含まない。

(6) 区 長 等 名 簿

区 役 所

(平成24年6月1日現在)

職名 区名	区 長	区 民 生活部長	区 民 福祉部長	総務課長	主 幹 (農政)	企画経理 室長	主 幹 <small>(区政運営の推進)</small> 1	主 幹 <small>(区政運営の推進)</small> 2	主 幹 <small>(区政運営の推進)</small> 3	まちづくり 推進室長	生涯学習わか 館 長	市民課長	民生子ども 課 長	主 幹 <small>(保護課長担当)</small>	福祉課長	保険年金 課 長
	千種区	小林 明生	加藤 信	金澤 正幸	渡邊 敏光		早川 雅夫	高木幸次郎	浅井 孝	片桐 孝司	坂口 悦美	佐藤 正和	大場 忠宣	森 俊和		三島 謙二
東 区	佐橋 和美	鈴木 直彦	渡部 智恵	平松 万人		村形由美子	宮崎 均	石黒 昭充	高見 雅夫	寺田まち子	橋本 浩	岩井 和大	箭内 勝彦		菱川 順子	白戸 純
北 区	住田 博	森下 哲也	原 松枝	中村 輝彦		平田 一之	伊藤 宣博	大島 呼富	平野 朋彦	中島 聡	大島 早苗	安藤 雅人	瀧本 正樹		小島英一郎	寺澤 敏彦
西 区	山田 邦代	太田 洋一	服部 昌憲	利國 浩象		中村 貢	田中 雄三	山口 誠	松永 吉樹	板倉 康雄	牧野 喜市	池谷 将広	石原 英男		柴田 讓一	坂野 静一
中 村 区	堀場 和夫	森 由佳里	大森 益男	安田 俊哉		塩谷美智子	春日井逸郎	飯田 昌和	後藤 和彦	木村 要	佐藤 勝	今川 哲	高木 茂彰	石塚三田夫	清水 勇次	石原 正実
中 区	河合 浩二	林 哲哉	早瀬 康夫	小粥 正健		高橋 直幸	服部 雅則	西尾 一郎	瀬古 邦美	神谷 篤治	古谷伸比固	鳥谷 健吾	加藤 茂夫		西山 守彦	蟹江 和則
昭 和 区	伊東恵美子	今井 彰	浅野 千彰	高松 昌己		飯田真由美	早川 彰夫	堀田 俊幸	木村 忠勝	松田 満	南谷 憲治	田村 敏之	山田 博泰		脇田 洋史	井田 智広
瑞 穂 区	吉田 健一	伊藤 文夫	横井 了二	吉川 秀徳		加藤 和彦	浅井 隆行	川崎 淳裕	丸山 幸彦	青木 喜臣	石川 和男	大島 康之	伊藤 彰		原 紀	西 智之
熱 田 区	矢野 秀則	油井 孝夫	大島 尚美	谷口 市晃		水谷 也康	佐藤 達男	鈴木 紀宏	若林意知雄	五味 勝朗	下村 敏子	新免 透	小椋登貴雄		園部 裕美	高井 浩次
中 川 区	竹内 和芳	秋田 敏幸	宮崎 忠芳	野村 昭基	加藤 敏弘	伊藤 聡	川村 雅彦	山田 享	鈴木 貴雄	朱宮 信行	丸山 信之	小島 暢夫	伊藤 宗春		山田 康夫	稲垣 俊和
港 区	宮村 喜明	日比野 茂	杉山 茂樹	川合 悟郎		細野 雄三	安田 明	渡辺 龍	近藤 兼義	磯部 栄一	仕明 弘来	近藤 晴義	森 不二絵		植田 真矢	辻野 和男
南 区	稲垣 敬	西村 幸久	溝口 祐次	河村 隆司		吉戸 禎博	鈴木 毅	梶野 敏伯	鈴木 高志	林 辰巳	黒宮 孝二	柴垣 修一	西岡 楠也		池上 和仁	脇本 直美
守 山 区	山田 哲郎	山中 芳子	長戸 陽一	黒田 幹夫	後藤 芳和	櫻井 瑞郎	植村 智	井田 宏正	水野 政直	寺澤加奈子	尚台 利龍	竹本 浩一	改田 光崇		斉藤 守弘	鈴村 政彦
緑 区	黒川 和博	大島 正範	堀井 光宣	大岩 敏彦	柴田 健	小笠原弘康	大倉 寿嗣	服部 幸也	川島 昭弘	恒川 栄治	杉浦 修二	片山 一也	森 貴司		中川 謹也	水野 靖久
名 東 区	中根 卓郎	丹下 昌彦	柵木 由美	寺西 清治		野澤 米子	西田 秀明	古賀 昭一	浅見 光春	山口 保彦	岩本 豊	加藤 嘉博	後藤 茂		太田 勉	鈴木 直樹
天 白 区	上川 幸延	広田 保子	松岡 善次	佐藤 靖		横森 秀人	水野 泰伸	沖 美宏	椎名 成滋	浅野 友保	加納 繁雄	佐橋 謙吾	村田 吉隆		山田 悟	上山 久

1 環境事業所長兼務
2 土木事務所長兼務
3 消防署副署長併任

保健所

(平成24年6月1日現在)

職名 区名	所 長	次 長	生活環境 課 長	保健予防 課 長	主 幹 (公害対策)
千種区	鈴木 幹三	清水 勝則	伊藤 靖之	後藤 昌幸	
東 区	五島 明	佐藤 明	山本 靖之	杉原 秀樹	
北 区	安福小由里	鈴木 弘	鈴木 善彦	畑 徳之	
西 区	今西 春彦	吉川 嘉祐	木下 和俊	中島 民恵	中井 昇
中村区	金田 誠一	平野 淳	長屋 知子	柏木 雅宣	
中 区	明石 都美	菱川 和巳	河村 良一	森 登志恵	
昭和区	櫻井 令子	山下 純弘	中村 清志	三輪 信彦	
瑞穂区	神谷 美歩	小笠原雅成	横井 妙子	原田 裕子	
熱田区	山田 正人	二村由紀夫	坂野 英男	伊藤 芳弘	
中川区	山田 敬一	太田 功	金原 勇	杉浦 輝彦	
港 区	臼井 利夫	安藤 博章	北本美代子	松田 郁代	小出 恭司
南 区	氏平 高敏	松岡 隆司	石動 威	山口 信二	岡崎 克廣
守山区	木下 節子	浦野 靖彦	内藤 一夫	市田 一成	
緑 区	稲葉 静代	伊藤 弘和	廣瀬 嘉	日高 橘子	
名東区	勝田 信行	太田 昌宏	高木 卓司	近藤あゆ子	山田 真吾
天白区	宮崎 俊英	近田 幸子	栗本 高志	近藤 芳弘	

支 所

(平成24年6月1日現在)

職名 支所名	支 所 長 区民生活課長	区民福祉課長	主 幹 (農政)
楠	田口 修	森 豊一	
山 田	鈴木 寿雄	兼松 龍治	
富 田	久田 康則	白井 敬二	
南 陽	寺澤 賢治	稲葉 修身	谷田 修
志段味	安藤 昌典	木村 茂	
徳 重	安藤 秩弘	安田 敏晃	

(7) 区関係委員会及び各種団体代表者一覧

(平成24年6月1日現在)

区別 団体名	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	計
区政協力委員協議会 (区政協力委員数)	大野鉦三 (402)	野田 勲 (176)	玉田國博 (415)	吉戸安之 (458)	清水 稔 (329)	磯村義典 (317)	伊藤正弘 (255)	林 繁昌 (253)	河合治彦 (155)	西川正治 (487)	犬飼 孟 (318)	浅見吉郎 (367)	寺田 浩 (397)	尾藤宗男 (542)	加藤實男 (307)	村瀬嘉孝 (315)	(5,493)
社会福祉協議会	蛭川洋子	鬼頭正男	玉田國博	浦野三男	清水 稔	磯村義典	伊藤正弘	浅井慶弐	山寄梅治	鈴木 裕	坂野賢次	浅見吉郎	寺田 浩	本多義光	武藤 ユリ子	村瀬嘉孝	
共同募金委員会	大野鉦三	鬼頭正男	玉田國博	吉戸安之	清水 稔	磯村義典	伊藤正弘	林 繁昌	河合治彦	西川正治	犬飼 孟	浅見吉郎	寺田 浩	尾藤宗男	加藤實男	村瀬嘉孝	
民生委員 児童委員 連盟支部 (民生委員・ 児童委員数)	蛭川洋子 (306)	松井宏允 (145)	百田昌藏 (315)	鈴木清秋 (275)	杉山寿子 (290)	水谷 巍 (142)	内藤克巳 (210)	浅井慶弐 (203)	山寄梅治 (122)	水野武男 (383)	坂野賢次 (283)	上田行雄 (269)	水谷正興 (265)	熊谷 劬 (365)	武藤 ユリ子 (290)	浅井勝治 (286)	(4,149)
区保健委員会 (保健委員数)	大田 加代子 (608)	恩田貞行 (278)	小澤淳三 (629)	種村久代 (528)	白石悦三 (587)	中山 強 (325)	梅村芳江 (465)	井島静江 (429)	神原八仁 (241)	中村 修 (655)	溝口準二 (481)	浅野鉄夫 (553)	松浦武敏 (381)	久野章雄 (544)	中村 剛 (396)	桐生泰助 (362)	(7,462)
女性会 (女性会数)	糊澤征子 (7)	箕浦良恵 (3)	木村初恵 (13)	伊藤武子 (8)	小出浩子 (16)	岩瀬 富美子 (4)	村瀬訓代 (3)	松原 千鶴子 (10)	杉崎育子 (6)	西垣泰子 (4)	加藤玲子 (17)	井伊 ヨシ子 (6)	蜂須賀 伎美子 (4)	田村 さつき (2)	亀山 みはる (4)	河合禰子 (3)	(110)
消防団連合会 (消防団数)	足立一郎 (15)	河瀬利夫 (9)	長田敏克 (19)	伊藤晴雄 (19)	岡田秀吉 (18)	三溝輝親 (11)	高木 豊 (11)	今津雅資 (11)	北澤孝彦 (7)	一ノ瀬 喜之 (24)	丸井利夫 (21)	武田利隆 (18)	今吉恒明 (19)	柴山益行 (28)	加藤秀明 (19)	浅井宏隆 (17)	(266)

(1) 各区の人口調

(平成24年3月31日現在)

種別 區別	戸籍人口		住民基本台帳人口				選挙人名簿登録者数 (平成24年6月2日現在)			在外選挙人名簿登録者数 (平成24年6月2日現在)		
	本籍数	本籍人口	世帯数	男	女	計	男	女	計	男	女	計
千種区	55,573	130,998	73,170	71,875	77,842	149,717	59,877	66,089	125,966	118	110	228
東区	31,534	71,750	36,246	33,429	36,499	69,928	28,162	31,394	59,556	46	52	98
北区	65,688	156,329	56,542	57,063	60,053	117,116	65,361	69,166	134,527	55	59	114
楠支所			18,036	21,341	21,662	43,003						
西区	59,456	142,037	39,506	40,524	41,484	82,008	58,071	58,779	116,850	41	37	78
山田支所			25,127	29,414	28,680	58,094						
中村区	62,188	144,064	65,409	64,955	63,457	128,412	55,786	54,668	110,454	34	52	86
中区	44,141	97,645	42,782	34,690	34,547	69,237	30,873	30,716	61,589	46	40	86
昭和区	41,103	98,119	46,901	46,695	49,446	96,141	39,039	42,057	81,096	68	73	141
瑞穂区	44,867	107,639	47,465	50,346	52,939	103,285	41,829	44,533	86,362	57	56	113
熱田区	29,830	69,178	29,836	31,037	31,497	62,534	26,366	26,901	53,267	32	17	49
中川区	79,044	195,767	64,900	72,067	71,429	143,496	86,853	88,090	174,943	46	46	92
富田支所			28,810	35,097	36,313	71,410						
港区	55,383	136,904	51,848	58,644	57,192	115,836	59,161	58,418	117,579	23	32	55
南陽支所			10,957	14,263	14,287	28,550						
南区	58,700	142,098	62,742	69,470	66,737	136,207	58,545	56,116	114,661	48	43	91
守山区	51,725	132,569	60,076	69,000	69,571	138,571	65,759	67,104	132,863	40	47	87
志段味支所			10,241	13,450	13,695	27,145						
緑区	68,180	180,762	51,435	62,875	63,090	125,965	90,026	92,470	182,496	83	80	163
徳重支所			39,951	52,153	53,267	105,420						
名東区	40,070	102,478	67,937	75,249	79,038	154,287	59,664	64,242	123,906	84	62	146
天白区	40,889	106,420	66,317	75,276	75,365	150,641	60,765	61,384	122,149	77	57	134
計	828,371	2,014,757	996,234	1,078,913	1,098,090	2,177,003	886,137	912,127	1,798,264	898	863	1,761

(2) 戸籍事務取扱状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

種別 區別	戸籍に関する届出件数					戸籍関係証明交付等通数				火(埋)葬 許可件数
	総 数	届 出			他市区町村 からの送付	総 数	戸籍謄抄本 交付通数	除(原)籍謄 抄本交付通数	そ の 他	
		計	本籍人届出	非本籍人届出						
件	件	件	件	件	通	通	通	通	件	
千種区	8,212	4,911	3,072	1,839	3,301	46,662	28,727	17,080	855	1,414
東区	4,738	2,746	1,784	962	1,992	30,738	16,404	13,808	526	646
北区	7,638	5,024	3,488	1,536	2,614	42,633	25,322	16,577	734	1,441
楠支所	1,655	958	758	200	697	8,895	6,630	2,143	122	170
西区	5,777	3,650	2,564	1,086	2,127	37,955	19,187	18,280	488	1,041
山田支所	2,472	1,420	1,038	382	1,052	12,352	8,764	3,352	236	229
中村区	9,379	6,133	4,700	1,433	3,246	46,789	28,904	16,935	950	1,570
中区	6,905	3,921	2,039	1,882	2,984	50,948	25,966	23,779	1,203	1,188
昭和区	5,688	3,470	2,206	1,264	2,218	37,769	21,654	15,574	541	986
瑞穂区	5,965	3,618	2,519	1,099	2,347	36,127	21,261	14,368	498	1,013
熱田区	4,020	2,350	1,643	707	1,670	27,301	14,500	12,348	453	722
中川区	10,160	7,471	5,576	1,895	2,689	42,000	28,012	13,144	844	1,797
富田支所	3,401	2,357	1,959	398	1,044	13,769	10,283	3,303	183	253
港区	7,179	4,698	3,485	1,213	2,481	33,978	21,386	11,685	907	1,274
南陽支所	969	736	607	129	233	7,008	4,818	2,112	78	137
南区	8,914	5,842	4,475	1,367	3,072	40,241	27,384	12,097	760	1,488
守山区	7,689	5,173	3,446	1,727	2,516	34,392	23,809	9,940	643	1,305
志段味支所	707	633	449	184	74	4,039	3,288	696	55	74
緑区	7,500	5,633	3,990	1,643	1,867	34,558	24,787	9,072	699	1,336
徳重支所	3,687	2,308	1,636	672	1,379	15,633	12,887	2,533	213	306
名東区	7,365	5,139	3,148	1,991	2,226	33,324	25,603	7,083	638	1,059
天白区	7,103	4,861	3,056	1,805	2,242	31,007	23,555	6,870	582	1,109
計	127,123	83,052	57,638	25,414	44,071	668,118	423,131	232,779	12,208	20,558

(3) 住民基本台帳事務取扱状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

種別 區別	住民基本台帳届出件数					住民基本台帳関係証明交付等件数				
	総数	転入届	転居届	転出届	その他	総数	住民票の写し	附票の写し	住民票閲覧	その他
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
千種区	16,956	8,375	2,224	5,124	1,233	81,704	71,074	7,118	736	2,776
東区	9,182	4,964	1,168	2,346	704	45,178	39,445	4,358	105	1,270
北区	11,785	5,270	2,292	3,224	999	62,819	53,432	7,110	154	2,123
楠支所	2,143	682	559	660	242	17,664	15,793	1,177	71	623
西区	9,515	4,798	1,496	2,460	761	50,711	43,495	5,356	81	1,779
山田支所	3,774	1,316	739	1,360	359	25,419	22,885	1,674	49	811
中村区	14,722	7,115	2,529	3,877	1,201	70,901	60,585	7,809	235	2,272
中区	14,021	7,613	1,800	3,851	757	91,508	83,064	6,604	210	1,630
昭和区	10,353	5,161	1,255	3,045	892	51,646	43,989	5,449	155	2,053
瑞穂区	8,459	4,263	1,199	2,269	728	50,986	43,013	5,388	507	2,078
熱田区	5,913	3,163	738	1,530	482	213,271	208,239	3,495	100	1,437
中川区	14,229	6,173	3,049	3,448	1,559	77,055	68,731	5,755	112	2,457
富田支所	3,119	939	813	963	404	26,797	23,473	2,423	103	798
港区	8,520	3,552	2,029	2,019	920	55,410	46,535	6,332	132	2,411
南陽支所	1,546	476	359	353	358	13,006	11,484	927	88	507
南区	10,440	4,465	2,265	2,579	1,131	62,601	53,002	7,301	172	2,126
守山区	11,921	5,272	2,177	3,365	1,107	62,976	54,645	5,858	249	2,224
志段味支所	1,405	576	250	415	164	11,000	10,383	216	78	323
緑区	11,943	5,250	2,188	2,951	1,554	68,554	60,867	5,115	315	2,257
徳重支所	5,110	2,026	990	1,402	692	35,940	32,381	1,833	165	1,561
名東区	16,672	7,261	2,552	5,588	1,271	79,592	71,360	5,062	262	2,908
天白区	13,987	6,381	2,476	3,957	1,173	71,605	64,042	4,408	340	2,815
計	205,715	95,091	35,147	56,786	18,691	1,326,343	1,181,917	100,768	4,419	39,239

(4) 印鑑登録事務取扱状況等

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

区 別	種 別	印 鑑 登 録 関 係 件 数					自 動 車 臨 時 運 行 許 可 件 数
		印 鑑 登 録 数 (3 月 末)	印鑑登録申請件数	廃止申請件数	亡失届件数	印鑑登録証明件数	
		件	件	件	件	件	件
千 東 北	種 区	93,354 (1,476)	6,731	222	1,761	55,960 (1,266)	283
	区	44,338 (981)	3,541	116	972	31,891 (1,040)	312
	区	77,214 (1,553)	4,813	197	1,421	40,251 (1,168)	468
	楠 支 所	27,502 (405)	1,320	76	434	15,028 (240)	
西	区	53,425 (651)	3,639	139	984	32,477 (654)	580
	山 田 支 所	35,049 (356)	1,847	81	496	20,863 (357)	
中	村 区	82,807 (1,651)	5,482	188	1,584	44,612 (2,290)	276
中	区	43,694 (1,810)	4,368	150	1,145	54,545 (1,607)	154
昭	和 区	60,307 (790)	3,850	154	948	39,872 (849)	189
瑞	穂 区	66,797 (717)	3,863	170	1,096	40,394 (603)	320
熱	田 区	40,395 (607)	2,495	96	759	26,121 (500)	313
中	川 区	91,692 (1,467)	6,123	238	1,790	55,348 (1,285)	1,299
	富 田 支 所	43,297 (813)	2,097	115	727	21,745 (722)	
港	区	76,177 (2,687)	4,232	213	1,359	37,822 (2,079)	965
	南 陽 支 所	18,072 (334)	798	49	261	11,713 (388)	
南	区	90,699 (2,045)	4,895	281	1,568	46,082 (1,422)	591
守	山 区	86,898 (1,602)	5,529	270	1,536	47,033 (1,075)	835
	志 段 味 支 所	15,305 (180)	856	47	170	9,847 (49)	
緑	区	79,513 (1,183)	5,614	274	1,465	54,058 (904)	836
	徳 重 支 所	63,742 495	2,702	174	624	30,427 258	
名	東 区	90,027 (1,156)	7,154	265	1,790	59,168 (1,106)	596
天	白 区	90,797 (1,004)	5,922	286	1,465	56,252 (918)	923
	計	1,371,101 (23,963)	87,871	3,801	24,355	831,509 (20,780)	8,940

(備考) 印鑑登録関係件数中、()内は内数としての外国人に係る該当印鑑件数。

(5) 諸 証 明 ・ 閲 覧 件 数

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

区 別	種 別	税 務 関 係								計	民生関係	農政関係	そ の 他	合 計
		土 地		家 屋		納税証明	所得証明	そ の 他						
		証 明	閲 覧	証 明	閲 覧			証 明	閲 覧					
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件		
千 種 区	3,061	0	2,123	1	2,580	15,790	223	46	23,824	1,197	0	238	25,259	
東 区	3,502	5	2,417	6	2,134	7,762	1,362	32	17,220	1,122	0	302	18,644	
北 区	2,257	99	1,587	21	2,875	14,794	279	125	22,037	2,100	0	412	24,549	
楠 支 所	727	0	433	2	2,071	4,804	148	22	8,207	0	0	76	8,283	
西 区	3,097	1	2,095	2	2,429	8,543	764	85	17,016	1,610	0	218	18,844	
山 田 支 所	1,107	10	716	1	2,195	5,672	217	31	9,949	0	27	47	10,023	
中 村 区	2,392	67	1,517	27	2,759	12,189	430	59	19,440	1,268	0	132	20,840	
中 区	3,769	0	2,489	0	5,106	10,258	561	34	22,217	2,259	0	100	24,576	
昭 和 区	3,285	16	2,360	10	2,497	9,435	447	97	18,147	1,219	0	381	19,747	
瑞 穂 区	2,843	51	1,729	0	2,544	9,739	434	39	17,379	2,438	0	103	19,920	
熱 田 区	2,171	38	1,308	5	3,344	6,548	1,468	51	14,933	759	0	334	16,026	
中 川 区	3,189	2	2,047	1	6,375	16,509	991	163	29,277	210	50	1,645	31,182	
富 田 支 所	1,050	10	517	2	1,942	8,405	139	40	12,105	1	0	374	12,480	
港 区	1,827	90	1,098	21	3,451	15,801	260	58	22,606	4,817	0	88	27,511	
南 陽 支 所	830	8	358	11	1,178	3,356	75	99	5,915	0	48	76	6,039	
南 区	2,385	2	1,474	3	3,167	15,260	787	139	23,217	4,994	0	212	28,423	
守 山 区	2,593	0	1,544	0	2,738	14,304	569	189	21,937	3,300	27	954	26,218	
志 段 味 支 所	646	0	246	0	865	2,361	77	69	4,264	0	0	256	4,520	
緑 区	3,845	0	1,796	0	3,703	15,828	643	155	25,970	1,131	38	2,482	29,621	
徳 重 支 所	1,353	2	776	1	1,278	7,747	59	19	11,235	0	0	592	11,827	
名 東 区	3,918	1,116	2,503	1	3,272	18,255	715	80	29,860	1,971	0	1,694	33,525	
天 白 区	3,016	30	1,999	1	4,917	16,208	281	46	26,498	1,678	15	3,419	31,610	
栄 市 税 事 務 所	7,728	0	5,373	0	4,064	7,608	5,429	131	30,333				30,333	
上 社 出 張 所	522	0	400	0	112	83	45	11	1,173				1,173	
さ さ し ま 市 税 事 務 所	3,889	1	2,920	1	2,375	4,222	829	31	14,268				14,268	
東 海 通 出 張 所	73	0	34	0	179	124	5	0	415				415	
金 山 市 税 事 務 所	5,359	4	3,720	3	2,400	4,047	5,841	112	21,486				21,486	
野 並 出 張 所	74	0	54	0	148	118	3	0	397				397	
計	70,508	1,552	45,633	120	72,698	255,770	23,081	1,963	471,325	32,074	205	14,135	517,739	

(6) 国籍別外国人登録人員

(平成24年6月30日現在)

種別 区別	総数(%)	韓国又は 朝鮮	中国	フィリピン	ブラジル	米 国	ペル ー	その他
	人	人	人	人	人	人	人	人
千 種 区	4,707 (7.1)	1,430	1,951	305	56	155	11	799
東 区	3,063 (4.6)	842	1,319	321	72	127	21	361
北 区	3,616 (5.4)	1,184	1,197	612	135	44	27	417
楠 支 所	954 (1.4)	318	245	236	37	6	23	89
西 区	2,113 (3.2)	624	704	183	74	94	15	419
山 田 支 所	1,015 (1.5)	299	282	218	55	21	16	124
中 村 区	4,298 (6.5)	1,715	1,397	317	87	71	35	676
中 区	7,820 (11.8)	1,317	3,576	1,569	222	188	41	907
昭 和 区	3,836 (5.8)	720	1,795	184	38	137	10	952
瑞 穂 区	1,776 (2.7)	664	536	178	95	57	14	232
熱 田 区	1,685 (2.5)	455	504	155	226	52	28	265
中 川 区	3,660 (5.5)	1,294	1,112	401	256	41	57	499
富 田 支 所	1,674 (2.5)	598	582	201	99	10	14	170
港 区	6,261 (9.4)	1,499	1,656	631	1,651	16	191	617
南 陽 支 所	906 (1.4)	190	346	112	68	1	27	162
南 区	4,853 (7.3)	1,619	1,535	640	510	28	152	369
守 山 区	3,318 (5.0)	1,464	862	331	128	32	6	495
志 段 味 支 所	410 (0.6)	169	66	34	18	24	3	96
緑 区	3,094 (4.7)	597	1,241	254	445	11	101	445
徳 重 支 所	1,177 (1.8)	489	300	159	41	16	19	153
名 東 区	3,217 (4.8)	804	1,198	232	40	242	17	684
天 白 区	2,971 (4.5)	825	1,233	229	78	100	31	475
計	66,424	19,116	23,637	7,502	4,431	1,473	859	9,406
(%)	(100.0%)	(28.8%)	(35.6%)	(11.3%)	(6.7%)	(2.2%)	(1.3%)	(14.2%)

(7) 区役所文書の取扱と公示件数

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

種別 区別	文書取り扱い件数				公示件数	
	通達員配布	書留	金券	電報	公示件数 (区長告示を含む)	区長告示件数
	件	件	件	件	件	件
千種区	2,288,496	1,830	8,771	0	1,248	127
東区	963,492	1,026	5,578	4	1,158	100
北区	1,813,617	2,456	7,284	0	1,165	120
楠支所	575,192	66	181	0	1,165	120
西区	1,230,358	1,701	5,359	1	1,139	81
山田支所	811,328	54	1,546	0	1,139	81
中村区	1,964,197	2,331	8,515	0	1,229	103
中区	1,130,920	2,755	8,826	0	1,307	113
昭和区	1,685,603	1,957	5,998	0	1,154	109
瑞穂区	1,528,289	1,163	5,374	6	1,140	95
熱田区	996,076	6,690	46,753	0	1,226	79
中川区	2,002,920	2,413	6,016	0	1,173	128
富田支所	892,487	118	1,659	0	1,173	128
港区	1,744,001	1,975	4,134	0	1,160	115
南陽支所	319,120	47	1,191	0	1,160	115
南区	2,054,834	2,403	6,203	3	1,150	75
守山区	3,558,464	1,967	4,406	0	1,167	84
志段味支所	285,824	30	136	0	1,167	84
緑区	1,623,815	1,654	3,449	0	1,156	72
徳重支所	1,209,350	195	2,083	0	1,156	72
名東区	2,104,496	2,217	4,771	0	1,222	177
天白区	2,122,481	2,111	4,687	0	1,115	61
計	32,905,360	37,159	142,920	14	25,869	2,239

(8) 法律相談事項別件数

(平成23年4月～平成24年3月)

区別	不動産 売 買	不動産 貸 借	相 隣 関 係	建 築 請 負	親 族 相 続	金 銭 貸 借	商 事	交 通 事 故	損 害 賠 償	労 働 関 係	その他	計	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
千 種 区	5	46	22	3	69	107	21	3	7	19	8	41	351
東 区	7	32	11	2	41	70	15	5	3	19	7	37	249
北 区	5	36	21	6	49	80	24	4	4	30	10	38	307
西 区	10	40	18	2	75	72	36	2	4	23	11	29	322
中 村 区	8	51	18	3	46	85	27	7	2	20	12	35	314
中 区	6	39	20	1	35	84	27	4	4	24	11	36	291
昭 和 区	9	60	24	2	47	104	26	8	2	16	10	27	335
瑞 穂 区	7	51	30	6	59	107	26	5	5	19	7	27	349
熱 田 区	7	29	16	7	52	75	27	3	6	21	13	23	279
中 川 区	6	37	28	4	75	99	37	4	6	19	8	30	353
港 区	3	27	11	3	84	103	23	4	5	24	7	31	325
南 区	9	29	20	1	74	87	33	5	3	23	10	23	317
守 山 区	7	28	17	7	51	86	32	4	4	14	6	33	289
緑 区	4	22	35	3	86	113	39	2	3	24	8	24	363
名 東 区	8	34	21	5	80	98	32	7	5	24	4	25	343
天 白 区	11	34	25	6	72	82	37	4	4	21	6	35	337
計	112	595	337	61	995	1,452	462	71	67	340	138	494	5,124

(9) 国民年金・国民健康保険実施状況

(平成24年3月31日現在)

種別 區別	国民年金被保険者			国民年金受給権者										国民健康保険被保険者	
	第1号被保険者	任意加入被保険者	計	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子年金	寡婦年金	老齢福祉年金	計	世帯	人員
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人
千種区	22,959	504	23,463	27,931	1,624	249	1,253	1,186	32	0	30	4	32,309	24,363	38,123
東区	12,175	196	12,371	12,654	730	127	697	530	29	0	9	1	14,777	13,547	21,043
北区	25,857	391	26,248	34,171	2,147	298	1,386	1,266	76	0	47	6	39,397	28,427	47,677
西区	21,418	285	21,703	27,581	1,647	225	1,283	918	43	0	41	1	31,739	22,686	37,777
中村区	21,465	300	21,765	26,899	1,672	186	1,524	976	63	0	36	3	31,359	24,361	38,056
中区	16,330	235	16,565	11,866	656	128	830	420	22	0	16	1	13,939	18,583	26,324
昭和区	15,886	299	16,185	18,457	1,036	148	1,172	858	44	1	19	2	21,737	16,032	25,018
瑞穂区	14,736	278	15,014	20,860	1,116	207	1,073	925	34	0	28	6	24,249	15,468	25,635
熱田区	9,228	155	9,383	12,763	745	90	669	480	24	0	8	2	14,781	9,994	15,958
中川区	34,320	423	34,743	39,676	2,772	444	1,787	1,168	91	0	60	2	46,000	35,685	62,303
港区	23,158	228	23,386	27,686	2,104	304	943	863	64	0	44	5	32,013	24,959	44,291
南区	21,812	325	22,137	29,235	2,100	243	1,165	1,105	59	0	37	4	33,948	23,404	39,983
守山区	22,963	403	23,366	29,427	2,248	311	1,006	1,013	56	0	39	5	34,105	24,552	42,825
緑区	30,079	475	30,554	38,415	2,219	352	1,124	1,184	68	0	44	1	43,407	30,856	55,139
名東区	22,529	427	22,956	24,093	1,637	244	818	831	28	0	19	6	27,676	21,599	36,190
天白区	23,059	348	23,407	24,793	1,683	275	763	761	52	0	20	0	28,347	21,945	37,037
計	337,974	5,272	343,246	406,507	26,136	3,831	17,493	14,484	785	1	497	49	469,783	356,461	593,379

- 1 基礎年金には、厚生年金・共済年金受給権者を含む。
- 2 老齢年金には、五年年金を含む。
- 3 母子年金には、準母子年金を含む。

(10) 被保護世帯と人員

年度(月)	種別	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他の扶助	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成12年度平均		13,286	17,254	10,125	14,015	9,370	12,808	722	1,153	855	973	11,687	13,317	53	53
平成13年度平均		14,413	18,764	11,054	15,325	10,254	14,081	802	1,282	1,231	1,380	12,525	14,303	52	54
平成14年度平均		15,994	21,007	12,462	17,396	11,634	16,060	944	1,514	1,590	1,787	13,586	15,341	45	46
平成15年度平均		17,980	23,845	15,169	20,640	13,178	18,667	1,107	1,802	1,939	2,040	14,492	16,913	63	64
平成16年度平均		20,060	26,529	17,409	23,319	15,017	20,936	1,187	1,938	2,335	2,446	15,698	18,632	72	72
平成17年度平均		21,762	28,500	19,192	25,636	16,562	22,904	1,279	2,044	2,770	2,888	16,653	19,705	199	209
平成18年度平均		21,797	28,548	19,782	26,409	17,547	23,761	1,305	2,093	2,990	3,097	16,695	19,747	187	196
平成19年度平均		21,576	28,207	19,690	26,228	18,014	24,270	1,306	2,051	3,218	3,314	17,248	20,298	203	212
平成20年度平均		22,605	29,448	19,864	26,399	18,799	24,965	1,285	2,017	3,454	3,543	17,997	21,069	200	210
平成21年度平均		27,905	36,198	24,644	32,464	23,751	31,201	1,509	2,311	3,733	3,836	20,541	24,136	276	300
平成22年度平均		32,424	42,248	28,186	37,531	27,835	37,054	1,763	2,645	4,144	4,301	24,103	28,643	679	766
平成23年度平均		35,177	45,904	30,672	40,835	30,575	40,611	1,921	2,888	4,592	4,768	26,324	31,306	780	867
平成24年3月		36,000	47,056	31,301	41,754	31,352	41,661	1,925	3,051	4,830	5,010	27,301	32,571	913	1,034
千種区		2,111	2,591	1,837	2,284	1,861	2,317	71	100	227	235	1,635	1,868	48	57
東区		780	930	678	818	662	788	23	33	71	73	585	665	14	16
北区		2,820	3,902	2,519	3,553	2,520	3,536	181	299	388	407	2,269	2,830	89	96
西区		2,346	3,092	2,059	2,755	2,066	2,730	121	204	339	350	1,682	2,043	54	58
中村区		5,091	5,927	4,215	5,012	4,196	4,997	123	188	577	592	3,724	4,165	70	80
中区		1,553	1,851	1,141	1,427	1,089	1,366	53	76	109	113	1,207	1,351	23	25
昭和区		1,296	1,503	1,116	1,307	1,133	1,305	40	63	132	134	948	1,062	17	19
瑞穂区		1,329	1,582	1,196	1,436	1,182	1,411	45	63	142	146	1,014	1,173	26	27
熱田区		1,130	1,331	951	1,132	989	1,170	25	39	119	123	829	922	19	22
中川区		3,713	5,453	3,307	4,972	3,317	4,967	343	561	608	626	2,981	3,792	150	167
港区		2,623	3,992	2,313	3,602	2,335	3,624	272	451	434	460	2,050	2,612	109	125
南区		4,478	5,833	3,984	5,261	3,991	5,245	225	348	610	635	3,276	3,877	98	113
守山区		2,007	2,696	1,782	2,440	1,779	2,443	116	181	456	468	1,578	1,895	35	39
緑区		1,642	2,331	1,456	2,102	1,464	2,119	127	194	234	247	1,192	1,517	62	75
名東区		1,712	2,340	1,536	2,138	1,552	2,126	110	171	240	251	1,312	1,628	75	87
天白区		1,369	1,702	1,211	1,515	1,216	1,517	50	80	144	150	1,019	1,171	24	28

(備考) 区分欄は平成24年3月中の取扱数で、「その他の扶助」は出産・生業及び葬祭扶助の各世帯・人員の和である。

(11) 介護保険実施状況

(平成24年3月31日現在)

区	第1号被保険者	要介護・要支援者									
		要介護						要支援			合計
		1	2	3	4	5	小計	1	2	小計	
千種区	人 33,785	人 870	人 1,132	人 851	人 721	人 559	人 4,133	人 783	人 1,007	人 1,790	人 5,923
東区	15,331	285	470	396	324	277	1,752	332	454	786	2,538
北区	40,282	1,001	1,406	1,017	822	770	5,016	813	1,054	1,867	6,883
西区	32,128	635	1,089	851	675	525	3,775	641	840	1,481	5,256
中村区	33,834	794	1,388	993	817	561	4,553	683	1,306	1,989	6,542
中区	14,266	372	449	402	305	205	1,733	323	459	782	2,515
昭和区	22,490	837	821	555	471	383	3,067	676	682	1,358	4,425
瑞穂区	25,045	670	861	625	550	399	3,105	816	735	1,551	4,656
熱田区	15,168	295	566	477	318	215	1,871	332	474	806	2,677
中川区	46,491	901	1,505	1,188	973	731	5,298	758	1,356	2,114	7,412
港区	32,417	878	1,364	946	775	545	4,508	535	867	1,402	5,910
南区	35,687	823	1,432	991	780	703	4,729	773	1,206	1,979	6,708
守山区	35,040	803	1,241	909	747	667	4,367	386	895	1,281	5,648
緑区	43,814	1,058	1,360	878	765	687	4,748	808	995	1,803	6,551
名東区	28,380	573	945	702	514	493	3,227	628	988	1,616	4,843
天白区	28,730	743	1,005	691	547	533	3,519	615	815	1,430	4,949
合計	482,888	11,538	17,034	12,472	10,104	8,253	59,401	9,902	14,133	24,035	83,436

*要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計

(12) 小・中学校学年別児童・生徒数

(平成24年5月1日現在)

区 別	種 別		小 学 校								中 学 校			
	小学校	中学校	総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	総 数	1 年	2 年	3 年	
千 種 区	15	7	6,910	1,174	1,125	1,112	1,159	1,166	1,174	2,886	959	943	984	
東 区	9	4	2,788	463	430	486	437	497	475	1,222	401	426	395	
北 区	19	7	7,442	1,171	1,220	1,190	1,257	1,284	1,320	3,654	1,165	1,260	1,229	
西 区	19	7	6,871	1,170	1,120	1,131	1,145	1,131	1,174	3,281	1,105	1,104	1,072	
中 村 区	15	7	5,005	834	829	787	807	871	877	2,401	766	827	808	
中 区	11	4	2,065	338	309	336	361	347	374	828	258	263	307	
昭 和 区	11	5	4,328	704	712	682	718	774	738	1,780	590	630	560	
瑞 穂 区	11	5	4,989	818	836	804	859	845	827	2,174	737	716	721	
熱 田 区	7	4	2,687	436	429	440	458	442	482	1,268	436	425	407	
中 川 区	24	11	11,651	1,827	1,910	1,905	1,908	2,036	2,065	5,952	1,943	1,999	2,010	
港 区	20	8	8,021	1,344	1,309	1,303	1,333	1,326	1,406	4,149	1,366	1,396	1,387	
南 区	18	7	6,166	944	1,039	995	1,022	1,082	1,084	3,311	1,061	1,111	1,139	
守 山 区	20	7	9,889	1,610	1,738	1,613	1,614	1,710	1,604	4,657	1,534	1,580	1,543	
緑 区	28	12	15,129	2,429	2,557	2,557	2,541	2,552	2,493	7,132	2,442	2,334	2,356	
名 東 区	19	8	9,551	1,493	1,563	1,579	1,598	1,628	1,690	4,487	1,470	1,557	1,460	
天 白 区	17	7	8,521	1,335	1,346	1,441	1,448	1,470	1,481	4,117	1,341	1,374	1,402	
計	263	110	112,013	18,090	18,472	18,361	18,665	19,161	19,264	53,299	17,574	17,945	17,780	
内 訳	(男)		57,441	9,211	9,409	9,431	9,567	9,918	9,905	27,482	9,127	9,297	9,058	
	(女)		54,572	8,879	9,063	8,930	9,098	9,243	9,359	25,817	8,447	8,648	8,722	

(13) 土地利用状況(地目別課税地面積)

(平成24年1月1日現在、単位：千㎡)

区・支所名	種別	田	畑	宅地					池沼	山林	原野	雑種地	合計
				商業地	工業地	住宅地	その他	計					
千種区		0	22	734	0	7,615	0	8,349	0	38	0	300	8,709
東区		0	1	1,128	372	2,707	0	4,207	0	1	0	104	4,313
北区		0	34	460	54	5,136	0	5,650	0	0	0	418	6,102
楠支所		190	161	86	409	2,297	4	2,796	0	3	0	398	3,548
西区		1	23	702	309	4,159	0	5,170	0	0	0	251	5,445
山田支所		18	203	192	842	2,998	2	4,034	0	0	0	666	4,921
中村区		75	347	1,228	433	6,582	0	8,243	0	0	0	1,303	9,968
中区		0	0	2,813	105	1,324	0	4,242	0	0	0	74	4,316
昭和区		0	8	482	230	5,865	0	6,577	0	28	0	195	6,808
瑞穂区		0	54	337	707	5,715	0	6,759	0	36	0	382	7,231
熱田区		0	1	624	847	2,389	0	3,860	0	0	0	571	4,432
中川区		61	548	274	1,381	7,942	1	9,598	0	0	0	1,760	11,967
富田支所		1,384	684	91	230	3,896	40	4,257	0	1	0	785	7,111
港区		36	183	254	8,597	5,132	1	13,984	0	0	0	1,473	15,676
南陽支所		3,889	802	0	575	2,013	415	3,003	0	0	0	674	8,368
南区		0	128	153	2,454	7,174	0	9,781	30	1	0	1,496	11,436
守山区		192	456	207	562	8,189	141	9,099	0	435	13	1,226	11,421
志段味支所		976	518	0	75	1,339	1,307	2,721	1	1,234	202	1,425	7,077
緑区		40	1,235	23	1,758	6,842	1,002	9,625	2	262	80	2,195	13,439
徳重支所		27	666	137	31	6,578	345	7,091	11	536	27	1,619	9,977
名東区		0	326	328	0	8,342	91	8,761	29	144	5	1,320	10,585
天白区		1	952	175	240	8,269	199	8,883	0	423	4	1,427	11,690
区計		406	4,318	9,922	18,049	93,382	1,435	122,788	61	1,368	102	14,495	143,538
支所計		6,484	3,034	506	2,162	19,121	2,113	23,902	12	1,774	229	5,567	41,002
計		6,890	7,352	10,428	20,211	112,503	3,548	146,690	73	3,142	331	20,062	184,540

5 区 関 係 諸 規 程

(1) 区 長 以 下 代 決 規 程 (平成 12 年 3 月 31 日 達 第 4 1 号)

(この規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、区長、区役所に属する部長(以下「部長」という。)及び保健所長(以下「保健所長」という。)、区役所支所長(以下「支所長」という。)、区役所に属する課長(区役所に属する室長及び主幹、区役所支所に属する課長及び主幹並びに保健所に属する次長、課長及び主幹を含む。以下「課長」という。)、生涯学習センター館長(以下「センター館長」という。)並びに区役所、保健所、区役所支所及び生涯学習センターに属する係長(主査を含む。以下「係長」という。)の責任及び代決権限を定めるものとする。

(区長等の責任)

第 2 条 前条の職員は、この規程の定めるところによりその権限に属せしめられた事項を法令、条例、規則その他の規程並びに予算の定めに従い、誠実に管理し、及び執行する責任を有する。

(区長等の代決権限事項)

第 3 条 区長、部長、保健所長、支所長、課長及びセンター館長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第 1 のとおりとする。

2 係長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第 1 の 2 のとおりとする。

3 区長、部長、保健所長、支所長、課長及びセンター館長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第 2 のとおりとする。

4 部長、支所長、課長及びセンター館長は、区長(他区の区長を含む。)及び社会福祉事務所長の権限に属する事務の補助執行に関し別表第 3 に規定する事項について代決することができるものとする。

5 保健所に属する次長、課長及び主幹のうち別表第 4 に指定する者は、保健所長の権限に属する事務の補助執行に関し同表に規定する事項について代決することができる。

6 センター館長は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関し生涯学習センターにおける講座その他の事業の実施細目の決定に関する事項について代決することができる。

(臨時代決等)

第 4 条 区長に事故があるときは、別表第 1 中区長の代決権限事項について、主管の部長、保健所長、支所長又は総務課長が代決することができる。区長の権限に属する事項についても同様とするものとする。

2 前項の場合において、主管の部長、保健所長若しくは支所長が欠けたとき又は主管の部長、保健所長若しくは支所長にも事故があるときは、当該代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。

3 部長が欠けたとき又は部長に事故があるときは、部長の代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。

4 保健所長が欠けたとき又は保健所長に事故があるときは、保健所長の代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。

5 支所長が欠けたとき又は支所長に事故があるときは、支所長の代決権限事項について、区長が代決することができる。

6 課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、課長の代決権限事項について、主管の部長、保健所長、支所長又は区長(総務課長若しくは企画経理室長が欠けたとき又は総務課長若しくは企画経理室長に事故がある場合に限る。)が代決することができる。ただし、別に定めるところによりあらかじめ区長が係長の職にある者を指名したときは、課長の代決権限事項について当該者が代決することができる。

7 センター館長が欠けたとき又はセンター館長に事故があるときは、センター館長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。

8 係長が欠けたとき又は係長に事故があるときは、係長の代決権限事項について、主管の部長又は課長が代決することができる。

9 第 1 項から第 5 項までの規定によって、本来の代決権限を有する者(以下「代決権者」という。)に事故がある場合に臨時に代決をした者(区長を除く。)は、あらかじめその処理について承認を得た

場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。

(異例又は特に重要な事項の処理)

第5条 この規程に定められている事項であっても異例若しくは特に重要な事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決裁を経なければならない。

附 則

(略)

別表第1（区役所共通代決権限事項）

人事・服務関係

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課長及びセンター館長
1	所属の労務職の職員の任免及び給与に関すること。ただし、人事課長に合議しなければならない。			
2	非常勤の特別職の職員の任免に関すること。			
3	特別の職名を付する職に係る職員の任免に関すること。			
4				臨時的職員の任用に関すること。ただし、2月を超える期間で任用する場合には人事課長に合議しなければならない。 (総務課長)
5	所属員(部長、保健所長、支所長、課長及びセンター館長を除く。)の秘密事項発表の許可に関すること。			
6				名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第7条第1項の規定による贈与等報告書の受理に関すること。 (総務課長)
7	区長及び所属員の名古屋市職員倫理規則第5条第1項第8号ただし書の規定による許可に関すること。ただし、区長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。			
8	部長、保健所長、支所長及び所属員(部、保健所及び支所に属する者を除く。次号において同じ。)の往復3日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する こと。	所属員(生涯学習センターにあっては、館長に限る。)の往復2日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する こと。	所属員の往復2日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する こと。	所属員の往復2日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する こと。(センター館長)
9	区長、部長、保健所長、支所長及び所属員の往復2日の旅行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関すること。ただし、区長の旅行にあっては、あらかじめ市民経済局長に報告しなければならない。			

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課長及びセンター館長
10	<p>区長、部長、保健所長、支所長及び所属員(部、保健所及び支所に属する者を除き、課長に限る。)の日帰りの旅行命令並びに区長、部長及び所属員(部、保健所及び支所に属する者を除き、課長に限る。)の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。</p>	<p>所属員(課長に限る。)及びセンター館長の日帰りの旅行命令並びに保健所長及び所属員(課長に限る。)の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。</p>	<p>所属員(課長に限る。)の日帰りの旅行命令並びに支所長及び所属員(課長に限る。)の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。</p>	<p>所属員(保健所次長にあっては企画調査係の職員並びに主査(保健情報)及び主査(医療監視)に限る。以下この欄第13号から第15号まで及び第17号において同じ。)の日帰りの旅行命令並びにセンター館長及び係長(係長のない場合は所属員)の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。ただし、保健所においては、主幹がその分担事項に関して指揮監督する主査に係るものに限り、主幹に合議しなければならない。</p>
11	<p>所属員(課長以上を除く。)の海外旅行に係る旅行命令に関すること。</p>			
12	<p>名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関すること(部長及び保健所長の所管に属するものを除く。)</p>	<p>名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関すること。</p>		
13	<p>区長、部長、保健所長、支所長及び課長(部、保健所及び支所の所属員を除く。)の週休日の振替命令に関すること。ただし、区長にあっては、あらかじめ市民経済局長へ報告しなければならない。</p>	<p>所属の課長及びセンター館長の週休日の振替命令に関すること。</p>	<p>所属の課長の週休日の振替命令に関すること。</p>	<p>所属員の週休日の振替命令に関すること。ただし、保健所においては、主幹がその分担事項に関して指揮監督する主査に係るものに限り、主幹に合議しなければならない。</p>
14	<p>区長、部長、保健所長、支所長及び課長(部、保健所及び支所の所属員を除く。)の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。</p>	<p>所属の課長及びセンター館長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。</p>	<p>所属の課長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。</p>	<p>所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。ただし、保健所においては、主幹がその分担事項に関して指揮監督する主査に係るものに限り、主幹に合議しなければならない。</p>
15	<p>区長、部長、保健所長、支所長及び課長(部、保健所及び支所の所属員を除く。)の休暇(介護休暇を除く。)及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。ただし、区長にあっては、あらかじめ市民経済局長へ報告しなければならない。</p>	<p>所属の課長及びセンター館長の休暇(介護休暇を除く。)及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。</p>	<p>所属の課長の休暇(介護休暇を除く。)及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。</p>	<p>所属員の休暇(介護休暇を除く。)及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。ただし、保健所においては、主幹がその分担事項に関して指揮監督する主査に係るものに限り、主幹に合議しなければならない。</p>

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課 長 及 び セ ン タ ー 館 長
16				職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における所属員の勤務時間、週休日、休憩時間又は休憩時間の割振りの決定に関する事。 (センター館長)
17	所属員の育児休業及び介護休暇並びに区長、部長、保健所長、支所長及び課長(部、保健所及び支所の所属員を除く。)の部分休業の承認に関する事。ただし、区長にあっては、あらかじめ市民経済局長へ報告しなければならない。	所属の課長及びセンター館長の部分休業の承認に関する事。	所属の課長の部分休業の承認に関する事。	所属員の部分休業の承認に関する事。ただし、保健所にあっては、主幹がその分担事項に関して指揮監督する主査に係るものに限り、主幹に合議しなければならない。
18	所属員(係長以上を除く。)の配置決定に関する事。ただし、総務局長へ報告しなければならない。			
19	部長、保健所長、支所長、課長(支所に属する主幹を除く。)及びセンター館長に関する身分証明に関する事。		所属員(課長(支所に属する主幹を除く。))を除く。)に関する身分証明に関する事。	所属員に関する身分証明に関する事。(支所に属する課長を除く。)
20				扶養親族の認定、住居手当の支給決定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関する事。(総務課長)
21	所属の労務職の職員(退職者を含む。)に関する各種証明(次号に掲げるものを除く。)に関する事。			
22	所属員(退職者を含む。)の名古屋市職員共済組合提出用の履歴証明に関する事。			

財務関係

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課長及びセンター館長
1	1件4,500万円を超える工事及び製造の施行決定(施行に伴う請負の決定を含む。)に関する事 こと。	1件4,500万円以下の工事 及び製造の施行決定(施 行に伴う請負の決定を含 む。)に関する事 こと。		1件900万円以下の工事及 び製造の施行決定(施行 に伴う請負の決定を含 む。)に関する事 こと。た だし、企画経 理室長に合 議しな ければ なら ない。
2	公有財産の買入れの 決定に関する事 こと。			
3	公有財産の売払いの 決定に関する事 こと。			
4	1件900万円(支所に係 るものにあつては60万 円)を超える物品の買入 れの決定に関する事 こと。	1件900万円以下の物品の 買入れの決定に関する事 こと。	1件600万円以下の物品の 買入れの決定に関する事 こと。	1件180万円以下の物品の 買入れの決定に関する事 こと。た だし、予 定価格が 10万円 以上の 場合に あつて は、企 画経 理室長 に合 議しな ければ なら ない。
5	1件600万円を超える 物品の売払いの決定に 関する事 こと。	1件600万円以下の物品の 売払いの決定に関する事 こと。		1件120万円以下の物品の 売払いの決定に関する事 こと。た だし、企 画経 理室長 に合 議しな ければ なら ない。
6	財産の交換の決定に 関する事 こと。			
7	財産の無償又は減額 による譲渡し及び貸与 の決定に関する事 こと。			
8	財産の無償の借入れ の決定に関する事 こと。			
9	寄附の受納の決定に 関する事 こと。た だし、市 民経済 局長に 合議し なけれ ばなら ない。			1件60万円以下の物品の 寄附の受納の決定に関す ること。(センター館長)
10	賃借料の年額又は総 額が600万円を超える財 産の借入れの決定に関 する事 こと。	賃借料の年額又は総額が 600万円以下の財産の借 入れの決定に関する事 こと。		賃借料の年額又は総額が 120万円以下の財産の借 入れの決定に関する事 こと。た だし、予 定価格が 10万円 以上の 場合に あつて は、企 画経 理室長 に合 議しな ければ なら ない。
11	財産の貸与の決定に 関する事 こと。た だし、区 政課長 に合議 しな けれ ばなら ない。			
12	行政財産の目的外使 用の許可に関する事 こと(次 号に係 るもの を除く。)。			使用料の年額又は総額が 60万円以下の行政財産の 目的外使用の許可に関す ること(区長の欄第13号 に係るものを除く。)(企 画経 理室長)
13	行政財産の無償又は 減額による目的外使用 の許可に関する事 こと。			

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課 長 及 び セ ン タ - 館 長
14	1件900万円(支所に係るものにあつては600万円)を超える印刷、修繕等の請負の決定に関する事。	1件900万円以下の印刷、修繕等の請負の決定に関する事。	1件600万円以下の印刷、修繕等の請負の決定に関する事。	1件180万円以下の印刷、修繕等の請負の決定に関する事。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理室長に合議しなければならない。
14 の 2	1件900万円(支所に係るものにあつては600万円)を超える委託及び受託の決定に関する事。	1件900万円以下の委託及び受託の決定に関する事。	1件600万円以下の委託及び受託の決定に関する事。	1件180万円以下の委託及び受託の決定に関する事。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
15	補償の決定に関する事。			
16	1件380万円を超える補助金及び負担金の支出決定に関する事。	1件380万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関する事。	1件380万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関する事。	1件80万円以下の補助金及び負担金の支出決定に関する事。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
17	1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関する事。ただし、市民経済局長に合議しなければならない。			
18				臨時的任用職員及び非常勤の職員の給与その他の給付の支出決定に関する事。(総務課長)
19				電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関する事。
20	1件150万円(支所に係るものにあつては60万円)を超える経費の支出決定に関する事。	1件150万円以下の経費の支出決定に関する事。	1件60万円以下の経費の支出決定に関する事。	1件30万円以下の経費の支出決定に関する事。ただし、企画経理室長に合議しなければならない。
21	契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課長及びセンター館長
22	契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること(金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。)。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
23	契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
24	契約の履行上における重要な意思決定に関すること。	契約の履行上における意思決定に関すること。	契約の履行上における軽易な意思決定に関すること。	契約の履行上における軽易な意思決定に関すること。
25			契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。	契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。
26	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。		契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
27				名古屋市予算規則第11条の2の規定による歳出予算流用の決定に関すること。(企画経理室長)
28	前渡金受領者の指定に関すること。			
29	会計監督に関すること。			
30	名古屋市会計規則第74条第2項の規定による前渡金の交付に関すること。			
31	歳入歳出外現金等に係る納付の証明に関すること。			
32	不納欠損処分の決定に関すること。	不納欠損処分の決定に関すること(所管に係るものに限る。)		不納欠損処分の決定通知に関すること(保健所にあつては、次長に限る。)

	区 長	部長及び保健所長	支 所 長	課長及びセンター館長
33				調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関する事。
34				支出命令、振替命令及び更正命令(収入の更正命令を除く。)並びに戻入通知に関する事。(企画経理室長)
35				資金前渡、概算払及び前金払に係る監督(前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。)及び精算に関する事。(企画経理室長)
36				歳入歳出外現金等の受払通知に関する事。(企画経理室長)

備考 区長は、部及び保健所の所管に属しない事項に関しては、この表の部長の代決権限事項について代決することができる。

事業執行関係

	区 長	部長及び保健所長	課 長 及 び セ ン タ - 館 長
1	重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事	比較的重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事	定例又は軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事
2			保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関する事
3	重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関する事。ただし、市政情報課長に合議しなければならない。		軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関する事。ただし、市政情報課長に合議しなければならない。
4			定例又は軽易な事項に係る証明に関する事
5	聴聞の実施に関する事		聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関する事。(保健所にあつては、次長に限る。)
6	事務事業の実施計画の決定に関する事。(保健所の所管に係るものを除く。)	事務事業の実施計画の決定に関する事。(保健所長)	事務事業の実施細目に係る決定に関する事
7	公有財産に係る用途決定、用途変更及び用途廃止並びに管理換えに関する事。ただし、市民経済局長及び財政局長に合議しなければならない。		
8	所管施設の自家用電気工作物についての保安規程の制定改廃に関する事		
9	物品における広告掲出の承認に関する事		
10			既発行証書類の再交付又は書換交付に関する事。(課長)
11			市外電話の使用承認に関する事。ただし、総務課長へ通知しなければならない。(保健所にあつては、次長に限る。)
12			公有財産その他に係る損害賠償及び原状回復の請求に関する事。(保健所にあつては、次長に限る。)
13			市民呼び出しに関する事。(保健所にあつては、次長に限る。)
14	前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関する事	前各号に準ずる比較的重要な事項に係る意思決定に関する事	前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関する事

備考 区長は、部及び保健所の所管に属しない事項に関しては、この表の部長の代決権限事項について代決することができる。

別表第1の2(係長の共通代決権限事項)

係長	所属員の在勤地及び付近地の出張命令に関する事
----	------------------------

別表第2(個別代決権限事項)

区 長	1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支出決定に関すること。
総務課長	1	掲示の決定に関すること。
市民課長	1	住民基本台帳カードの交付に関すること。
	2	電子証明書の提供に関すること。
民生こども課長	1	民生委員及び児童委員に対する費用弁償の支出決定に関すること。
	2	名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例による奨学金の貸与(給付を含む。)、返還、返還債務の免除、返還の猶予及び支出に係る決定に関すること。
	3	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出に係る決定に関すること(償還及び違約金の徴収にあっては、所管に係るものに限る。)
	4	母子及び寡婦福祉法第13条及び第32条(附則第6条において例による場合を含む。)において準用する第13条による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出(支出にあっては、児童の入学その他の理由により急を要するものに限る。)に係る決定に関すること(償還及び違約金の徴収にあっては、所管に係るものに限る。)
	5	児童福祉法により私立の保育所に支払う委託費の支出決定に関すること。
	6	名古屋市児童福祉施設条例第1条第2項による入所資格の認定に関すること。
	7	児童手当及び子ども手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理に関すること。
	8	名古屋市子育て支援手当条例を廃止する等の条例(平成22年名古屋市条例第35号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市子育て支援手当条例(平成16年名古屋市条例第36号)による子育て支援手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
	9	生活保護法による保護費(保護施設事務費及び委託事務費を含む。)の支出決定に関すること。ただし、同法第53条による診療報酬の額を決定して支払うものを除く。
福祉課長	1	重度障害者(児)給付金の支出決定に関すること。
	2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条による福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
	3	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例第7条による掛金の減免の決定に関すること。
	4	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例第11条による年金の支払の差止めに関すること。
	5	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例第18条第1項から第4項までによる届出の受理に関すること。
保険年金課長	1	老人保健の医療費並びに障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び福祉給付金(医療担当者等へ支払うものを除く。)の支出決定に関すること。
	2	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格の確認並びに医療証の交付決定に関すること。
	3	福祉給付金の支給対象者の資格の確認及び福祉給付金資格者証の交付決定に関すること。
保健所長	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(結核に係るものに限る。)及び第37条の2(第42条において準用する場合を含む。)による医療費負担の決定に関すること。
	2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項、第36条及び第50条の規定による水の使用若しくは給水の制限又は禁止に係る事務に関すること。
	3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条及び第50条(第31条第1項による措置に係るものに限る。)の規定による質問又は調査に関すること。
	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条による費用の徴収に関すること。
	5	大気汚染防止法第15条第1項及び第15条の2第1項による勧告に関すること。
	6	水質汚濁防止法第13条の3による勧告に関すること。

保 健 所 長	7	騒音規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	8	振動規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	9	悪臭防止法第8条第1項による勧告に関すること。
	10	公害健康被害の補償等に関する法律による申請、請求及び届出の受理に関すること。
	11	公害健康被害の補償等に関する法律による公害医療手帳の交付決定に関すること。
	12	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第33条、第35条第1項、第36条第2項、第38条第1項、第44条第1項、第76条、第84条及び第125条による勧告並びに第38条第2項による命令に関すること。
	13	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第126条第1項(第33条、第36条第2項、第76条、第84条及び第125条による勧告に従わない場合に限る。)及び第2項(第38条第2項による命令を行う場合に限る。)による氏名等の公表に関すること。
	14	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例第5条第2項による助成期間の延長に関すること。
	15	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例による医療手帳の交付決定に関すること。
保 健 所 次 長	1	保健委員に対する費用弁償の支出決定に関すること。
保 健 所 主 幹	1	大気汚染防止法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第12条第3項(第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
	2	大気汚染防止法第10条第2項(第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。))による期間の短縮の決定に関すること。
	3	大気汚染防止法第26条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	4	大気汚染防止法第27条第3項及び第5項による通知の受理に関すること。
	5	水質汚濁防止法第5条から第7条まで、第10条、第11条第3項、第14条第3項並びに第14条の2第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
	6	水質汚濁防止法第9条第2項による期間の短縮の決定に関すること。
	7	水質汚濁防止法第22条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	8	水質汚濁防止法第22条第2項による報告の徴収に関すること。
	9	水質汚濁防止法第23条第3項及び第5項による通知の受理に関すること。
	10	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項による届出の受理に関すること。
	11	ダイオキシン類対策特別措置法第17条第2項による期間の短縮の決定に関すること。
	12	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項による報告の受理に関すること。
	13	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	14	ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
	15	騒音規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
	16	騒音規制法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	17	騒音規制法第21条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
	18	振動規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
	19	振動規制法第17条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	20	振動規制法第18条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
	21	悪臭防止法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。

保健所主幹	22	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項において準用する場合を含む。)及び第6条の2第2項による届出の受理に関すること。
	23	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
	24	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第59の項及び13の項に掲げる県民の生活環境の保全等に関する条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること(同条例第10条、第19条第1項、第20条第1項、第24条第2項、第31条及び第34条第1項による命令並びに同条例第102条第1項による氏名等の公表に関するものを除く。)
	25	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第1項、第18条第1項、第64条第1項及び第66条第1項による許可に関すること。
	26	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む。)、第17条第1項、第19条(第34条において準用する場合を含む。)、第20条第3項(第34条又は第68条(第75条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第37条第1項及び第2項、第65条第1項、第67条、第72条第1項、第73条、第74条、第80条第1項、附則第5条第1項並びに附則第6条第1項による届出の受理に関すること。
	27	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第6項(第18条第2項において準用する場合を含む。)による認定に関すること。
	28	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第23条第2項及び第127条第1項による報告の徴収並びに同条第2項による検査及び質問に関すること。
	29	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第71条第1項及び第2項、第75条の2並びに第81条による報告の受理に関すること。
	保健予防課長	1
2		障害者自立支援法第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等(精神通院医療に係るものに限る。)に関すること(市外から転入した者であって、従前の居住地において支給認定を受けていたものに係るものに限る。)
3		障害者自立支援法第56条による支給認定の変更(精神通院医療に係るものに限る。)に関すること(判定を要するものを除く。)
4		その他障害者自立支援法による自立支援医療費の支給(精神通院医療に係るものに限る。)に係る事務処理上の軽易な意思決定に関すること。
区民生活課長	1	掲示の決定に関すること。
	2	住民基本台帳カードの交付に関すること。
	3	電子証明書の提供に関すること。
区民福祉課長	1	母子及び寡婦福祉法第13条及び第32条(附則第6条において例による場合を含む。)において準用する第13条による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出(支出にあつては、児童の入学その他の理由により急を要するものに限る。)に係る決定に関すること(償還及び違約金の徴収にあつては、所管に係るものに限る。)
	2	児童手当及び子ども手当の届出等の受理に関すること。
	3	名古屋市子育て支援手当条例を廃止する等の条例(平成22年名古屋市条例第35号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市子育て支援手当条例(平成16年名古屋市条例第36号)による子育て支援手当の届出等の受理に関すること。
	4	生活保護法による保護費(保護施設事務費及び委託事務費を含む。)の支出決定に関すること。ただし、同法第53条による診療報酬の額を決定して支払うものを除く。
	5	重度障害者(児)給付金の支出決定に関すること。
	6	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例第7条による掛金の減免の決定に関すること。
	7	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例第11条による年金の支払の差止めに関すること。

区民福祉課長	8	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例第 18 条第 1 項から第 4 項までによる届出の受理に関する事。
	9	老人保健の医療費並びに障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び福祉給付金(医療担当者等へ支払うものを除く。)の支出決定に関する事。
	10	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格の確認並びに医療証の交付決定に関する事。
	11	福祉給付金の支給対象者の資格の確認及び福祉給付金資格者証の交付決定に関する事。

別表第 3 (区長及び社会福祉事務所長の権限に係る代決権限事項)

部長及び保健所長	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。
	2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関する事。ただし、金額の増減を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
	3	不納欠損処分決定に関する事。
区民福祉部長	1	生活保護法第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条第 4 項による保護の決定、停止及び廃止に関する事。
	2	生活保護法第 62 条第 3 項による保護の停止及び廃止に関する事。
	3	生活保護法第 78 条による費用の返還及び徴収に係る決定に関する事。
	4	生活保護法第 81 条による後見人選任請求に関する事。
	5	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関する事。
	6	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 による通所給付決定の取消し(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。
	7	児童福祉法第 21 条の 5 の 11 による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。
	8	児童福祉法第 24 条の 4 による入所給付決定の取消しに関する事。
	9	児童福祉法第 24 条の 5 による障害児入所給付費の額の特例の適用の決定に関する事。
	10	児童福祉法第 56 条の 5 の 5 による審査請求の弁明書の提出(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。
	11	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関する事。
	12	障害者自立支援法第 25 条による支給決定の取消し(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	13	障害者自立支援法第 31 条による介護給付費等の額の特例の適用の決定(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	14	障害者自立支援法第 51 条の 10 による地域相談支援給付決定の取消し(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	15	障害者自立支援法第 57 条による支給認定の取消し(更生医療に係るものに限る。)に関する事。
	16	障害者自立支援法に係る審査請求の弁明書の提出(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	17	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に関する事。
	18	介護保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更、一時差止、滞納保険料額の保険給付からの控除及び保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事。
	19	介護保険の第 2 号被保険者に係る保険給付の一時差止に関する事。
	20	介護保険料その他徴収金に係る繰上徴収、徴収猶予、減免及び滞納処分に関する事(徴収猶予及び滞納処分にあつては、所管に係るものに限る。)
	21	介護保険に係る審査請求の弁明書の提出に関する事(財政局において行った処分に係るものを除く。)
	22	国民健康保険に係る保険給付の一時差止、滞納保険料の控除に関する事。

区民福祉部長	23	国民健康保険料その他徴収金に係る繰上徴収、徴収猶予、減免(所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限に限る。)及び滞納処分に関する事(徴収猶予及び滞納処分にあつては、所管に係るものに限る。)
	24	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る繰上徴収及び滞納処分に関する事(徴収猶予及び滞納処分にあつては、所管に係るものに限る。)
課長 (保健所にあつては、次長に限る。)	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
	1の2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関する事(金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。)。ただし、執行の決定について企画経理室長の合議を要するものについては、企画経理室長に合議しなければならない。
	1の3	調定(市税に係るものを除く。)、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関する事。
	2	物品の受払通知に関する事。
	3	物品(重要物品を除く。)の不用の決定に関する事。ただし、備品については企画経理室長に合議しなければならない。
	4	使用中の物品の検査に関する事。
	5	文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事。
	6	諸証明、閲覧及び奥書証印に関する事。
	7	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関する事。
総務課長	1	区役所講堂の使用許可に関する事。
	2	自動車の臨時運行の許可に関する事。
	3	掲示の決定に関する事。
	4	国有農地に係る対価の徴収に関する事。(主幹(農政)を設置する区の総務課長を除く。)
企画経理室長	1	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。ただし、使用料の減額又は免除に係るものを除く。
	2	支出命令、振替命令及び更正命令(収入の更正命令を除く。)並びに戻入通知に関する事。
	3	資金前渡、概算払及び前金払に係る監督(前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。)及び精算に関する事。
	4	歳入歳出外現金等の受払通知に関する事。
主幹(農政)	1	国有農地に係る対価の徴収に関する事。
まちづくり推進室長	1	安心・安全・快適まちづくり活動補助金の交付(安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第5条第1項により整備する組織への交付に係るものを除く。)に関する事。
	2	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第10条第1項による指導及び助言並びに同条例第2項による勧告に関する事。
市民課長	1	戸籍(除かれた戸籍を含む。)の謄本及び抄本の交付に関する事。
	2	戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載した事項に関する証明に関する事。
	3	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関する事。
	4	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関する事。
	5	住民基本台帳の閲覧並びに住民票(削除されたものを含む。)及び戸籍の附票の写しの交付に関する事。
	6	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に関する事。
	7	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理に関する事。
	8	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に関する事。
	9	特別永住者証明書の交付及び返納の受理に関する事。
	10	転出証明書の交付決定に関する事。
	11	埋火葬許可証の交付決定に関する事。
	12	印鑑登録に係る届出の受理及び印鑑の証明に関する事。

市民課長	13	保護者に対する就学予定者の入学期日及び学校指定の通知に関する事。
	14	校長に対する就学児童生徒の氏名及び入学期日の通知に関する事。
	15	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関する事。
民生子ども課長	1	母子及び寡婦福祉法第31条第2号による自立支援教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費等の支給決定に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	2	母子及び寡婦福祉法施行令第29条第1項による教育訓練講座の指定に関する事。
	3	児童福祉法第22条による助産の実施及び第23条による母子保護の実施に関する事。
	4	児童福祉法第24条による保育の実施に関する事。
	5	児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関する事。
	6	児童福祉法第56条による費用の徴収(第22条による助産の実施及び第27条による乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設への入所措置に係るものに限る。)に関する事。
	7	児童福祉法第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の額の決定及び徴収(市立の保育所に係る徴収を除く。)に関する事。
	8	児童扶養手当法による認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
	9	名古屋市ひとり親家庭手当条例による支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
	10	生活保護法第24条第5項及び第25条第2項による保護の変更に関する事。
	11	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に関する事。
	12	生活保護法第27条の2による相談及び助言に関する事。
	13	生活保護法第28条第1項による検診命令に関する事。
	14	生活保護法第28条第4項による保護の変更に関する事。
	15	生活保護法第29条による調査の嘱託及び報告の請求に関する事。
	16	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に関する事。
	17	生活保護法第48条第4項による届出の受理に関する事。
	18	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項による弁明の機会の付与に関する事。
	19	生活保護法第63条及び第77条第2項による費用の返還及び徴収に係る決定に関する事。
	20	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に関する事。
	21	生活保護法第80条による返還の免除に関する事。
	22	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関する事。
	23	所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号による手数料の免除に関する事。(福祉課の主管に係るものを除く。)
福祉課長	1	老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に関する事。
	2	老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に関する事。
	3	老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に関する事。
	4	老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に関する事。
	5	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7(同条第11項、第13項及び第14項を除く。)による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。
	6	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。
	7	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。
	8	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。

福 祉 課 長	9	児童福祉法第 21 条の 5 の 28 による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	10	児童福祉法第 21 条の 6 による措置に関する事。
	11	児童福祉法第 24 条の 3(同条第 8 項、第 10 項及び第 11 項を除く。)による障害児入所給付費の支給の手續に関する事。
	12	児童福祉法第 24 条の 6 による高額障害児入所給付費の支給に関する事。
	13	児童福祉法第 24 条の 7 による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	14	児童福祉法第 24 条の 20 による障害児入所医療費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	15	児童福祉法第 24 条の 26 による障害児相談支援給付費(同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に限る。)の支給(精神障害児に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	16	児童福祉法第 24 条の 27 による特例障害児相談支援給付費の支給(精神障害児に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	17	児童福祉法第 56 条による費用の徴収(第 27 条による障害児入所施設への入所措置並びに指定医療機関への入院措置に係るものに限る。)に関する事。
	18	身体障害者福祉法第 18 条による措置に関する事。
	19	身体障害者福祉法第 38 条により徴収する費用の額の決定に関する事。
	20	知的障害者福祉法第 15 条の 4 及び第 16 条による措置に関する事。
	21	知的障害者福祉法第 27 条により徴収する費用の額の決定に関する事。
	22	知的障害者福祉法第 28 条による後見開始の審判等の請求に関する事。
	23	障害者自立支援法第 19 条及び第 22 条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	24	障害者自立支援法第 20 条第 1 項による申請の受理及び同条第 6 項による調査嘱託(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	25	障害者自立支援法第 21 条による障害程度区分の認定(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	26	障害者自立支援法第 24 条による支給決定の変更(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	27	障害者自立支援法第 30 条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	28	障害者自立支援法第 34 条による特定障害者特別給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	29	障害者自立支援法第 35 条による特例特定障害者特別給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	30	障害者自立支援法第 51 条の 5 及び第 51 条の 7 による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付費決定及び給付要否決定等(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	31	障害者自立支援法第 51 条の 9 による地域相談支援給付費決定の変更(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	32	障害者自立支援法第 51 条の 17 による計画相談支援給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	33	障害者自立支援法第 51 条の 18 による特例計画相談支援給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	34	障害者自立支援法第 52 条及び第 54 条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等(更生医療に係るものに限る。)に関する事。
	35	障害者自立支援法第 56 条による支給認定の変更(更生医療に係るものに限る。)に関する事。
	36	障害者自立支援法第 70 条による療養介護医療費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	37	障害者自立支援法第 76 条による補装具費の支給に関する事。

福 祉 課 長	38	障害者自立支援法第 76 条の 2 による高額障害福祉サービス等給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	39	障害者自立支援法第 77 条による地域生活支援事業に係る支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(登録事業者に対する支出決定に関する事を除く。)
	40	その他障害者自立支援法に係る事務処理上の軽易な意思決定(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	41	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例による掛金の徴収に関する事。
	42	介護保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は受給資格証明書の交付決定に関する事。
	43	介護保険に係る要介護認定等に関する事。
	44	高額介護サービス費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。
	45	介護保険の負担限度額に係る申請の受理、認定及び負担限度額認定証の交付決定に関する事。
	46	介護保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事(所管に係るものに限る。)
	47	介護保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事。
	48	介護保険の事務処理上の軽易な事項に係る意思決定に関する事。
	49	福祉課の所管に係る社会福祉事務所長委任規則第 29 号による手数料の免除に関する事。
保 険 年 金 課 長	1	国民健康保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は被保険者資格証明書の交付決定に関する事。
	2	国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事。
	3	国民健康保険の療養費、出産育児一時金及び葬祭費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。
	4	国民健康保険の標準負担額の減額に係る申請の受理、認定及び標準負担額減額認定証の交付決定に関する事。
	5	国民健康保険の特定疾病に係る申請の受理、認定及び特定疾病療養受療証の交付決定に関する事。
	6	国民健康保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事(所管に係るものに限る。)
	7	国民健康保険料の減額賦課に関する事。
	8	国民健康保険料その他徴収金に係る減免(所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限を除く。)に関する事。
	9	国民健康保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事。
	10	国民年金及び特別障害給付金に係る申請、請求及び届出の受理に関する事。
	11	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事(所管に係るものに限る。)
	12	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事。
	13	後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関する事。
	14	後期高齢者医療被保険者証(被保険者資格証明書を含む。)の引渡し及び返還の受付に関する事。
	15	国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の事務処理上の軽易な事項に係る意思決定に関する事。
保 健 所 長	1	障害者自立支援法第 25 条による支給決定の取消し(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	2	障害者自立支援法第 31 条による介護給付費等の額の特例の適用の決定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	3	障害者自立支援法第 51 条の 10 による地域相談支援給付決定の取消し(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。

保 健 所 長	4	障害者自立支援法に係る審査請求の弁明書の提出(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	5	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 による通所給付決定の取消し(精神障害児に係るものに限る。)に関する事。
	6	児童福祉法第 21 条の 5 の 11 による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定(精神障害児に係るものに限る。)に関する事。
	7	児童福祉法第 56 条の 5 の 5 による審査請求の弁明書の提出(精神障害児に係るものに限る。)に関する事。
保健予防課長	1	障害者自立支援法第 19 条及び第 22 条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	2	障害者自立支援法第 20 条第 1 項による申請の受理及び同条第 6 項による調査嘱託(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	3	障害者自立支援法第 21 条による障害程度区分の認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	4	障害者自立支援法第 24 条による支給決定の変更(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	5	障害者自立支援法第 30 条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	6	障害者自立支援法第 34 条による特定障害者特別給付費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	7	障害者自立支援法第 35 条による特例特定障害者特別給付費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	8	障害者自立支援法第 51 条の 5 及び第 51 条の 7 による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び給付要否決定等(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	9	障害者自立支援法第 51 条の 9 による地域相談支援給付決定の変更(精神障害者に係るものに限る。)に関する事。
	10	障害者自立支援法第 51 条の 17 による計画相談支援給付費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	11	障害者自立支援法第 51 条の 18 による特例計画相談支援給付費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	12	障害者自立支援法第 76 条の 2 による高額障害福祉サービス等給付費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	13	障害者自立支援法第 77 条による地域生活支援事業に係る支給(精神障害者に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	14	児童福祉法第 21 条の 5 の 5 及び第 21 条の 5 の 7(同条第 11 項、第 13 項及び第 14 項を除く。)による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等(精神障害児に係るものに限る。)に関する事。
	15	児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 1 項による申請の受理(精神障害児に係るものに限る。)に関する事。
16	児童福祉法第 21 条の 5 の 8 による通所給付決定の変更(精神障害児に係るものに限る。)に関する事。	
17	児童福祉法第 21 条の 5 の 12 による高額障害児通所給付費の支給(精神障害児に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)	
18	児童福祉法第 24 条の 26 による障害児相談支援給付費(同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に限る。)の支給(精神障害児に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)	
19	児童福祉法第 24 条の 27 による特例障害児相談支援給付費の支給(精神障害児に係るものに限る。)に関する事(支出決定に関することを除く。)	
支 所 長	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。
	2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関する事。ただし、金額の増減を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
	3	不納欠損処分に関する事(区民福祉課の所管に係るものに限る。)

支 所 長	4	繰上徴収に関する事(市税に係るものを除く。)	
	5	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関する事。	
	6	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関する事。	
	7	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に関する事。	
	8	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理に関する事。	
	9	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に関する事。	
	10	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関する事。	
	11	生活保護法第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条第 4 項による保護の決定、停止及び廃止に関する事。	
	12	生活保護法第 62 条第 3 項による保護の停止及び廃止に関する事。	
	13	生活保護法第 78 条による費用の返還及び徴収に係る決定に関する事。	
	14	生活保護法第 81 条による後見人選任請求に関する事。	
	15	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関する事。	
	16	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 による通所給付決定の取消し(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。	
	17	児童福祉法第 21 条の 5 の 11 による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。	
	18	児童福祉法第 24 条の 4 による入所給付決定の取消しに関する事。	
	19	児童福祉法第 24 条の 5 による障害児入所給付費の額の特例の適用の決定に関する事。	
	20	児童福祉法第 56 条の 5 の 5 による審査請求の弁明書の提出(精神障害児に係るものを除く。)に関する事。	
	21	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関する事。	
	22	障害者自立支援法第 25 条による支給決定の取消し(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。	
	23	障害者自立支援法第 31 条による介護給付費等の額の特例の適用の決定(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。	
	24	障害者自立支援法第 51 条の 10 による地域相談支援給付決定の取消し(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。	
	25	障害者自立支援法第 57 条による支給認定の取消し(更正医療に係るものに限る。)に関する事。	
	26	障害者自立支援法に係る審査請求の弁明書の提出(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。	
	27	国民健康保険料に係る減免(所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限に限る。)に関する事。	
	28	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に関する事。	
	29	介護保険料に係る減免に関する事。	
	区民生活課長	1	調定通知並びに使用料(区役所支所講堂の使用料に限る。)及び手数料に係る調定、納入通知、収入の更正命令及び還付命令に関する事。
		2	物品の受払通知に関する事。
		3	物品(重要物品を除く。)の不用の決定に関する事。ただし、備品については総務課長に合議しなければならない。
4		使用中の物品の検査に関する事。	
5		文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事。	
6		諸証明、閲覧及び奥書証印に関する事。	
7		聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関する事。	
8		区役所支所講堂の使用許可に関する事。	
9		戸籍(除かれた戸籍を含む。)の謄本及び抄本の交付に関する事。	

区民生活課長	10	戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載した事項に関する証明に関する事
	11	住民基本台帳の閲覧並びに住民票(削除されたものを含む。)及び戸籍の附票の写しの交付に関する事
	12	特別永住者証明書交付及び返納の受理に関する事
	13	転出証明書の交付決定に関する事
	14	埋火葬許可証の交付決定に関する事
	15	印鑑登録に係る届出の受理及び印鑑の証明に関する事
	16	保護者に対する就学予定者の入学期日及び学校指定の通知に関する事
	17	校長に対する就学児童生徒の氏名及び入学期日の通知に関する事
	18	国有農地に係る対価の徴収に関する事。(港区役所南陽支所次長を除く。)
区民福祉課長	1	母子及び寡婦福祉法第31条第2号による自立支援教育訓練給付金及び高等技能訓練促進費等の支給決定に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	2	母子及び寡婦福祉法施行令第29条第1項による教育訓練講座の指定に関する事
	3	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7(同条第11項、第13項及び第14項を除く。)による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等(精神障害児に係るものを除く。)に関する事
	4	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理(精神障害児に係るものを除く。)に関する事
	5	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更(精神障害児に係るものを除く。)に関する事
	6	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給(精神障害児に係るものを除く。)に関する事
	7	児童福祉法第21条の5の28による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	8	児童福祉法第21条の6による措置に関する事
	9	児童福祉法第22条による助産の実施及び第23条による母子保護の実施に関する事
	10	児童福祉法第24条による保育の実施に関する事
	11	児童福祉法第24条の3(同条第8項、第10項及び第11項を除く。)による障害児入所給付費の支給の手續に関する事
	12	児童福祉法第24条の6による高額障害児入所給付費の支給に関する事
	13	児童福祉法第24条の7による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	14	児童福祉法第24条の20による障害児入所医療費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	15	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費(同条第1項、第2項及び第4項に限る。)の支給(精神障害児に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	16	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給(精神障害児に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関する事を除く。)
	17	児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関する事
	18	児童福祉法第56条による費用の徴収(第22条による助産の実施及び第27条による乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設への入所措置並びに指定医療機関への入院措置に係るものに限る。)に関する事
	19	児童福祉法第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の額の決定及び徴収(市立の保育所に係る徴収を除く。)に関する事
	20	児童扶養手当法による認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事
	21	名古屋市ひとり親家庭手当条例による支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事

区民福祉課長	22	生活保護法第 24 条第 5 項及び第 25 条第 2 項による保護の変更に関する事。
	23	生活保護法第 27 条第 1 項による指導及び指示に関する事。
	24	生活保護法第 27 条の 2 による相談及び助言に関する事。
	25	生活保護法第 28 条第 1 項による検診命令に関する事。
	26	生活保護法第 28 条第 4 項による保護の変更に関する事。
	27	生活保護法第 29 条による調査の囑託及び報告の請求に関する事。
	28	生活保護法第 30 条から第 37 条の 2 までによる保護の実施に関する事。
	29	生活保護法第 48 条第 4 項による届出の受理に関する事。
	30	生活保護法第 62 条第 3 項による保護の変更及び同条第 4 項による弁明の機会の付与に関する事。
	31	生活保護法第 63 条及び第 77 条第 2 項による費用の返還及び徴収に係る決定に関する事。
	32	生活保護法第 76 条第 1 項による遺留金品の処分に関する事。
	33	生活保護法第 80 条による返還の免除に関する事。
	34	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関する事。
	35	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 11 条第 1 項及び第 2 項による措置に関する事。
	36	老人福祉法第 27 条第 1 項による遺留金品の処分に関する事。
	37	老人福祉法第 28 条第 1 項による費用の徴収に関する事。
	38	老人福祉法第 32 条による後見開始の審判等の請求に関する事。
	39	身体障害者福祉法第 18 条による措置に関する事。
	40	身体障害者福祉法第 38 条により徴収する費用の額の決定に関する事。
	41	知的障害者福祉法第 15 条の 4 及び第 16 条による措置に関する事。
	42	知的障害者福祉法第 27 条により徴収する費用の額の決定に関する事。
	43	知的障害者福祉法第 28 条による後見開始の審判等の請求に関する事。
	44	障害者自立支援法第 19 条及び第 22 条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	45	障害者自立支援法第 20 条第 1 項による申請の受理及び同条第 6 項による調査囑託(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	46	障害者自立支援法第 21 条による障害程度区分の認定(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	47	障害者自立支援法第 24 条による支給決定の変更(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	48	障害者自立支援法第 30 条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	49	障害者自立支援法第 34 条による特定障害者特別給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	50	障害者自立支援法第 35 条による特例特定障害者特別給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	51	障害者自立支援法第 51 条の 5 及び第 51 条の 7 による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付費決定及び給付要否決定等(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	52	障害者自立支援法第 51 条の 9 による地域相談支援給付費決定の変更(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。
	53	障害者自立支援法第 51 条の 17 による計画相談支援給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
	54	障害者自立支援法第 51 条の 18 による特例計画相談支援給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(支出決定に関することを除く。)
55	障害者自立支援法第 52 条及び第 54 条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等(更生医療に係るものに限る。)に関する事。	

区民福祉課長	56	障害者自立支援法第 56 条による支給認定の変更(更生医療に係るものに限る。)に関する事。	
	57	障害者自立支援法第 70 条による療養介護医療費の支給に関する事(支出決定に関する事を除く。)	
	58	障害者自立支援法第 76 条による補装具費の支給に関する事。	
	59	障害者自立支援法第 76 条の 2 による高額障害福祉サービス等給付費の支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。	
	60	障害者自立支援法第 77 条による地域生活支援事業に係る支給(精神障害者に係るものを除く。)に関する事(登録事業者に対する支出決定に関する事を除く。)	
	61	その他障害者自立支援法に係る事務処理上の軽易な意思決定(精神障害者に係るものを除く。)に関する事。	
	62	名古屋市中心身障害者扶養共済事業条例による掛金の徴収に関する事。	
	63	介護保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は受給資格証明書の交付決定に関する事。	
	64	高額介護サービス費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。	
	65	介護保険の負担限度額に係る申請の受理、認定及び負担限度額認定証の交付決定に関する事。	
	66	介護保険料に係る還付に関する文書の発付(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。	
	67	国民健康保険料に係る納入通知書その他これに類する文書の発付(窓口において発付する場合に限る。)に関する事。	
	68	国民健康保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証の交付決定に関する事。	
	69	国民健康保険の療養費、出産育児一時金及び葬祭費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。	
	70	国民健康保険の標準負担額の減額に係る申請の受理、認定及び標準負担額減額認定証の交付決定に関する事。	
	71	国民健康保険の特定疾病に係る申請の受理、認定及び特定疾病療養受療証の交付決定に関する事。	
	72	国民健康保険料に係る還付に関する文書の発付(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。	
	73	国民健康保険料に係る還付の決定(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。	
	74	国民健康保険料の減額賦課(申請によるものに限る。)に関する事。	
	75	国民健康保険料に係る減免(所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限を除く。)に関する事。	
	76	国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事。	
	77	後期高齢者医療保険料に係る納付書の発付(窓口において発付する場合に限る。)に関する事。	
	78	後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関する事。	
	79	後期高齢者医療被保険者証の引渡し及び返還の受付に関する事。	
	80	区民福祉課の所管に係る社会福祉事務所長委任規則第 29 号による手数料の免除に関する事。	
	センター館長	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結(予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。)に関する事。
		2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関する事。ただし、金額の増減を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
		3	所管施設の使用の許可及び使用料の減免に関する事。

別表第4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

保健所の次長、課長及び主幹	1	定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。
	2	定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
	3	所管の法令又は条例に基づく立入検査、調査、質問等の実施に係る決定に関すること。
保健所次長	1	母子保健法第16条第1項による母子健康手帳の交付決定に関すること。
保健所生活環境課長	1	毒物及び劇物取締法第16条の2(第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。
	2	毒物及び劇物取締法施行令第18条第2号、第24条第2号による届出の受理に関すること。
	3	食品衛生法第28条による収去に関すること。
	4	食品衛生法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の届出の受理に関すること。
	5	食品衛生法第52条の規定による営業の許可の更新に関すること。
	6	食品衛生法施行規則第71条の規定による変更届の受理に関すること。
	7	名古屋市食品衛生法等施行細則第14条の規定による廃業届の受理に関すること。
	8	名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例第3条の規定による届出の受理に関すること。
	9	狂犬病予防法第4条による犬の登録に関すること。
	10	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条による収去に関すること。
保健所保健予防課長	1	健康増進法第27条第1項による収去に関すること。

(2) 区 長 委 任 規 則 (昭 和 25 年 8 月 19 日 規 則 第 52 号)

1 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づく市長の権限に属する事務の一部の委任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 区長に委任する事務は、次の各号に掲げる通りとする。

(1)から(4)まで 削除

(5) 使用料、手数料(区役所区民生活部市民課の職員又は区役所支所長等が補助執行する他区の区長の権限に属する事務に係るものを含む。)及び過料の徴収等に関する事。

(6) 削除

(7) 他の官公署の囑託にかかわる公課その他の徴収に関する事。

(8) 区役所において支払った過払誤払、その他返納金等の収納に関する事。

(9) 区役所において収入した過納又は誤納金等の充当又は還付に関する事。

(10) 水難救護法の事務に関する事。

(11)及び(12) 削除

(13) 諸証明、閲覧及び奥書証印に関する事。

(14) 埋火葬の許可に関する事。

(15) 受益者負担金徴収に関する事。

(16) 物品会計に関する事。

(17) 住宅組合法に関する事。

(18) 道路運送車両法第34条による自動車の臨時運行の許可に関する事。

(19) 自衛官の募集に関する事。

(20) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条の規定による被害農林漁業者及び特別被害農林漁業者並びにこれらの損失額の認定に関する事。

(21) 国民健康保険の被保険者資格、被保険者証、保険給付(療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(標準負担額減額差額に係るものを除く。)、保険外併用療養費、療養費(治療用装具に係るものを除く。)、訪問看護療養費及び移送費の支給の審査を除く。)、保険料の賦課徴収(財政局税務部債権回収室において行う滞納整理の事務を除く。)その他の同保険実施のための事務(保険給付に係る損害賠償の請求、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者への支払及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。)に関する事。

(21)の2 後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収

の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付並びに財政局税務部債権回収室において行う滞納整理の事務を除く。)、後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付、後期高齢者医療被保険者証の引渡しその他の同医療実施のための事務に関する事。

(22) 国民年金及び特別障害給付金実施のための事務に関する事。

(23) 区役所講堂の使用許可及び使用料の免除に関する事。

(23)の2 区役所支所講堂の使用許可及び使用料の免除に関する事(西区長に限る。)

(24) 安心・安全・快適まちづくり活動補助金の交付(安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第5条第1項により整備する組織への交付に係るものを除く。)に関する事。

(25) 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第10条第1項による指導及び助言並びに同条第2項による勧告に関する事。

(26) 地縁による団体の認可に関する事。

(27) 介護保険の被保険者資格、被保険者証、要介護認定等(要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同じ。)、保険給付、保険料の賦課徴収その他の同保険実施のための事務(保険給付に係る損害賠償の請求、要介護認定等に係る訪問調査の委託、主治の医師に対する意見書料の支払(愛知県国民健康保険団体連合会への支払の委託に係るものに限る。)、保険給付(介護保険法により指定する事業者及び介護保険施設並びに指定特別給付事業者への支払に係るものに限る。)の支払、介護保険法により指定する事業者及び介護保険施設並びに指定特別給付事業者の指定又は許可等、特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付並びに財政局税務部債権回収室において行う滞納整理の事務を除く。)に関する事。

(28) 障害者自立支援法による障害程度区分の認定、介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定、自立支援医療費(更生医療に係るものに限る。)の支給認定、自立支援給付その他の同法実施のための事務(障害程度区分の認定に係る訪問調査の委託、自立支援給付等に係る指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払、自立支援医療費(更生医療に係るものを除く。)の支給認定、指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関に対する報告の命令等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定等並びに高額障害福祉サービス等給付費の精神障害者

への支払に係るものを除く。)に関すること。

(29) 児童福祉法による障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の通所給付決定、障害児入所給付費の入所給付決定、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の申請の受付及び支払その他の給付事務(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に対する障害児通所給付費等並びに精神障害児に係る高額障害児通所給付費の支払に係るものを除く。)に関すること。

附 則

1 この規則は、公布の日からこれを施行する。

2 区役所の所管区域に変動があった場合においては、当該変動の際現に効力を有する旧区長(変動の日の前日に変動のあった地域を所管していた区長をいう。以下同じ。)が行なった許可等の処分その他の行為又は変動の際現に旧区長に対して行なっている許可等の申請その他の行為で、新区長(変動のあった地域を新たに所管する区長をいう。以下同じ。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、変動の日以後においては、規則に特別の定めがある場合を除くほか、当該新区長が行なった許可等の処分その他の行為又は新区長に対して行なった許可等の申請その他の行為とみなす。

附 則

(略)

(3) 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則 (昭和 12 年 3 月 31 日
教育委員会規則 第 4 号)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき、この規則を制定する。

第 2 条 次の各号に掲げる事務は、これを区長に委任する。

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事
ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 18 条に規定する事務を除く。
- (2) 社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業(スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業を含む。)の実施に関する事
ただし、学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。
- (3) 生涯学習センター(名古屋市生涯学習推進センターを除く。次号において同じ。)の施設の使用の許可に関する事
- (4) 生涯学習センターの施設及び設備の経常的な管理に関する事
- (5) 選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施に関する事

附 則

(略)

(4) 区における総合行政の推進に関する規則 (昭和 58 年 4 月 15 日 規 則 第 61 号)

(目的)

第 1 条 地域に係わる事務事業(以下「事務事業」という。)の計画及び実施に関し、区役所、局、事務所及び事業所相互の連絡調整を円滑にして区における総合行政の推進を図り、もって市民の福祉の増進と行政効果の向上に資することを目的とする。

(総合調整)

第 2 条 区長は、地域行政の総合的な推進を図るため必要な調整を行わなければならない。

2 区長会、区政推進会議その他区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等は、区における総合行政の推進に資するように運営されなければならない。

3 局長は、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(計画への参画)

第 3 条 基本計画、短期計画その他主要な事務事業の計画を策定するに当たっては、関係区長から意見を聴取し、その反映に努めるものとする。

(予算の要望)

第 4 条 区長は、所管区域内における地域的な課題に対応するため必要な事務事業について、その予算化を要望することができる。

2 局長は、区長からの要望について留意し、その実現に努めるものとする。

(協議)

第 5 条 局長は、毎年度当初、当該年度の事務事業の計画を関係区長に説明するとともに、その事務事業を実施するに当たっては、関係区長と連絡又は協議をするものとする。この場合において、局長は、区長に対し、必要な資料及び情報を提供し、会議への出席を求める等区長の意見が十分に反映されるよう配慮するものとする。

2 区長は、所管区域内において実施される事務事業について、必要があると認めるときは、関係局長に協議を求めることができる。

(説明要求等)

第 6 条 区長は、所管区域内において実施される事務事業について、関係局長又は事務所若しくは事業所(以下「事務所等」という。)の長に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(市民経済局長の調整措置)

第 7 条 市民経済局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき、又は関係区長若しくは局長より要請のあったときは、

助言、提案等の調整措置を講ずることができる。

(要請及び指示)

第 8 条 区長は、住民の苦情若しくは要望の処理に関し特に必要があり、かつ、緊急を要すると認めるとき、又は区政推進会議において必要と認めるときは、関係事務所等の長に必要な要請若しくは指示を行い、又は関係事務所等の長とチームを編成することができる。

(区長の要請又は指示に対する措置)

第 9 条 事務所等の長は、前条の要請又は指示を受けたときは、すみやかに必要な措置を講じ、その結果を区長に通知しなければならない。

(区政推進会議)

第 10 条 第 1 条の目的に資するため、各区に区政推進会議を置く。

2 区政推進会議は、区長及び次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 環境事業所長
- (2) 土木事務所長
- (3) 上下水道局営業所長
- (4) 消防署長
- (5) 図書館長
- (6) その他区長が必要と認める者

3 区政推進会議は、区長が主宰する。

(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(略)

(5) 区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則 (昭和 44 年 8 月 16 日 規則 第 71 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令及び条例に定めるもののほか、区役所講堂及び区役所支所講堂(以下「講堂」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 講堂は、市民の集会その他各種行事を行なう者に対して、区行政遂行に支障のない範囲において使用させるものとする。

(使用の許可)

第 3 条 講堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合には、使用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

第 4 条 第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、行事の内容及び進行予定時間を記載した行事計画書を添付しなければならない。

3 第 1 項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前 3 月の初日から使用日前 2 週間までの間に行なわなければならない。ただし、市長が特に必要な事由があると認めた場合は、この限りでない。

4 使用許可は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用許可書(第 2 号様式)を交付することによって行うものとする。

(使用許可の取消等)

第 5 条 講堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可の条件を変更し、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号の一に該当することが明らかとなったとき。

2 市長において緊急やむを得ない行政目的に使用する必要が生じたときは、使用の許可を取り消すことができる。

(使用日及び使用時間)

第 6 条 12 月 26 日から翌年の 1 月 5 日までの間は、講堂を使用させない。

2 講堂を使用することができる時間は、別表 1 のとおりとする。

(使用料)

第 7 条 講堂及び附属設備の使用料は、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用日前 10 日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全額を還付する。

- (1) 使用者の責に帰することのできない事由によって使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用日前 7 日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用料の免除)

第 8 条 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するときは、前条第 1 項に規定する使用料を免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用料免除申請書(第 3 号様式)を区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書に添えて市長に提出しなければならない。

附 則

(略)

別表 1

使用区分	時 間
午 前	午前 9 時から 午後 0 時30分（中区の講堂にあっては正午）まで
午 後	午後 1 時から 午後 4 時30分まで
午前午後	午前 9 時から 午後 4 時30分まで
夜 間	午後 5 時から 午後 8 時30分（中区の講堂にあっては午後 9 時）まで
午後夜間	午後 1 時から 午後 8 時30分（中区の講堂にあっては午後 9 時）まで
1 日	午前 9 時から 午後 8 時30分（中区の講堂にあっては午後 9 時）まで

別表 2

使用区分	講 堂 の 使 用 料 の 額		
	第 1 種	第 2 種	冷暖房加算料
午 前	30,000円	4,200円	1,300円
午 後	35,000	4,200	1,300
午前午後	58,500	8,400	2,600
夜 間	40,000	6,700	1,300
午後夜間	67,500	10,900	2,600
1 日	84,000	13,500	3,900

備考 講堂の使用料の額の区分は、次のとおりとする。

第 1 種 中区の講堂

第 2 種 千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区の講堂並びに西区役所山田支所講堂

冷暖房加算料 夏期において冷房を行い、又は冬期において暖房を行った場合に徴収する。ただし、中区の講堂を除く。

別表 3

附属設備の名称	単 位	使用料の額
グ ラ ン ド ピ ア ノ	1 台	2,000円
た て 型 ピ ア ノ	1 台	1,000
マ イ ク ロ ホ ン	1 本	300
ワイヤレスマイクロホン	1 本	500
テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 台	300
レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	1 台	300
照 明 装 置 （ ポーターライト フットライト ホリゾンライト シーリングスポットライト サスペンションスポットライト ）	1 式	1,000
ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 台	200
ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 台	500
16ミリ映写機（スクリーン付） 中区の講堂に限る。	1 式	2,000
ス ク リ ー ン	1 式	500
金 び ょ う ぶ	1 双	400

備考 使用料の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあってはこの表の額に 2 を乗じて得た額、1 日の区分による使用にあってはこの表の額に 3 を乗じて得た額とする。

6 指定都市の市・区役所所在地

(平成24年6月1日現在)

指定都市名	市・区役所名	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区)	札幌市役所	中央区北1条西2丁目	060-8611	(011) 211-2111
	中央区役所	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	231-2400
	北区役所	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	東区役所	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石区役所	白石区本郷通3丁目北1番1号	003-8612	861-2400
	厚別区役所	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	西区役所	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
仙台市 (5区 2総合支所)	手稲区役所	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
	仙台市役所	青葉区国分町三丁目7番1号	980-8671	(022) 261-1111
	青葉区役所	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	225-7211
	宮城総合支所	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
	若林区役所	若林区保春院前3番地の1	984-8601	282-1111
	太白区役所	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
	秋保総合支所	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111
	泉区役所	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111
	浦和区役所	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9588	(048) 829-1111
さいたま市 (10区)	西区役所	西区大字指扇3743番地	331-8587	622-1111
	北区役所	北区宮原町1丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮区役所	大宮区大門町3丁目1番地	330-8501	657-0111
	見沼区役所	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央区役所	中央区下落合5丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜区役所	桜区道場4丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南区役所	南区別所7丁目6番1号	336-8586	838-1111
	緑区役所	緑区大字中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻区役所	岩槻区本町3丁目2番5号	339-8585	790-0111
千葉市 (6区)	千葉市役所	中央区千葉港1番1号	260-8722	(043) 245-5111
	中央区役所	中央区中央3丁目10番8号	260-8733	221-2111
	花見川区役所	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
	稲毛区役所	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉区役所	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
	緑区役所	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜区役所	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
	川崎市 (7区 2支所)	川崎市役所	川崎区宮本町1番地	210-8577
川崎区役所		川崎区東田町8番地	210-8570	1 201-3113
大師支所		川崎区東門前2丁目1番1号	210-0812	1 271-0130
田島支所		川崎区綱管通2丁目3番7号	210-0852	1 322-1960
幸区役所		幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	1 556-6666
中原区役所		中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	1 744-3113
高津区役所		高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	1 861-3113
宮前区役所		宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	1 856-3113
多摩区役所		多摩区登戸1775番地1	214-8570	1 935-3113
麻生区役所		麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	1 965-5100
横浜市 (18区)	横浜市役所	中区港町1丁目1番地	231-0017	(045) 671-2121
	鶴見区役所	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	1 510-1818
	神奈川区役所	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	1 411-7171
	西区役所	西区中央一丁目5番10号	220-0051	1 320-8484
	中区役所	中区日本大通35番地	231-0021	1 224-8181
	南区役所	南区花之木町3丁目48番地1	232-0018	1 743-8282
	港南区役所	港南区港南中央通10番1号	233-0004	1 847-8484
	保土ヶ谷区役所	保土ヶ谷区川辺町2番地9	240-0001	1 334-6262
	旭区役所	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	241-0022	1 954-6161
	磯子区役所	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	1 750-2323
	金沢区役所	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	1 788-7878
	港北区役所	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	1 540-2323
	緑区役所	緑区寺山町118番地	226-0013	1 930-2323
	青葉区役所	青葉区市ヶ尾町31番地4	225-0024	1 978-2323
	都筑区役所	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	224-0032	1 948-2323
	戸塚区役所	戸塚区戸塚町157番地3	244-0003	1 866-8484
	栄区役所	栄区桂町303番地19	247-0005	1 894-8181
	泉区役所	泉区泉町4636番地2	245-0016	1 800-2323
	瀬谷区役所	瀬谷区二ツ橋町190番地	246-0021	1 367-5656

1総合案内番号

2総務担当

3企画総務課

指定都市名	市・区役所名	所在地	〒	電話番号
相模原市 (3区)	相模原市役所	中央区中央2丁目1番15号	252-5277	(042) 754-1111
	緑区役所	緑区橋本6丁目2番1号	252-5177	2 775-8802
	中央区役所	中央区中央2丁目1番15号	252-5277	1 754-1111
	南区役所	南区相模大野5丁目3番1号	252-0377	2 749-2134
新潟市 (8区)	新潟市役所	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	(025) 228-1000
	北区役所	北区葛塚3197番地	950-3393	387-1000
	東区役所	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
	中央区役所	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	223-1000
	江南区役所	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	秋葉区役所	秋葉区程島2009番地	956-8601	(0250) 23-1000
	南区役所	南区白根1235番地	950-1292	(025) 373-1000
	西区役所	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
静岡市 (3区 3支所)	静岡市役所(静岡庁舎)	葵区追手町5番1号	420-8602	(054) 254-2111
	葵区役所	葵区追手町5番1号	420-8602	254-2115
	井川支所	葵区井川656番地の2	428-0504	260-2211
	駿河区役所	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811
	長田支所	駿河区上川原13番1号	421-0132	259-5522
	清水区役所	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111
	蒲原支所	清水区蒲原新田一丁目21番1号	421-3211	385-3111
浜松市 (7区)	浜松市役所	中区元城町103番地の2	430-8652	(053) 457-2111
	中区役所	中区元城町103番地の2	430-8652	1 457-2111
	東区役所	東区流通元町20番3号	435-8686	1 424-0111
	西区役所	西区雄踏一丁目31番1号	431-0193	1 597-1111
	南区役所	南区江之島町600番地の1	430-0898	1 425-1111
	北区役所	北区細江町気賀305番地	431-1395	1 523-1111
	浜北区役所	浜北区西美園6番地	434-8550	1 587-3111
	天竜区役所	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	1 926-1111
京都市 (11区 3支所)	京都市役所	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	604-8571	(075) 222-3111
	北区役所	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	432-1181
	上京区役所	上京区今出川通室町西入掘出シ町289番地	602-8511	441-0111
	左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ前町7番地の2	606-8511	702-1000
	中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東山区役所	東山区清水五丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科区役所	山科区榎辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京区役所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南区役所	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京区役所	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京区役所	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	610-1143	332-8111
	伏見区役所	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
	深草支所	伏見区深草向畑町93番地の1	612-0861	642-3101
醍醐支所	伏見区醍醐大構町28番地	601-1366	571-0003	
大阪市 (24区)	大阪市役所	北区中之島一丁目3番20号	530-8201	(06) 6208-8181
	北区役所	北区扇町二丁目1番27号	530-8401	2 6313-9625
	都島区役所	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	2 6882-9625
	福島区役所	福島区大開一丁目8番1号	553-8501	2 6464-9625
	此花区役所	此花区春日出北一丁目8番4号	554-8501	2 6466-9625
	中央区役所	中央区久太郎町一丁目2番27号	541-8518	2 6267-9625
	西区役所	西区新町四丁目5番14号	550-8501	2 6532-9625
	港区役所	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	2 6576-9625
	大正区役所	大正区千島二丁目7番95号	551-8501	2 4394-9625
	天王寺区役所	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	2 6774-9625
	浪速区役所	浪速区敷津東一丁目4番20号	556-8501	2 6647-9625
	西淀川区役所	西淀川区御幣島一丁目2番10号	555-8501	2 6478-9625
	淀川区役所	淀川区十三東二丁目3番3号	532-8501	2 6308-9625
	東淀川区役所	東淀川区豊新二丁目1番4号	533-8501	2 4809-9625
	東成区役所	東成区大今里西二丁目8番4号	537-8501	2 6977-9625
	生野区役所	生野区勝山南三丁目1番19号	544-8501	2 6715-9625
	旭区役所	旭区大宮一丁目1番17号	535-8501	2 6957-9625
	城東区役所	城東区中央三丁目4番29号	536-8510	2 6930-9625
	鶴見区役所	鶴見区横堤五丁目4番19号	538-8510	2 6915-9625
	阿倍野区役所	阿倍野区文の里一丁目1番40号	545-8501	2 6622-9625
	住之江区役所	住之江区御崎三丁目1番17号	559-8601	2 6682-9625
	住吉区役所	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	2 6694-9625
	東住吉区役所	東住吉区東田辺一丁目13番4号	546-8501	2 4399-9625
	平野区役所	平野区背戸口三丁目8番19号	547-8580	2 4302-9625
	西成区役所	西成区岸里一丁目5番20号	557-8501	2 6659-9625

1総合案内番号

2総務担当

3企画総務課

指定都市名	市・区役所名	所在地	〒	電話番号
堺市 (7区)	堺市役所	堺市堺区南瓦町3番1号	590-0078	(072) 233-1101
	堺区役所	堺市堺区南瓦町3番1号	590-0078	3 228-7403
	中区役所	堺市中区深井沢町2470番地7	599-8236	3 270-8181
	東区役所	堺市東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	3 287-8100
	西区役所	堺市西区鳳東町6丁目600番地	593-8324	3 275-1901
	南区役所	堺市南区桃山台1丁目1番1号	590-0141	3 290-1800
	北区役所	堺市北区新金岡町5丁目1番4号	591-8021	3 258-6706
神戸市 (9区) (1支所)	美原区役所	堺市美原区黒山167番地1	587-8585	3 363-9311
	神戸市役所	中央区加納町6丁目5番1号	650-8570	(078) 331-8181
	東灘区役所	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	841-4131
	灘区役所	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
	中央区役所	中央区雲井通5丁目1番1号	651-8570	232-4411
	兵庫区役所	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北区役所	北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	651-1195	593-1111
	長田区役所	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須磨区役所	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	北須磨支所	須磨区中落合2丁目2番5号	654-0195	793-1212
	垂水区役所	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	西区役所	西区玉津町小山字川端180番地の3	651-2195	929-0001
	岡山市 (4区)	岡山市役所	北区大供一丁目1番1号	700-8544
北区役所		北区大供一丁目1番1号	700-8544	803-1000
中区役所		中区浜三丁目7番15号	703-8544	803-1000
東区役所		東区西大寺上二丁目7番31号	704-8555	803-1000
南区役所		南区片岡207番地	709-1292	803-1000
広島市 (8区)	広島市役所	中区国泰寺町一丁目6番34号	730-8586	(082) 245-2111 電話交換機の一本化により市役所代表電話のみ (平成17年8月より)
	中区役所	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	
	東区役所	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
	南区役所	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
	西区役所	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安佐南区役所	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	安佐北区役所	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	安芸区役所	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
北九州市 (7区)	佐伯区役所	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	各事業所直通 (093)
	北九州市役所	小倉北区城内1番1号	803-8501	
	門司区役所	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510	
	小倉北区役所	小倉北区大手町1番1号	803-8510	
	小倉南区役所	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510	
	若松区役所	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510	
	八幡東区役所	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510	
	八幡西区役所	八幡西区筒井町15番1号	806-8510	
	戸畑区役所	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510	
	福岡市 (7区)	福岡市役所	中央区天神一丁目8番1号	
東区役所	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	1 631-2131	
博多区役所	博多区博多駅前二丁目9番3号	812-8512	1 441-2131	
中央区役所	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	1 714-2131	
南区役所	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	1 561-2131	
城南区役所	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	1 822-2131	
早良区役所	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	1 841-2131	
西区役所	西区内浜1丁目4番1号	819-8501	1 881-2131	
熊本市 5区 (9総合出張所 5出張所 1分室)	熊本市役所	中央区手取本町1番1号	860-8601	(096) 328-2111
	中央区役所	中央区手取本町1番1号	860-8618	328-2555
	大江出張所	中央区大江6丁目1番85号	862-0971	372-0311
	東区役所	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	託麻総合出張所	東区長嶺東7丁目1番15号	861-8038	380-3111
	秋津出張所	東区秋津3丁目15番1号	861-2104	368-2205
	東部出張所	東区錦ヶ丘1番1号	862-0912	367-1411
	西区役所	西区小島2丁目7番1号	861-5292	329-1111
	河内総合出張所	西区河内町船津2069番地5	861-5347	276-1111
	花園総合出張所	西区花園5丁目8番3号	860-0072	359-1122
	芳野分室	西区河内町野出1410番地	861-5343	277-2001
	南区役所	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	飽田総合出張所	南区会富町1333番地1	861-4121	227-1111
	天明総合出張所	南区奥古閑町2035番地	861-4125	223-1111
	城南総合出張所	南区城南町宮地1050番地	861-4202	(0964) 28-3111
	幸田総合出張所	南区幸田2丁目4番1号	861-4108	(096) 378-0172
	南部出張所	南区南高江6丁目7番35号	861-4106	358-1205
	北区役所	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
	北部総合出張所	北区鹿子木町66番地	861-5521	245-2111
	清水総合出張所	北区清水亀井町14番7号	861-8066	343-9161
	龍田出張所	北区龍田弓削1丁目1番10号	861-8007	338-2231

1総合案内番号 2総務担当 3企画総務課

区 政 担 当 課

指定都市名	局 部 課	電 話 番 号
札幌市	市民まちづくり局地域振興部区政課	(直) 011-211-2252 F A X 011-218-5156
仙台市	市民局地域政策部区政課	(直) 022-214-6125 F A X 022-211-1916
さいたま市	市民・スポーツ文化局区政推進室	(直) 048-829-1833 F A X 048-829-1992
千葉市	市民局市民自治推進部市民サービス課	(直) 043-245-5133 F A X 043-245-5550
川崎市	市民・こども局区政推進部区調整課	(代) 044-200-2111 (直) 044-200-2357～8 F A X 044-200-3912
横浜市	市民局区政支援部区連絡調整課	(直) 045-671-2728 F A X 045-664-5295
相模原市	企画市民局市民部区政支援課	(直) 042-769-9814 F A X 042-753-9413
新潟市	市民生活部市民総務課	(直) 025-226-1013 F A X 025-228-2219
静岡市	生活文化局市民生活部区政課	(代) 054-254-2111 (直) 054-221-1052 F A X 054-221-1538
浜松市	市民部市民協働・地域政策課	(直) 053-457-2243 F A X 053-457-2750
京都市	文化市民局地域自治推進室	(直) 075-222-3048 F A X 075-222-3042
大阪市	市民局市民部区政課	(直) 06-6208-7321・4 F A X 06-6202-7073
堺市	市民人権局市民生活部市民人権総務課	(直) 072-228-7579 F A X 072-228-0371
神戸市	市民参画推進局参画推進部区政振興課	(直) 078-322-5071・2 F A X 078-322-6012
岡山市	市民局区政推進課	(直) 086-803-1033 F A X 086-803-1875
広島市	企画総務局総務課	(直) 082-504-2112 F A X 082-504-2069
北九州市	市民文化スポーツ局市民部区政課	(直) 093-582-2107 F A X 093-562-1307
福岡市	市民局総務部区政課	(直) 092-711-4074 F A X 092-733-5595
熊本市	企画振興局区政推進課	(直) 096-328-2031 F A X 096-324-1713(局共用)

7 各区のシンボルマーク

千種区



昭和46年11月に公募。405点の中から選ばれた。

千種の「千」の字を伸びる樹にみたくて意匠化し、太陽と緑にめぐまれた千種区をイメージさせる。

(昭和47年1月20日制定)

中村区

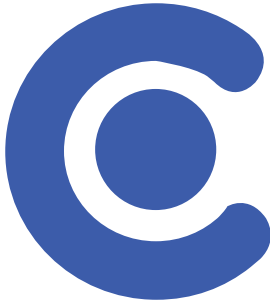


全体は中村の中を表し、左側にム、右側にラを配している。

いつの世でも中村区がたえず前進することを願い、今まさに大空に向かって飛び立とうとしている鳥のイメージを表現している。

(昭和62年4月制定)

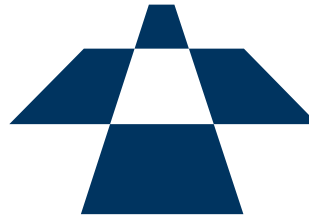
東区



東=「EAST」のEをデザイン化したもので、全体の丸味は区民の和と明るい未来を象徴している。

(昭和62年9月制定)

中区



「中」の文字をデザイン化し、飛翔する鳥の姿と縦横に走るストリートイメージをさせて、発展する中区を表現したものである。

(昭和62年11月制定)

北区



市制100周年を機に応募作461点から選定。

区名「北」の漢字をデザイン化し、区民の和と協調を表すとともに、雄飛発展する北区の輝く未来を力強く象徴している。

(昭和63年2月制定)

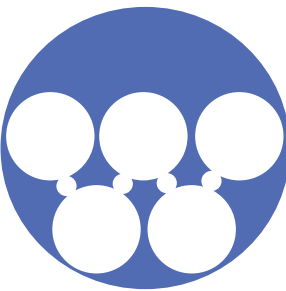
昭和区



昭和区のイニシャル「S」の広がりて、区の飛躍、発展を表し、幸運をよぶ四つ葉のクローバーを重ねたデザインである。

(昭和62年3月制定)

西区



英語の西=「WEST」の頭文字Wをデザイン化し、丸のつらなりで区民の連帯を象徴し、一丸となって豊かな明日をひらくエネルギーを表現している。

(昭和63年1月25日制定)

瑞穂区

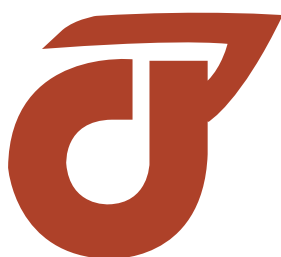


「いつまでも住みつけたいまち 瑞穂区」の願いをこめて、イニシャル「M」を花びらにアレンジし、中央に名所、山崎川の清流を組み合わせ、瑞穂区の限りない発展・躍進を表している。

(昭和62年10月制定)

7 各区のシンボルマーク

熱 田 区



アツタの「ア」を図案化したもので、上部の矢先で区の発展を、下部の円形で区民の連帯と和を表している。

(昭和62年3月制定)

守 山 区



守山の頭文字「M」と「山」を組み合わせて象形化したもので、外側の丸形の「M」が区民相互のふれあいの豊かさを、全体で鳥が大空へ飛び出すがごとく、伸びゆく守山を表している。

(昭和58年10月制定)

中 川 区



「中川」の文字を区の全体にデザインし、川が多い中川区の特徴を生かして文字の中にイメージしたものである。

(昭和61年11月制定)

緑 区



昭和48年4月に緑区区制10周年を記念し、区民より募集したもののうちの入選作。みどりの「み」と木の葉をデザイン化したもので、緑区が無限に成長する願いもこめられている。

(昭和49年2月制定)

港 区



みなと区の「み」と港をゆうゆうと飛ぶ「カモメ」を組み合わせたもので、港区の限りない発展と躍進を希求するものである。

(昭和62年4月14日制定)

名 東 区



区制施行5周年を記念して区民から募集した応募作品の中から選定したもので、めいとうの「め」をデザインし、人の和と名古屋の東玄関名古屋インターチェンジのイメージを盛りこんだもの。

(昭和55年3月15日制定)

南 区



「莊子」の図南鵬翼の意からミナミの「ミ」を、調和・団結・発展の3本の白線が未来に向けて飛翔する姿を表し、地色は南を表す朱雀と区民の情熱を意味する深紅でデザインしたものである。

(昭和63年1月制定)

天 白 区



天白区の「て・ん」の二文字を組み合わせて、区民が手を組み協力していく姿をデザイン化したもの。中央のとがった形は、天白区の未来への発展を表現している。

(昭和60年2月制定)

8 区の木・区の花・区之歌等

区名	区の木 (制定年月日)	区の花 (制定年月日)	区之歌等 (制定年月日)
千種区	ハナミズキ (H2.1.22)	アジサイ (H2.1.22)	
東区	モクレン (S63.4)	ポタシ (S63.4)	ひがし音頭 (S63.7)
北区	さくら (S63.6)	コスモス (S63.6)	北区小唄 (S29)
西区	やなぎ (S47.9)	さくらそう (S63.1)	西区よいとこ音頭 (H19.5)
中村区	サツキ (S62.4.27)	スイセン (H2.3.1)	
中区	いちょう (S62.11)	パンジー (S62.11)	
昭和区	ハナミズキ (H元.11.29)	ハナショウブ (H元.11.29)	
瑞穂区	サクラ (S62.10.1)	サクラ (H元.12.12)	みずほ音頭 (S41)
熱田区	クロガネモチ (H元.10)	ハナショウブ (H元.10)	
中川区	クロマツ (S62.5)	ハポタシ (S62.5)	
港区	クスノキ・サザンカ (S62.4.14)	ハイビスカス (H2.10)	みなと区音頭 (S62.4.14)
南区	クスノキ (S63.1.12)	ひまわり (S63.1.12)	
守山区	どんぐり (S63.2.17)	桔梗 (S63.2.17)	区の日：2月15日 (S62.11.7)
緑区	カエデ (H元.12)	ミヤコワスレ (H元.12)	緑区之歌 (S49.2.13)
名東区	ケヤキ (H2.3.1)	ナデシコ (H2.3.1)	名東音頭 (S60.2.1) わがまち名東 (H19.5.10)
天白区	キンモクセイ (H元.6.1)	マーガレット (H元.6.1)	てんぱく音頭 (H元.6.1)